

# 建設荷役車両



VOL.40 No.238

第**238**号  
2018-11

平成30年11月1日発行（隔月1回1日発行）



公益  
社団法人

**建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくじんかん

# ORタイヤ販売開始!!

いつものタイヤで交換しようかな？

ちょっと待って！

その前に一度お問い合わせ下さい！

圧倒的コストパフォーマンスで  
貴社の経費節約に  
貢献いたします!!

## スキッドステアローダ用

570×12	6PR
23×8.50-12	6PR
27×8.50-15	6PR
10×16.5	6PR
12×16.5	8PR

スキッドステアローダ用

## ホイールローダー用

12.5/70-16	6PR	20.5-25	20PR
15.5/60-18	8PR	23.5-25	20PR
16.9-24	10PR	26.5-25	28PR
17.5-25	16PR	29.5-25	28PR

ホイールローダー用

他、サイズ多数取り揃え

※大型建機用ホイール多数サイズ取り揃えております。  
※注入ウレタンによるノーパンク化も対応。

## MRC 丸中ゴム工業株式会社

本社：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-5556 FAX:052-889-5558

名古屋営業所：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-1777 FAX:052-883-2511

東京支店：座間市小松原 2-17-16

TEL:046-256-8206 FAX:046-256-8208

仙台営業所：仙台市宮城野区中野 5-3-8

TEL:022-387-0020 FAX:022-786-0440

大阪営業所：摂津市鳥飼中 3-6-60

TEL:072-650-5650 FAX:072-650-3650

(公社)建設荷役車両安全技術協会  
広報委員会 行

FAX : 03-3221-3665

機関誌『建設荷役車両』をご愛読いただきありがとうございます。  
皆さまのお役にたてる誌面づくりのために  
アンケートにご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※この用紙はホームページの「会員限定ページ」  
からもダウンロードできます。  
(URL <http://www.sacl.or.jp/>)

## 回答有効期限：2018年12月27日

- ◆ 下記の記事について、あてはまるものを一つ選んで□に✓を入れてください。  
お読みになった記事は“良かった”、“どちらともいえない”、“良くなかった”のうち一つを  
お読みにならなかった記事は読んでいないを選んでください。

番号	記事カテゴリー	読んだ(あてはまるものを一つ選んでください)			読んでいない
		良かった	どちらともいえない	良くなかった	
①	実践講座 (そこが知りたい働き方改革)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	コーヒーブレイク・随想	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	技術解説	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	経済情報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	我が社のセールスポイント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	イラスト災害事例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	製品紹介	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ◆ 毎年11月の特自検強調月間についてあてはまるものを一つずつ選んで✓を入れてください。

番号	カテゴリー	知っている	知らない
⑧	特自検強調月間リーフレット・PRステッカー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	支部が行っている巡回指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	支部が開催している能力向上教育、実務研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

強調月間リーフレット(A4判)



【表面】



【裏面】

強調月間PRステッカー



- ◆ 本誌全般の感想や、取り上げてほしい話題、講座のテーマなどありましたらご記入ください。

- ◆ お手数ですが、下記情報をご記入ください。

フリガナ ●名前:	●年齢:	●性別:
●勤務先名称:	歳 男・女	
●勤務先所在地: 〒□□□□-□□□□	●役職:	
都道 府県	TEL: ( )	
●職種:(最も近いものを一つ選んで✓を入れてください。)		
代表・役員 <input type="checkbox"/>	営業 <input type="checkbox"/>	サービス <input type="checkbox"/>
設計・技術開発等 <input type="checkbox"/>	現業・製造等 <input type="checkbox"/>	総務・経理等 <input type="checkbox"/>
その他 <input type="checkbox"/>		

※ 抽選で10名様に図書カードを贈呈いたします。結果発表は発送をもって代えさせていただきます。  
※ ご記入いただいた個人情報は抽選品発送及び個人が特定できない形の集計・調査に使用させていただきます。



ご協力ありがとうございました

公社 建設荷役車両安全技術協会  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

2018/11月号



とくじけんくん

- ◆ 平成30年度特定自主検査強調月間実施中！
- ◆ 特定自主検査業務点検表の解説
- ◆ 平成29年度特定自主検査実施状況  
(検査業者によるもの)



とくじけんくん

# 建設荷役車両

2018-11 VOL.40 No.238

## INDEX

### ■ 巻頭言

VRを活用した体感型安全講習の導入 .....	徳田 裕司	4
-------------------------	-------	---

### ■ 広報

平成30年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中! .....		5
特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説 .....		8
特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説 .....		19
平成29年度 特定自主検査実施状況（検査業者によるもの） .....		27

### ■ 技術解説

WM/RM05C1SN型スカイマスター（高所作業車）の紹介 .....	太田 一広	32
-------------------------------------	-------	----

### ■ そこが知りたい! 「実践 働き方改革 労務管理講座」

ハラスメントが引き起こす心の健康障害 .....	中辻 めぐみ	37
--------------------------	--------	----

### ■ 随想

トリック (Trick) .....	中村 政治	47
--------------------	-------	----

### ■ シリーズ特集Ⅹ

作業中の災害事例 .....		49
----------------	--	----

## ■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント ..... 長野県支部 株式会社前田製作所 53

## ■ コーヒーブレイク

第112話 『台北に全員集合せよ！』 ..... 寺岡 晟 58

■ 製品紹介 ..... 66

大型ホイールローダ 986K/ICT 油圧ショベル ZX135USX-6/新型2トン級後  
方超小旋回ミニショベル『SK20SR』

## ■ 経済情報-1

消費増税、2019年の影響が限られる理由 ..... みずほ総合研究所提供 69

## ■ 経済情報-2

緊急レポート：アベノミクスの総仕上げとポスト・アベノミクス  
..... みずほ総合研究所提供 71

建荷協の動き ..... 73

平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表 ..... 75

## ■ お知らせ

協会発行図書等のご案内 ..... 83

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 ..... 87

特定自主検査者資格取得者名簿(平成30年8月1日～平成30年9月30日) ... 88

受賞のお知らせ ..... 91

支部一覧 ..... 93

編集後記 ..... 94

# 平成30年度特自検強調月間リーフレット

# 特自検

— 特定自主検査 —





とくじけんくん




検査を済ませた機械には、  
それ以降する検査済票を  
貼付しなくてはなりません。

安全の  
心を託す  
特自検

特定自主検査強調月間

## 平成30年11月1日 ▶ 30日

**主催** 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
本部・各都道府県支部

**後援** 厚生労働省 経済産業省

**協賛** 中央労働災害防止協会  
建設業労働災害防止協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会  
一般社団法人 日本建設機械工業会  
一般社団法人 日本産業車両協会



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

【表面】

平成30年度建設荷役車両特定自主検査

# 強調月間実施要綱

スローガン

## 「安全の心を託す 特自検」

平成30年11月1日 ▶ 11月30日

### 趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(※以下 特自検という)の実施台数は、平成29年度には全国で約180万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われま

す。また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、平成30年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各労働局・署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

### 対象事業者

- (1)建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2)建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4)建設荷役車両のリース・レンタル事業者

### 事業者が行う実施事項

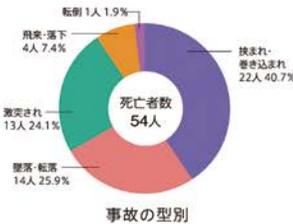
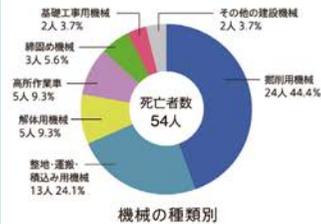
- (1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
  - 特自検が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
  - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
  - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
  - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
  - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

### 主唱者の実施事項

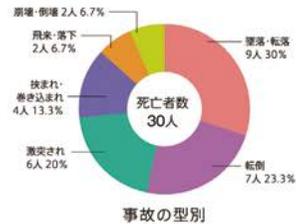
- (1)新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2)ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3)巡回指導による現地指導
- (4)研修会・実務研修等の開催
- (5)「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施動員

## 平成29年における車両系建設機械等・荷役運搬機械による死亡災害の発生状況

### 車両系建設機械・高所作業車



### 車両系荷役運搬機械 (フォークリフト)



【情報提供：厚生労働省】

【裏面】

## VRを活用した体感型安全講習の導入



公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
理事 徳田 裕司  
株式会社タダノ 執行役員 CS部門担当

建設・整備の現場においては、そこに従事する作業者の安全を確保、維持することは私たちの命題であり管理者の義務でもあります。そのために、それぞれの場に応じた安全教育を行っていくことは重要であり、機械そのものの安全技術の進化もあり日々改善されてはいますが、その周辺に潜在する現場の危険はまだ多くあり、これらを抑止していくことが重要です。近年、安全教育用のコンテンツは建設業界を筆頭にVR等の先端技術を利用した体感型コンテンツがトレンドになってきています。過去発生した重大労働災害を再発させないために、VRを利用し、災害事例を疑似体験させることによって、危険な行為とは何か？受講者個々に考えてもらう志向です。当社においても今年から、過去の災害事例を基にこれらを疑似体験する、鮮明な8K映像を利用したVR機材を導入し、社内関係者をはじめ、関係する企業において現場作業に従事されている方々向けに安全講習を実施しています。受講者は疑似体感する各事故の被災状況の説明を受けた後、「HMD（ヘッドマウントディスプレイ）」と呼ばれるゴーグル型のデバイスを頭部に装着し、これにより顔の向きに合わせて360度、上下左右に仮想空間が現れ、その中にいるような疑似体験ができます。



映像に合わせて音や振動（衝撃）を与えることにより臨場感が付加されます。安全の確保された環境で実際に作業を行って危険を体験・認識し、事故の未然防止につながります。受講者からは、「事故現場にいるように感じ、本当に自分の手が巻き込まれ挟まれるような感覚を味わった、安全だと分かっているけど怖いと思った、疑似体験教材は映像や紙面で受ける講習より分かりやすく貴重な体験ができた」などの感想が述べられました。実際にVRを体感した人を見ると、そのリアクションは千差万別・十人十色であり、興味を向けられるコンテンツも様々で、VRの導入は、安全教育に対する垣根を下げる効果があることが実感されました。現場の人手不足は慢性化しつつあり、外国人労働者や女性の職場進出も増加し、作業者の安全確保は更に重要度を増しています。安全教育に限らず、これら新技術を利用した試み、それらの採用をもっと加速させていく必要を感じています。

# 平成30年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間(11/1～11/30)実施中! “特自検の適正実施を重点に”

11月1日から1ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、特自検の確実な実施と登録検査業者や事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。実施に当たり、不明なことがあれば、最寄りの当協会支部にご相談ください。

## ■ スローガン

### 安全の心を託す 特自検

#### 事業内検査を行う事業者及び登録検査業者の皆さん！

- 特定自主検査業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを「特定自主検査業務点検表及びその解説(次ページ参照) [検査業者用又は事業内用]」を用いて、自社の業務の実施体制、検査者検査機器、標章、台帳、記録表等の管理について業務点検を実施してください。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRをしてください。

#### 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル業者の皆さん！

- 特自検が計画的に実施されているか、確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

後援 厚生労働省・経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会  
建設業労働災害防止協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会  
一般社団法人 日本建設機械工業会  
一般社団法人 日本産業車両協会



# 特定自主検査 業務点検表 [検査業者用] の 解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]』の解説」は「特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」および協会が出版する「特定自主検査業務マニュアル 検査業者用」（B P - Z C - 0 1）等で解説している箇所を示したものです。

…… 業務点検表を示します。

…… 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」、「マニュアル」（特定自主検査業務マニュアル）」での説明箇所を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査 業務点検表[検査業者用]」による適切な業務点検を実施下さる様、お願いいたします。「点検のポイント」については日常においても検査事務所の責任者が定期的に確認（必要であれば確認印等を行う）するよう心掛けてください。

## 1. 表題部（検査業者名等）

### 特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]

検査業者名	①	点検年月日	⑤	年	月	日
登録番号	②	第	号	区分	③本社・検査事務所	点検責任者 職氏名
検査事務所名	④					点検者 職氏名

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

## 2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考
組織・管理	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
	2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
	3	検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
	4	本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
	5	検査事務所における検査実施状況を把握している		
	6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
	7	* 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。） 教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
	8	社内・その他	判定	建荷協
教育		教育内容	研修・教育	
			* 検査業者検査員資格取得研修	
			* 能力向上教育	
			実務研修	
			安全教育	
			管理者セミナー	

No.	解説	点検のポイント	ページ
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、そのことが判る様、組織図、体制図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が1つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、体制図の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	1.3
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありますか。 ・過去の異動経過（3年分）も保存してありますか。	1.3
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所の内部監査を定期的に実施し、その結果（監査結果および是正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	1.5(7)
4	特自検に係る本社管理の帳簿等（検査済標章、標章受払簿、廃棄済標章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年4月1日から本年3月31日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いのないか定期的に（半期、4半期に1度等）確認していますか。	16 資19
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、体系図の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	1.3
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。 <b>*法 第100条、登録省令 第19条の21</b>	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存していますか。	16 資20
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年）参加できるように管理します。 <b>社内・その他：</b> 建荷協の研修以外で実施している教育記入し、その実施状況を判定します。 <b>建荷協：</b> 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。 (社内研修（新機種勉強会）、技能講習等)	14 14.3

II 掲示

区分	No.	項目	判定	備考
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者銘板を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	1.5(6)①
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 <b>*登録省令 第19条の17</b>	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	1.2
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていませんか。	1.5(6)③ 8.1
12	検査業者銘板がある場合は検査事務所の見易い場所に掲示します。（検査業者銘板は建荷協会が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板が掲示していませんか。	1.5(6)②
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようにしていることが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	1.5(3)① 4.3(2)1)

Ⅲ 検査員

区分	No.	項 目	判定	備考	
検査員	14	検査員名簿を備えている			
	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無	人数	判定
		フォークリフト	有・無		
		不整地運搬車	有・無		
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）	有・無		
		車両系建設機械（基礎工事用）	有・無		
		車両系建設機械（締固め用）	有・無		
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無		
	高所作業車	有・無			
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している			
	17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている			
	18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している			

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去3年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	4.3(1)
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに2人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 <b>*登録省令 第19条の15</b>	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。（欠員中の検査業務の実施は厳禁）	1.2(2)1)
	登録の有無	当該検査事務所内で特定自主検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めてある場合、無を「○」で囲み、当該検査事務所内で特定自主検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。	
	人数	当該検査事務所内で登録有の機種についてその機種を保有する人数を記入。登録無の場合は「-」を記入します。	
	判定	当該検査事務所内で特定自主検査を行うことができるかできないか。	
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定自主検査記録表（および特定自主検査台帳）の保存期間3年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所にも過去3年間の検査員（移動、退職を含）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ヘルメットに貼付等）	1.5(3)② 4.3(2)2)

IV 業務規程

区分	No.	項目	判定	備考
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20	* 業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22	* ・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23	* ・検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24	* ・特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25	* ・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26	* ・休日、営業時間、検査場所		
	27	* ・出張検査の要領		
	28	* ・検査済標章の発行及び管理		
	29	* ・記録表（検査結果証明証）、検査済標章の再発行		
30	* 業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している			

No.	解説	点検のポイント	コメント
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。	1.5(2)
20	業務規程と実際の業務に相違があつてはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。	・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。 ・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。	
29	<b>* 登録省令 第19条の15第3号</b>	・業務規程通りの業務を行っていますか。 ・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。	1.3
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 <b>* 登録省令 第19条の19</b>	・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	16 資20.21

V 検査機器

区分	No.	項目	判定	備考				
検査機器	31	検査機器台帳を備えている						
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である						
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある						
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用			⑤油圧計		
			ガソリン用			⑥電圧計		
		②回転計				⑦電流計		
		③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカラーチェック等)		
		④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ		

No.	解説	点検のポイント	コメント
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。	5.2 資6
32	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 <b>* 登録省令 第19条の15第2号</b>	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査員が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	5.1 1.2(2/2)
33	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	5.2
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。		
	判定 : 業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を( )内に記入します。		
	整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を( )内に記入します。		

VI 検査済標章

区分	No.	項目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施設設備のある箇所保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。</li> <li>標章管理者は標章の受払の都度または定期に台帳に記載していますか。</li> </ul>	6.5 資9
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>決まった様式の標章受払簿を使用していますか。</li> </ul>	6.5 資10
36	標章を事業者へ引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。</li> </ul>	6.4
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしていませんか。</li> <li>統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。</li> </ul>	6.5(1)②
38	標章は施設可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管していますか。</li> <li>収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。</li> </ul>	6.5(1)①
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。</li> <li>廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。</li> </ul>	6.5(1)⑤

**協会頒布品のご案内** 建荷協では**無資格者による検査を防止するため、「検査業検査者シール」、「腕章」、「ワッペン」**を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部にお申し付け下さい。

**検査業検査者シール**

**腕章**

**ワッペン (アイロンで圧着)**

## VII 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差異がない		
	42	月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		
	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れがない		
	47	標章払出後、長期間未記載(仕掛り)のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
54	* 3年間保存している			

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
40	標章受払簿には標章(特定自主検査検査済標章)の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先(建荷協、本社、検査事務所等)等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。</li> <li>受払簿の受入、払出し、廃棄数が残り枚数と一致していますか。</li> <li>受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。</li> <li>払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。</li> <li>受払い後の標章の残数を記入していますか。</li> <li>標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。</li> <li>標章の受入先(建荷協支部、本社、検査事務所等)が備考欄に記入してありますか。</li> <li>事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。</li> <li>受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。</li> </ul>	6.5
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。</li> </ul>	6.5
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括責任者の確認は定期的に行われていますか。</li> </ul>	6.5(1)④
43	実施月の切取りミス、年末の余剰分等の標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受入簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。(関連52, 53)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。</li> <li>廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。</li> </ul>	6.5(1)⑤
44	標章受払簿は3年間保存する必要があります。 <b>*登録省令 第19条の20</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。</li> </ul>	
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。</li> </ul>	9.2 資13
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入(空欄なし)します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に空欄なしを確認していますか。</li> </ul>	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出した場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入(長期仕掛り)のものはありませんか。(例 10日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛りを防止する、または戻入します。)</li> </ul>	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程で定められた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。</li> </ul>	6.5(2)
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。</li> </ul>	7.3(3) 資8

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。</li> <li>検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。(検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不相当です)</li> <li>検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。</li> </ul>	8
51	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>日報での検査所要時間が機械の種類、大きさ等の割りに短時間の場合はありませんか。</li> <li>出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。</li> </ul>	
52	標章が実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合は、「標章受払簿」又は「特定自主検査台帳・検査料金収納簿」の当該標章の番号記載行の適用欄にその状況を記入しておくことが必要です。 そして、残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。</li> <li>廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。</li> </ul>	6.5(3)
53	また、焼失・紛失等で残片がない場合は、当事者に「顛末書」等を作成させ、保存しておきます。 (関連43)	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。</li> <li>紛失した検査標章についての顛末書を作成し保管してありますか。</li> </ul>	
54	特定自主検査台帳は3年間保存する必要があります。 <b>*登録省令第19条の20</b>		

協会発行図書のご案内

建荷協では特定自主検査に関する下記図書を発行頒布しています。  
ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名(図書符号)	説 明
特定自主検査業務マニュアル [検査業者] (BP-ZC-01)	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 (BC-ZC-01)	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査とその管理 [管理者マニュアル] (BC-ZC-06)	管理者層の方々を対象として、特定自主検査業務の管理とはどのようなことを解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A (BC-YC-01)	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし (PC-ZC-02)	「なぜ特定自主検査が必要なのか?」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期(特定)自主検査関係法令・通達集 (BC-ZC-03)	特定自主検査制度に係る法令、通達(労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等)について、まとめたものです。
定期自主検査指針 (SG-LC-017フォークリフト)(SG-GR-01不整地運搬車) (SG-KC-01車両系建機)(SG-HL-01高所作業車)	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表 (各 種)	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 (TC-ZC-02)	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳[検査業者用] (BC-ZC-07)	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付けが義務づけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項と一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 (SS-LC-037フォークリフト)(SS-CP-01コンクリートポンプ車) (SS-GE-03油圧ショベル)(SS-RC-01締固め用機械) (SS-GE-04トラクタ・ショベル)(SS-HL-01高所作業車) (SS-GE-057ブルドーザー)	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとに纏めたものです。

## Ⅷ 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	55	特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
	56	記載事項に漏れはない		
	57 *	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
	58 *	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	59 *	特定自主検査実施年月日		
	60 *	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している		
	61	検査事務所責任者名が自署・押印している		
	62 *	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
	63	該当しない箇所は「該当なし(-)」が記されている		
	64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
	65 *	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
	66	安全に係る重要な未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
	67	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
	68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
69 *	3年間保存している			
日報	70	作業日報と特定自主検査記録表で検査員および検査日が一致している		
	71	3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	チェック
55	特定自主検査記録表(証明書)は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は2枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	7.3(1)
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があつてはなりません。標題部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	7.2
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正してはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことです。検査員が自筆で署名し捺印をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。検査員(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記し捺印します。複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者(本社統括責任者、検査事務所統括責任者等)の氏名のことです。責任者は特定自主検査記録表(証明書)の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名し捺印をします。名前の訂正をしてはいけません。複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査員名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべて項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「-」を記入し記載漏れがないことを明示します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・存在しない検査箇所に「-」の記入忘れはありませんか。</li> <li>・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。</li> </ul>	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
64	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。</li> <li>・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。</li> </ul>	
65	検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生するおそれがあると判断される場合は事業者への要請等欄にその旨を明記の上、事業者にすみやかに通知します。 直ちに補修の必要はないが、稼動時間の経過に伴って異常の発生が見られる場合は、事業者への要請等欄にその旨を明記しておきます。 その他使用者における点検の実実施、点検方法等の不具合事項については改善策を事業者への要請等欄に記入し勧奨します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。</li> <li>・安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。</li> </ul>	10.2
66	標章は事業者（依頼主）が貼付します。ただし、事業者からの貼付の要請があったときは、検査結果に問題が無い場合に限り検査員が貼付しても良い。 検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査員自らが標章を貼付していませんか。</li> <li>・安全に係わる未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るよう依頼者に要請していますか。</li> </ul>	10.1 資14
67	検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。 標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。</li> <li>・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。</li> </ul>	7.3(3)
68	検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。</li> <li>・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。</li> </ul>	13
69	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。 <b>*登録省令 第19条の20</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録表は3年間確実に保存されていますか。</li> </ul>	7.3(1)
70	検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。</li> <li>・検査実施日は同一ですか。</li> <li>・検査員の休日に検査が行われていませんか。</li> <li>・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか）</li> <li>・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。</li> <li>・機械に見合った検査時間となっていますか。</li> </ul>	
71	検査日報は3年間保存する。		

### 3. 関係法令

#### 【労働安全衛生法】

##### (報告等)

**第100条** 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

##### (書類の保存等)

**第103条** 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (省略)

##### (罰則)

**第118条** (省略)、第54条の6第2項、(省略)の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第119条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条、第33条第1項若しくは第2項、第42条の規程に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三及び四 (省略)

**第120条** 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

一 第33条第3項、第45条第1項若しくは第2項、第103条第1項の規定に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三、四、五及び六 (省略)

**第121条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一、二及び三 (省略)

四 第100条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第103条第2項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

##### (両罰規定)

**第122条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 【労働安全衛生規則】

##### (定期自主検査の記録)

**第151条の23** 事業者は、前2条の自主検査(フォークリフト関係の定期自主検査)を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

**第151条の55** (不整地運搬車関係)、**第169条** (車両系建設機械関係)、**第194条の25** (高所作業車関係)

## 【登録省令】

### (検査業者の登録事項)

第19条の13 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 検査業者にならうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

### (登録の基準)

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
- 二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
- 三 次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
  - イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
  - ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項
  - ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書の発行に関する事項
  - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
  - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
- 四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

### (登録事項の変更)

第19条の17 検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

3 検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

### (業務規程の変更の報告)

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

### (帳簿)

第19条の20 検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から3年間保存しなければならない。

- 一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
- 三 特定自主検査を行った年月日
- 四 特定自主検査を実施した者の氏名
- 五 特定自主検査の結果
- 六 その他特定自主検査に関し必要な事項

### (定期報告)

第19条の21 検査業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに、特定自主検査実施状況報告書(様式第7号の6)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

## 4. その他

### 帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第19条の20に保存する項目、および期間(3年間)が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第121条に定められています。

これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間3年以上(原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分)保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。

BP-YC-05-A



## 特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表 [事業内用]』の解説」は「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」および協会が出版する「特定自主検査業務マニュアル 事業内用」(BP-ZC-02)で解説している箇所を示したものです。

. . . . . 業務点検表を示します。

. . . . . 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」、「マニュアル (特定自主検査業務マニュアル)」での説明箇所を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」による適切な業務点検を実施下さる様、お願いいたします。「点検のポイント」については日常においても事業所の責任者が定期的に確認(必要であれば確認印等を行う)するよう心掛けてください。

### 1. 表題部 (事業所名等)

#### 特定自主検査業務点検表 [事業内用]

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	②	点検者 職氏名	④

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

### 2. 点検項目部 (区分、項目等)

区分	No.	項目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、 検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している		
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している		
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している		
	教育	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している	
		教育内容	判定	建荷協
				研修・教育
				* 検査者資格取得研修
				* 能力向上教育
機械の管理	5	検査対象機械一覧表を整備してある。(検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの)		
	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている		
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している		
	8	* 検査対象機械は、1年に1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期に、漏れなく検査を行っている		

No.	解説	点検のポイント	メモ
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します(事業場が複数の場合は事業場ごとに選任)。また、そのことが判る様、組織図、体制図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、体制図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、機械管理責任者が必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に検査実施責任者を定めていますか。	
3	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、機械管理責任者が標章管理者を定め、管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・標章管理者を定め、受払い等の業務を実施していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に(おおむね5年)参加できるように管理します。 <b>社内・その他:</b> 建荷協の研修以外で管理している教育状況を判定します。 <b>建荷協:</b> 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。 (社内研修、技能講習等)を記入し、その実施	
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検査実施時期等が判るものになっていますか。	12.2 資10
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。	12.3
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。	・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	2
8	特定自主検査対象機械は、1年以内ごとに1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期に、漏れなく検査を行わなければなりません。 <b>*安衛則 第151条の24.56、第169条の2、第194条の26</b>	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

II 検査者

区分	No.	項目	判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの)		
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定
	11	フォークリフト		
	12	不整地運搬車		
	13	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)		
	14	車両系建設機械(基礎工用)		
	15	車両系建設機械(締固め用)		
	16	車両系建設機械(コンクリート打設用)		
	17	高所作業車		
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている		
20	検査資格者を明確にするために検査者標識(ワッペン、腕章等)を装着している			

No.	解説	点検のポイント	マニユアル
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておくことが必要です。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。</li> <li>複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。</li> </ul>	6.3(2)1)
10	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低1人必要です。欠員で有資格者が一人もない場合は、該当する機械の種類の特自主検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特定自主検査を依頼しなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象機械で検査者の欠員のあるものはありませんか。</li> </ul>	6.1
17	人数：当該事務所内で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「-」を記入します。 判定：当該事務所内で特定自主検査を行うことができるかできないかを判定します。		
18	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、過去3年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定自主検査検査者名簿と過去3年間分の検査者名簿を保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査者名簿を3年間保存していますか。</li> </ul>	6.3(1) 資4
19	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格者の修了証の写しを3年間保存していますか。</li> </ul>	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識を確認できますか。</li> <li>標識は検査者のみが装着するルールになっていますか。</li> </ul>	6.3(2)2)

協会頒布品のご案内

建荷協では無資格者による検査を防止するため、「事業内検査者シール」、「腕章」、「ワッペン」を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部にお申し付け下さい。

保有する資格をヘルメットに貼付

事業内検査者シール

腕章

ワッペン (アイロンで圧着)

Ⅲ 検査機器

区分	No.	項目	判定	備考				
検査機器	21	検査機器台帳を備えている						
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である						
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある						
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	デジタル用			⑤油圧計		
			ガソリン用			⑥電圧計		
		②回転計				⑦電流計		
	③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカーチェック等)			
	④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ			

No.	解説	点検のポイント	マニアル
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の校正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器(メーカー名・型式・機番及び数量等)と現在保有の検査機器と相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。	8.2 頁6
22	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。 保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	8.1
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態であれば、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、校正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定 : 保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を( )内に記入します。 整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を( )内に記入します。		

検査機器について

事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制(検査機器を随時借用・使用できる体制)を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ 検査済標章

区分	No.	項目	判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	25	標章受払簿を備えている		
	26	標章の貼付位置は適切である		
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	28	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している		
	29	年末残数の廃棄処理を適正に行っている		

No.	解説	点検のポイント	マニアル
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、機械管理責任者が標章管理者を定め、管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・標章管理者を定め、受払い等の業務を実施していますか。	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	・標章の受入先(建荷協支部、本社、事務所等)が備考欄に記入してありますか。	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付します。	・標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。	10.5
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。	・受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。 ・機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。	

28	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	10.5
29	年末の余剰分等の標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	

## V 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	30	標章の受払は適正に記載されている		
	31	受入数、払出数、残数に差異がない		
	32	月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	34	3年間保存している		
	35	標章番号順等系統的に記載されている		
	36	記載事項に漏れがない		
	37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
	38	標章番号に欠番はない		
	39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	42	3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	10.5 資8
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認(押印等)は定期的に行なわれていますか。	
33	実施月の切取りミス、年末余剰等は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	
34	標章受払簿は3年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は(一)で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出した標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛りとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章の実施月の切り抜き誤り等、標章を廃棄する場合は標章番号を含む部位の保管と廃棄理由を明確にしておくことが必要です。	・廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	10.5 資9
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、大きさ等の割りに短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は3年間保存することが望ましい。		

VI 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等 (特自検査記録表(証明書))	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
	44	* 記載事項に漏れはない		
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	46	* 特定自主検査実施年月日		
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している		
	48	機械責任者名が自署・押印している		
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解説	点検のポイント	メモ
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は3年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があつてはなりません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者(有資格者)の氏名のことで、検査者が自筆で署名、捺印をします。検査者氏名を訂正してはいけません。検査者(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名それぞれが自筆署名し捺印します。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。責任者が記入内容を確認後、署名、捺印します。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 <b>* 安衛則 第151条の23、55、第169条、第194条の25</b>	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果(特定自主検査記録表)については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて3年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている(【登録省令】第19条の20)3年間(原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分)相当、保存しておくことが望ましい。

帳簿等	50	該当しない箇所は「該当なし(ー)」が記されている	
	51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している	
	52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している	
	53	重大な安全装備の未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている	
	54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている	
	55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している	
	56	* 3年間保存している	
	注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい		
検査業検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表(検査結果証明書)を所定の年数(3年間)保存している	
	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している	

No.	解説	点検のポイント	ページ
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「ー」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>存在しない検査箇所に「ー」の記入忘れはありませんか。</li> <li>存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。</li> </ul>	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。</li> <li>検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。</li> </ul>	7
52	検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生すると判断される場合は事業者への要請等欄にその旨を明記します。なお、事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 また、検査の結果、直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が预见される場合でも事業者への要請等欄にその旨を記入しておく必要があります。 ・機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにとすれば良いか」判り易く記入してありますか。</li> <li>安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合、すみやかに補修措置を講じていますか。</li> <li>機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。</li> </ul>	11
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全に係わる未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るようにしていますか。</li> </ul>	11.3
54	特定自主検査記録表、標章を再交付した場合は再交付申請書を保管しておく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>再交付申請書は特定自主検査記録表(副又は控)と一緒に綴っていますか。</li> </ul>	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。</li> <li>検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。</li> </ul>	9
56	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録表は3年間確実に保存されていますか。</li> </ul>	7.3
57			2
58	検査業者による検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生すると判断される場合、事業者への要請等欄にその旨が明記されます。事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 また、直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が预见される場合でも事業者への要請等欄にその旨を記入されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄に明記の有無を確認していますか。</li> <li>安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。(関連52, 53)</li> </ul>	11

## 協会発行図書のご案内

建荷協では特定自主検査に関する下記図書を発行頒布しています。  
ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説 明
特定自主検査業務マニュアル [事業内検査] (BP-ZC-02)	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A (BC-YC-01)	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし (PC-ZC-02)	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 (BC-ZC-03)	特定自主検査制度に関する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 (SG-LC-01フォークリフト) (SG-GR-01不整地運搬車) (SG-KC-01車両系建機) (SG-HL-01高所作業車)	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表 (各 種)	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 (TC-ZC-02)	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳[事業内用] (BC-ZC-04)	検査台帳は特定自主検査済標章の受払を明確に記録しておくための標章受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標章貼付簿からなります。
検査整備基準値表 (SS-LC-03フォークリフト) (SS-CP-01コンクリートポンプ車) (SS-GE-03油圧ショベル) (SS-RC-01締固め用機械) (SS-GE-04トラクタ・ショベル) (SS-HL-01高所作業車) (SS-GE-05ブルドーザー)	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとに纏めたものです。

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることができます。

© 2013 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL:<http://www.sacl.or.jp>

平成25年6月増刷

## 平成29年度 特定自主検査実施状況（検査業者によるもの）

検査業者は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の第19条の21の規定により、毎年度、特定自主検査の実施状況を、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長あてに報告しなければならないとされている。

以下の表は、平成29年度分として報告のあった実施状況を集計したものである。

フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車についての特定自主検査対象機械の実施台数は1,259,764台で、平成28年度に比べ25,819台（2.1%）の増加となっている。

表-1 検査業者による特定自主検査実施台数及び検査者数(全国集計)  
上段:平成28年度 下段:平成29年度 (前年比)

登録別 機械等の種		大臣登録		局長登録		合計	
		検査者数	検査実施台数	検査者数	検査実施台数	検査者数	検査実施台数
フォークリフト		6,420	395,262	10,588	352,050	17,008	747,312
		6,446	404,495	10,524	359,747	16,970	764,242 2.3%
不整地運搬車		5,914	1,485	7,601	3,630	13,515	5,115
		6,095	1,464	7,614	7,826	13,709	9,290 81.6%
車両系建設機械	整地・運搬・積込み用 ・掘削用及び解体用	7,675	187,321	11,646	204,155	19,321	391,476
		7,613	193,951	11,289	202,108	18,902	396,059 1.2%
	基礎工事用	5,427	3,755	5,578	7,895	11,005	11,650
		5,345	3,735	5,445	7,820	10,790	11,555 -0.8%
	締固め用	5,369	7,708	6,768	16,611	12,137	24,319
5,367		8,226	6,408	16,451	11,775	24,677 1.5%	
コンクリート 打設用	218	594	757	4,119	975	4,713	
	140	622	826	3,467	966	4,089 -13.2%	
(小計)		18,689	199,378	24,749	232,780	43,438	432,158
		18,465	206,534	23,968	229,846	42,433	436,380 1.0%
高所作業車		2,034	11,102	4,250	38,258	6,284	49,360
		2,114	11,437	4,294	38,415	6,408	49,852 1.0%
計		33,057	607,227	47,188	626,718	80,245	1,233,945
		33,120	623,930	46,400	635,834	79,520	1,259,764 2.1%

特定自主検査実施状況 厚生労働大臣登録 都道府県別集計  
(平成29年度)

表-2 特定自主検査を実施する者の数

		フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
1	北海道	158	339	412	329	327	3	77	1,645
2	青森県	98	179	205	156	157	2	32	829
3	岩手県	89	176	209	151	163	3	64	855
4	宮城県	147	250	289	226	223	8	60	1,203
5	秋田県	78	105	117	69	73	0	17	459
6	山形県	56	64	65	52	52	0	16	305
7	福島県	78	98	98	78	76	3	22	453
8	茨城県	117	101	111	76	72	0	40	517
9	栃木県	93	91	99	71	72	0	25	451
10	群馬県	90	55	86	51	55	6	7	350
11	埼玉県	297	178	281	190	195	2	99	1,242
12	千葉県	229	203	296	212	192	7	74	1,213
13	東京都	232	131	194	96	96	1	83	833
14	神奈川県	277	178	256	130	130	11	76	1,058
15	新潟県	181	228	272	203	203	3	42	1,132
16	富山県	69	92	121	102	98	2	28	512
17	石川県	89	115	151	115	117	4	30	621
18	福井県	13	17	17	17	17	1	12	94
19	山梨県	22	53	57	46	47	0	26	251
20	長野県	117	138	176	121	124	1	54	731
21	岐阜県	171	137	188	117	120	2	68	803
22	静岡県	123	138	139	90	92	2	21	605
23	愛知県	605	379	562	347	338	8	274	2,513
24	三重県	221	176	235	154	156	8	92	1,042
25	滋賀県	111	29	51	17	24	1	12	245
26	京都府	139	122	140	81	94	1	46	623
27	大阪府	530	253	347	216	217	1	137	1,701
28	兵庫県	239	185	214	158	150	11	60	1,017
29	奈良県	37	47	52	33	41	0	9	219
30	和歌山県	51	78	84	72	72	0	18	375
31	鳥取県	51	55	65	51	52	4	17	295
32	島根県	60	87	97	84	85	3	30	446
33	岡山県	186	128	163	120	123	0	58	778
34	広島県	212	155	227	136	129	3	140	1,002
35	山口県	69	95	104	77	77	0	14	436
36	徳島県	50	91	104	88	88	4	7	432
37	香川県	57	90	100	83	79	6	23	438
38	愛媛県	128	119	156	111	106	5	34	659
39	高知県	36	63	74	73	64	5	11	326
40	福岡県	352	287	332	234	234	1	73	1,513
41	佐賀県	114	68	85	57	63	7	27	421
42	長崎県	92	97	110	80	83	4	17	483
43	熊本県	84	88	102	64	69	0	14	421
44	大分県	34	62	63	58	60	0	4	281
45	宮崎県	57	103	118	97	98	5	11	489
46	鹿児島県	87	130	145	119	124	2	9	616
47	沖縄県	20	42	44	37	40	0	4	187
		6,446	6,095	7,613	5,345	5,367	140	2,114	33,120

	フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	6,420	5,914	7,675	5,427	5,369	218	2,034	33,057
増減	26	181	-62	-82	-2	-78	80	63

特定自主検査実施状況 厚生労働大臣登録 都道府県別集計  
(平成29年度)

表-3 特定自主検査を行った機械の数									
		フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
1	北海道	5,482	97	11,338	84	117	0	363	17,481
2	青森県	3,563	16	5,447	7	146	1	13	9,193
3	岩手県	3,144	45	4,717	48	258	5	118	8,335
4	宮城県	7,302	115	8,266	124	483	15	729	17,034
5	秋田県	2,111	55	2,513	12	76	0	54	4,821
6	山形県	1,627	19	2,275	12	62	0	34	4,029
7	福島県	4,046	49	3,462	22	147	0	140	7,866
8	茨城県	8,395	26	3,185	183	98	0	139	12,026
9	栃木県	4,952	6	1,623	32	57	0	77	6,747
10	群馬県	7,231	33	3,358	10	167	91	5	10,895
11	埼玉県	22,479	12	5,224	132	141	15	1,376	29,379
12	千葉県	15,694	28	6,094	746	143	201	477	23,383
13	東京都	14,557	15	5,486	142	183	0	502	20,885
14	神奈川県	21,141	34	6,959	167	172	29	632	29,134
15	新潟県	6,840	71	11,238	135	399	0	247	18,930
16	富山県	2,377	6	2,237	29	120	0	151	4,920
17	石川県	4,599	11	1,382	31	40	4	107	6,174
18	福井県	967	2	843	8	32	0	3	1,855
19	山梨県	1,935	11	2,104	11	67	0	120	4,248
20	長野県	7,999	30	7,141	14	261	0	57	15,502
21	岐阜県	14,657	42	6,403	36	359	2	108	21,607
22	静岡県	9,245	38	5,514	76	171	102	8	15,154
23	愛知県	41,759	51	9,580	422	423	74	1,076	53,385
24	三重県	16,245	30	5,110	51	329	0	360	22,125
25	滋賀県	10,569	1	556	54	16	0	42	11,238
26	京都府	9,895	29	2,673	91	77	0	74	12,839
27	大阪府	44,575	18	6,061	282	188	0	843	51,967
28	兵庫県	14,043	31	4,100	29	92	7	348	18,650
29	奈良県	2,969	6	1,186	0	32	0	5	4,198
30	和歌山県	2,003	13	2,369	3	150	0	32	4,570
31	鳥取県	2,872	27	1,554	21	77	1	20	4,572
32	島根県	2,711	35	3,105	75	217	9	28	6,180
33	岡山県	12,379	38	3,299	41	152	0	42	15,951
34	広島県	14,253	35	4,272	74	142	12	752	19,540
35	山口県	3,762	27	3,602	34	138	0	10	7,573
36	徳島県	2,859	7	2,428	3	138	1	1	5,437
37	香川県	3,594	27	3,732	73	183	0	490	8,099
38	愛媛県	9,752	33	4,755	43	307	0	606	15,496
39	高知県	2,775	21	2,485	11	119	20	15	5,446
40	福岡県	17,880	56	5,744	233	234	0	710	24,857
41	佐賀県	5,102	37	2,457	70	181	13	188	8,048
42	長崎県	4,321	20	2,418	25	160	20	104	7,068
43	熊本県	3,817	28	4,112	3	150	0	194	8,304
44	大分県	483	26	2,146	6	117	0	0	2,778
45	宮崎県	2,364	49	2,655	10	323	0	30	5,431
46	鹿児島県	2,990	56	4,403	17	373	0	6	7,845
47	沖縄県	180	2	2,340	3	209	0	1	2,735
		404,495	1,464	193,951	3,735	8,226	622	11,437	623,930

	フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	395,262	1,485	187,321	3,755	7,708	594	11,102	607,227
増減	9,233	-21	6,630	-20	518	28	335	16,703

特定自主検査実施状況 都道府県労働局長登録 都道府県別集計  
(平成29年度)

表-4 特定自主検査を実施する者の数

		フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
1	北海道	753	581	1,020	396	474	77	335	3,636
2	青森県	202	186	260	145	148	13	113	1,067
3	岩手県	164	230	307	156	189	13	86	1,145
4	宮城県	177	150	233	121	137	6	68	892
5	秋田県	144	228	331	182	212	9	104	1,210
6	山形県	149	158	259	144	140	13	61	924
7	福島県	249	296	391	210	240	13	132	1,531
8	茨城県	347	173	358	127	159	6	80	1,250
9	栃木県	325	191	331	131	173	9	64	1,224
10	群馬県	346	185	292	88	174	10	103	1,198
11	埼玉県	377	233	324	165	225	14	93	1,431
12	千葉県	312	150	215	88	88	16	83	952
13	東京都	333	52	182	60	70	22	109	828
14	神奈川県	248	53	125	73	65	15	60	639
15	新潟県	392	341	511	193	249	37	166	1,889
16	富山県	236	207	272	166	204	19	87	1,191
17	石川県	120	166	220	165	176	14	87	948
18	福井県	164	176	245	145	145	19	118	1,012
19	山梨県	75	89	107	67	79	2	21	440
20	長野県	254	243	396	93	213	25	155	1,379
21	岐阜県	186	140	195	108	116	7	62	814
22	静岡県	529	192	394	149	166	30	171	1,631
23	愛知県	703	201	366	170	200	29	239	1,908
24	三重県	134	101	148	87	103	10	53	636
25	滋賀県	138	99	170	73	81	4	45	610
26	京都府	84	71	114	67	65	9	57	467
27	大阪府	218	56	152	87	65	16	113	707
28	兵庫県	384	391	194	182	61	132	164	1,508
29	奈良県	77	15	55	31	28	9	34	249
30	和歌山県	130	84	135	48	67	6	33	503
31	鳥取県	85	86	88	69	80	6	45	459
32	島根県	134	121	162	99	120	10	60	706
33	岡山県	168	164	231	114	139	9	81	906
34	広島県	233	248	312	116	183	21	115	1,228
35	山口県	217	191	207	108	133	22	122	1,000
36	徳島県	68	60	74	61	57	2	22	344
37	香川県	130	57	107	63	59	22	40	478
38	愛媛県	180	141	153	79	110	13	67	743
39	高知県	58	74	92	57	58	14	29	382
40	福岡県	282	128	257	149	144	13	99	1,072
41	佐賀県	42	30	34	30	17	13	27	193
42	長崎県	114	118	138	105	106	23	59	663
43	熊本県	147	103	198	59	92	8	54	661
44	大分県	164	133	212	42	104	2	80	737
45	宮崎県	174	194	263	138	178	11	82	1,040
46	鹿児島県	227	237	323	139	221	21	130	1,298
47	沖縄県	151	91	136	100	95	12	86	671
		10,524	7,614	11,289	5,445	6,408	826	4,294	46,400

	フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	10,588	7,601	11,646	5,578	6,768	757	4,250	47,188
増減	-64	13	-357	-133	-360	69	44	-788

特定自主検査実施状況 都道府県労働局長登録 都道府県別集計  
(平成29年度)

	フォーークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計	
1	北海道	20,313	149	12,567	404	226	215	2,299	36,173
2	青森県	4,115	73	4,337	236	283	55	668	9,767
3	岩手県	4,865	104	6,970	163	322	24	661	13,109
4	宮城県	7,540	50	3,772	315	374	7	518	12,576
5	秋田県	2,657	125	6,932	82	300	25	479	10,600
6	山形県	5,255	49	6,292	63	329	13	463	12,464
7	福島県	10,438	296	14,790	208	1,417	13	1,144	28,306
8	茨城県	18,471	116	6,645	172	517	90	1,256	27,267
9	栃木県	14,781	167	9,002	118	904	72	1,061	26,105
10	群馬県	12,566	70	4,560	99	449	16	791	18,551
11	埼玉県	23,889	24	8,650	716	524	230	1,336	35,369
12	千葉県	11,548	12	2,786	311	171	137	1,730	16,695
13	東京都	18,766	11	1,904	94	211	449	1,534	22,969
14	神奈川県	15,082	6	1,664	83	75	363	910	18,183
15	新潟県	8,245	108	6,380	413	571	33	1,149	16,899
16	富山県	8,631	62	5,012	96	214	56	464	14,535
17	石川県	3,801	36	3,127	82	61	27	553	7,687
18	福井県	5,020	101	5,814	116	470	27	474	12,022
19	山梨県	3,932	5	1,953	66	98	10	255	6,319
20	長野県	7,703	188	9,199	163	1,076	63	1,270	19,662
21	岐阜県	3,670	16	3,503	125	238	27	869	8,448
22	静岡県	32,750	169	5,785	261	446	83	1,357	40,851
23	愛知県	20,956	32	7,690	572	682	259	2,210	32,401
24	三重県	2,577	31	2,607	67	217	126	525	6,150
25	滋賀県	4,427	30	3,593	119	187	1	348	8,705
26	京都府	822	30	2,355	123	130	62	810	4,332
27	大阪府	6,020	20	1,206	442	86	363	1,219	9,356
28	兵庫県	18,824	4,611	1,799	220	464	45	1,226	27,189
29	奈良県	2,712	10	631	51	26	31	369	3,830
30	和歌山県	3,430	35	1,618	39	62	24	282	5,490
31	鳥取県	860	25	1,611	59	222	23	179	2,979
32	島根県	759	42	2,067	63	157	21	386	3,495
33	岡山県	3,045	259	3,749	244	383	39	723	8,442
34	広島県	6,223	92	5,501	180	376	67	818	13,257
35	山口県	5,693	32	1,495	160	96	7	652	8,135
36	徳島県	2,239	13	1,634	60	206	7	367	4,526
37	香川県	4,044	5	1,709	48	185	14	702	6,707
38	愛媛県	1,701	63	2,436	57	158	24	420	4,859
39	高知県	284	16	1,856	82	160	32	329	2,759
40	福岡県	7,764	46	3,443	184	341	111	981	12,870
41	佐賀県	585	37	360	66	56	0	151	1,255
42	長崎県	862	54	3,293	62	442	42	714	5,469
43	熊本県	4,756	74	2,965	111	236	4	627	8,773
44	大分県	5,044	125	3,854	34	605	9	805	10,476
45	宮崎県	4,094	94	5,671	46	679	4	334	10,922
46	鹿児島県	5,010	63	5,014	203	664	78	762	11,794
47	沖縄県	2,978	50	2,307	142	355	39	1,235	7,106
		359,747	7,826	202,108	7,820	16,451	3,467	38,415	635,834

	フォーークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	352,050	3,630	204,155	7,895	16,611	4,119	38,258	626,718
増減	7,697	4,196	-2,047	-75	-160	-652	157	9,116

# WM / RM05C1SN型 スカイマスター(高所作業車)の紹介

太田 一広\*

## 1. はじめに

屋内での高所作業の安全化、効率化のため、1985年よりマスト式高所作業車の開発を皮切りに、シザース式高所作業車等が販売を拡大し、小型屋内高所の市場は構築された。

マスト式高所作業車は建設現場での設備、内装工事、工場、倉庫などでのメンテナンス工事に広く用いられ現在に至っているが、近年の建築現場での工法、様式の変化に対して要求を満たさないケースも散見されるようになった。

今回、この課題を解決すべくマスト型高所作業車の開発を行った。

その特徴、機能について紹介する。

## 2. 使用される環境

写真1. 2. 3は使用される建設現場での写真である。建築現場での高所作業車が走行する路面にはさまざまな資材

(写真1)がある事と、構造柱の基礎部分がある場合、目的の柱の作業空間には接近できないケースもある(写真2)。

作業床には作業員のほか、建設資材も積載される(写真3)



写真1



写真2



写真3

\* (株)アイチコーポレーション 商品開発部 商品設計三課 スペシャリスト

### 3. 車両への要件

開発する車両は以下のような市場の要求に対して対応可能な仕様とする。

- ① 作業床の最大高さ  
大型ショッピングモール等の階高4.8mでの作業ができる。
- ② 機台全長、全幅、全高  
汎用エレベーターが利用できる。  
輸送時にトラックにより多く積むことができる。
- ③ 機台重量  
汎用エレベーターが利用できる。  
現場での床強度を満足する。
- ④ 作業床  
広い作業床の面積と、作業床の拡張によるオーバーハング作業ができる。
- ⑤ サービス性の向上とメンテナンス回数の低減
- ⑥ 乗降性の向上
- ⑦ 狭小地での使用をより容易にする  
機台操作性の向上

### 4. 車両外観と諸元

開発した車両の外観（写真4）と主な諸元を表1に示す。

開発した車両はコンパクトな車体で作業床の最大地上高4.8mを5段伸縮

マストを採用した事にて実現した（従来は4段マスト）。

作業床は0.55m拡張するスライド式として障害物を回避して目標の作業位置までのアプローチを可能としている。



WM05C1NS

RM05C1NS

写真4

表1

	WM05C	RM05C
最大作業床高さ	4.78m	4.80m
積載重量	200Kg	200Kg
定員	1名	1名
作業床拡張量	0.55m	0.55m
最低作業床高さ	0.55m	0.57m
車両長さ	1.30m	1.30m
車両幅	0.77m	0.77m
車両高さ	1.76m	1.79m
車両重量	800Kg	800Kg

## 5. 主な装備と特徴

主な車両の装備と特徴を以下に示す。

- ① 拡張床による作業範囲の拡大で障害物を回避しての作業と作業面積の拡大を可能にした。(写真5)  
作業床の面積は拡張後に1.6倍となる。  
作業床を拡張し状態でのマストの昇降を可能とした事により、大きな資材を作業床へ搭載したまま作業位置への揚重が可能となった。



格納時 床面積0.6㎡



0.55m拡張時床面積0.97㎡

写真5

- ② 操舵装置にプロポーショナルステアリング※を採用し、安全で容易な走行操作を実現した。(写真6)

RM05C1NSではクローラー走行体での世界初となるプロポーショナルステアリング装置を採用した事により、ピボットターン、スピンターンをより感覚的に操作できる様になった。

狭小地での操作性の向上は、車両の走行時の安全に大きく貢献する。



写真6 操作ダイヤル



写真6 RM05C1NS

■ : ピボットターン

■ : スピンターン

(※プロポーショナルステアリング：操舵装置のダイヤルの回転量に見合った操舵量による機台の走行操作を行える操作装置。)

- ③ 伸縮機構は5段マスト伸縮式を採用した。

マスト式はシザース式に対して作業床の総面積は小さくなるものの、作業床を地上から低く構成できる事が特徴となる。

本機では作業床の低床化により機台への乗降時の負担が軽減され、資材の積み下ろしも容易となった。(写真7) また乗降扉はフルハイト型とし、乗降時の乗員は腰をかがめる事無く乗降することができる。

大きな荷の積み下ろしも容易に行える。

(写真8)



写真7 乗降時の姿勢



写真8 : フルハイト扉での乗降姿勢

- ④ メンテナンスフリーバッテリーの採用

補水が不要なメンテナンスフリーバッテリーを標準装備とした。補水に伴うさまざまなコストを削減できる。バッテリーの日常点検が容易なレイアウトとし、簡単に開閉可能なカバーを装備した。

(写真9、10)

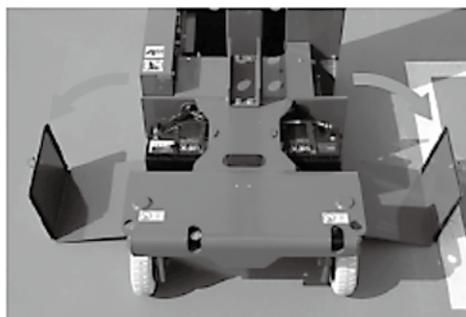


写真9 WM05C カバー



写真10 RM05Cカバー

充電時に温度補正機能を採用し、バッテリーの寿命サイクルを従来の1.6倍に向上させた。

- ⑤ マルチファンクションインジケータ（写真11）の採用

車両の状態を液晶画面に表示することができる。

バッテリー残量やアワメーターを表示する状態表示機能と車両の制御装置のエラー内容を表示する異常表示機能をそれぞれ任意に操作することにより表示可能とした。



バッテリー残量

エラー時

写真11

- ⑥ センター吊り上げ方式の採用  
機台の吊り位置が機台のセンターカ所としたことによってトラック、現場への積み下ろし作業が容易に行える。（写真12）



写真12

## 6. おわりに

WM/RM05C1NS型マスト式高所作業車の紹介をした。

近年の様々な建築様式、設備の進化に応じた本車両は、お客さまの要望に応えると共に、低エネルギー社会での作業、運搬効率の向上、現場での安全に貢献し得ると考える。

今後もお客さまの課題解決に向けた商品の開発と普及に努めていきたい。

そこが知りたい! 「実践 働き方改革 労務管理講座」

第3回

## ハラスメントが引き起こす心の健康障害 ～「損失」の視点から考える～

社会保険労務士法人中村・中辻事務所  
代表社員 中辻めぐみ

### 1. 今昔物語 ～「荒ぶる上司」が「仏」に変わった話～

今は昔、昭和の時代に「荒ぶる上司」と、一人の部下から恐れられる者がおりました。

その上司の名は「宮崎課長」、部下の名は「今井」と申します。

耳をすますまでもなく、いつものように隣の部署にも響き渡る叱責の声が聞こえてまいります。

「今井! バカ野郎! なんだ! この小学生みたいな資料は! 一体何年この仕事をやっているのだ? やる気がないなら今すぐ辞めてもいいのだぞ! 辞表持ってこい! 君は仕事をなめているのか!」

「も…申し訳ありません! 再考させていただきます!」

猛々しい表情で叱責する宮崎課長。蛇ににらまれた蛙のように一步も動けず、直立不動のまま聴く今井。かたずをのんで見守る周囲の社員達。そこには恐ろしいほどの静寂が流れております。

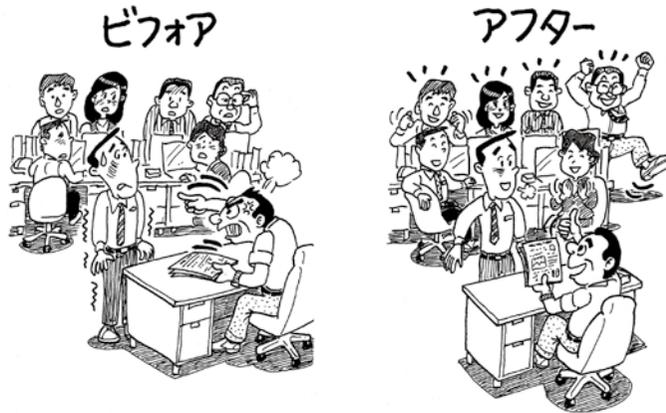
必死になってやり直し、恐る恐る宮崎課長に提出すると、先ほどまでの様子とは打って変わった表情で「うん。やればできるじゃないか。君ならできると思っていたのだよ。私が言いたいのはこういうことだ。仕事はただやればいいんじゃない。誰のために、何のためのやるのか、それが芯になっていなきゃだめなのだよ。よくつかんだな。」と宮崎課長。安堵の表情とともに笑みを浮かべる今井。

「荒ぶる上司」の宮崎課長が「仏」に変わった瞬間でございました。

「よし! 今日は仕事が終了したら皆で飲みに行くか? 君も来なさい。おごってやるぞ!」「はい! ありがとうございます。」嬉しそうな表情の今井。周囲の社員も「良かった」「安心した」といった表情に変わります。

酒を酌み交わしながら、仏に変わった宮崎課長が、今井に対し仕事に対する姿勢や今後のあり方を教えて下さったそうでございます。

その後、宮崎課長は「荒ぶる上司」となることはなく、部下の今井も仕事にまい進していったと伝えられております。



## 2. 今はもう許されない、ハラスメント行為

以前はこのようなやりとりが職場で見られていたと思います。珍しいことではなく、組織・上司・部下の信頼関係のもと、厳しい指導の中に愛情を感じる場面の一つとして受け入れられていたように思います。

しかし先ほどの上司の発言は、現在では「パワーハラスメント」といわれる可能性の高いものです。

また昨今では職場に限らず、厳しい練習を耐え抜いてきているスポーツ選手の世界でも「パワハラ疑惑」が度々注目されるようになってきました。

加害者だと訴えられた指導的立場にいる方達の発言をTVや新聞報道で見聞きすると、「それってやっぱりパワハラと言われるような内容だと思うなあ。うーん、でも、自分がやったことが正しいと思っているのだろうなあ。」と感じてしまいます。

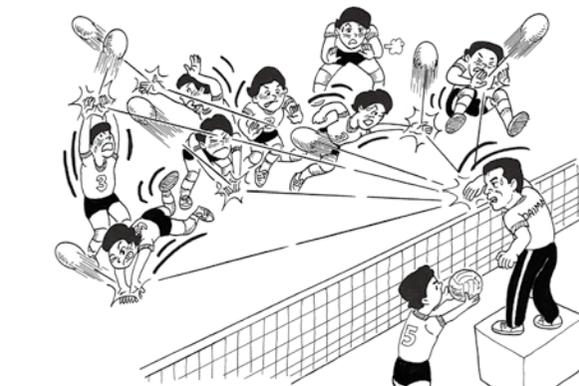
もちろん、全てが公になっていない部分もあるでしょうから、内部の人間しか分からないこともあるでしょう。

その部分を除いても、なお、若いスポーツ選手達が今、勇気を振り絞って声を上げている様子を見ると「指導者側がもっとパワハラに対する認識を高める必要があるのではないか？」と思うのです。

しかし一方でこんな見方もできます。加害者側の言い分です。

スポーツの世界で頂点を極めるには、並大抵の努力ではその地位に登りつめることができないことは想像に難くありません。栄光をつかむのは一握りであって、実力ともに精神力も問われるがゆえに、厳しい練習を日々重ねていくのでしょうし、時には理不尽なこともありつつも、それに耐える、耐え抜く。まさに「スポ根！」

現役を退き指導者の立場になった時、それらが成功体験となって、自分の来た道を伝えていく、全てではありませんが、そのような考え方が招いている可能性もあるのではないかと思います。



ここで、職場に視点を戻します。冒頭の上司と部下の例のように、若い頃にそのような指導を受けてきた方が上司になった時に、同じような振る舞いをした結果「パワハラだ」と訴えられるケースが増えてきました。

加害者と被害者側のそれぞれのヒアリングを行うと、加害者の多くが「部下のためになると思った。」「以前の自分はいくら以上のことを上司にされてきたけれど、愛情だと感じていてパワハラだとは思わなかった。」と主張します。いずれも「良かったと思って。」これらが共通認識となっているようです。



先ほどのスポーツ選手の世界で起きていることと、そう変わりはないのではないかと感じます。

### 3. ハラスメント行為は職場環境の悪化だけでなく生産性の低下にもつながる

本稿は「働き方改革」をテーマとした内容ですが、なぜ今回「ハラスメント」を取り上げるのか、ここでお伝えさせていただきます。先ほどは、パワーハラスメントの事例ですが、セクシュアルハラスメントや、いわゆるマタニティハラスメントも含まれます。

ハラスメント行為は、職場環境が悪化することや、被害者がメンタルヘルス不調を起こすことは既に多くの方がご存知のことと思います。これらのことが起きた場合、その後、企業にとってどのような損失があるのか、「損失」に着目してお伝えしたいと思います。

既に2回の連載の中で「働き方改革」の目的の1つに生産性の向上をお伝えしました。反対に生産性の低下を招くものとしてハラスメントが横行している職場では、職場の雰囲気は良いものとは決して言えず、休職者や退職者が多発する傾向にあります。

休職中は仕事に携わることはできません。つまりその間、企業は働き手を失う訳です。さらに退職すれば、今まで任せていた業務の担い手がいなくなるだけでなく、また、新しい人材を採用するための費用やその採用に関わる時間の捻出、採用後には教育も必要です。

また、休職者や離職者の代わりに職場の誰かが行わなければならない、周囲の負担が増えることからモチベーションの低下にも繋がりがねません。

今、例を出したものだけを見ても「損失」となるものばかりです。(本来ならば、採用やその後の教育は、新しい人材の確保や能力向上のため、生産性の向上に繋がりますが、ここでは退職者が多発するための補充であるため「損失」と考えることとします。)



#### 4. 企業の信用失墜になることもある

実際に筆者が企業から「休職者や離職者が増えている部署がある」とご相談を受ける際には、ハラスメント行為がその部署の中で行われていないかを尋ねます。すると企業規模関係なく、該当するケースが多くあります。

言葉を失うほどひどいケースも稀にあります。「会議の際に上司である自分と反対の意見を発言したことを理由に、かっとなって部下の首を絞めつけた。」「命じら

れたノルマを達成できずに社に戻ってきた部下に対し、上司が殴る蹴るの暴行をして、結果的に全治1週間のけがを負わせた。」などの明らかな問題行為が認められるものもありました。

それらの行為を企業としても問題行為であることを認識しながら、そのままになっているという話を聞き、なぜ、見過ごしているのかと問うと「確かに問題行為ではありますが、売上が誰よりも高い優秀な社員なので…。」「当社にとって重要なお客様を任せられる社員なので…。」といった答えが返ってくるのです。さらに「被害者である部下にも問題がありまして…。」とも言われます。

確かに「売上」を上げること、「重要なお得意様」と強力なグリップができている社員は企業にとっては、大切にしたいと思う気持ちは理解できます。

また経緯を聞けば、上司がそこまで思わずカッ！となってしまう部下にも多少の問題があったことも分かります。

しかし感情のままに、ハラスメント行為を行ってよいという理由には決してなりません。

当該行為があることを知っておきながら、そのままにしておくことは大きなリスクとなり得るのです。

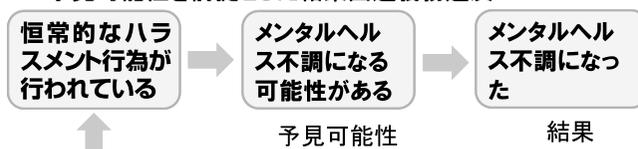
## 企業の安全配慮義務

### 労働契約法

(労働者の安全への配慮)  
 第五条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

### 安全配慮義務違反

#### 予見可能性を前提とした結果回避義務違反



なぜ、結果を回避する義務を怠ったのか？

上の図に示すとおり労働契約法第5条によって、企業には「安全配慮義務」が課されています。どのような時に問われるのかをお伝えしたいと思います。

例えば、X社でハラスメント行為がありつつも、企業はその事実を知りながら何もしなかったとします。その結果、被害者Yが「うつ病」を発症し、労災の請求を行いました。労基署の調査の結果「労災認定」されたとします。その後、YがX社を相手取り民事訴訟に発展した場合に、「安全配慮義務」が問われてくるのです。

その際、先にお伝えしたような「加害者は当社にとって、売上を上げてくる優秀な人材でして…」などの企業の言い分は裁判の席では通用しません。

メンタルヘルス不調になる「予見可能性」があることを知りながら、なぜ結果を回避する義務を怠ったのか?と「安全配慮義務違反」が問われてくることになるのです。

## 5. 現場では周囲のパフォーマンスを落とす可能性も

またX社のみならず、加害者である者に対しても、不法行為責任なども問われてきます。裁判になれば、長い時間を費やすことになり、裁判に係る担当者や役員らのその間の精神的な負担も想像以上にかかるものです。この時間や精神的な負担も「損失」といえます。

もちろん、裁判にいかないまでも周囲の負担は大きなものがあります。

なぜ、そう言えるのか? 筆者が担当した事例をご紹介します。ある顧問先の企業においてハラスメント行為があり、調査に乗り出した結果、打ち合わせ時にいつも顔を合わせる方が加害者だったと判明したのです。

当該企業の就業規則や懲罰委員会の規則どおりにいけば、厳しい処分は免れないものでした。直属の上司や周囲の社員もとても悩んでおり、私自身も私情を挟むことは許されないと知りながら、心の中では「なんとかならないものか」と思う気持ちもわずかにありました。

しかしながら、被害者がおり、かつ、当該行為そのものは許されるものではありません。粛々と対応をしていくしかありませんでした。

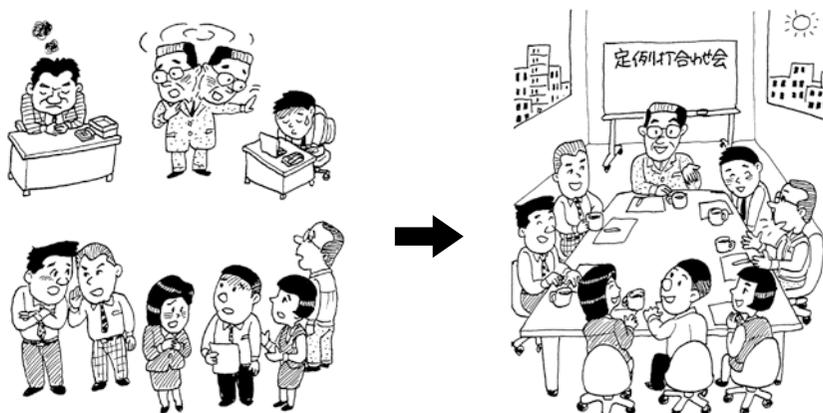
最終的なその企業の判断に、当該加害者は納得をし、被害者も「早急に対応してくれたのでこれ以上、事を荒立てる気はない。」と言ってくれました。

しかし、この間、特に直属の上司の方が、どれだけ苦悩されていたか、見ていて本当につらいものでした。周囲の社員の方たちも同様でした。「気になって仕事が手につかない。」と打ち明けてくれた方もいます。

もちろん、被害者の気持ちを考えれば、想像もできないほどの苦しみだったと思います。それが分かるがゆえに、加害者の行為そのものを許せないと思う気持ちと同時に大切な部下を、懲戒処分の対象にしなければいけなかった上司の揺れる気持ちが伝わってきて、私自身も辛かったのです。

毎月、定期的に打ち合わせを行っていたテーブルに、加害者となった社員の姿はもうありません。新しいメンバーとなり、何事もなかったように次の課題に向けて取り組んでいます。

私情や目先の利益にとらわれず厳しい懲戒処分の対象とした決断を行った企業に対し敬意を示すとともに、その舞台裏にあった周囲の辛さを間近に見てきたからこそ、改めてハラスメントのない職場にすることがどんなに重要なことなのか、考えさせられたケースでした。



## 6. 「アブセンティーイズム」と「プレゼンティーイズム」

ここで少し話題を変えて、今まではあまり注目されてこなかった「プレゼンティーイズム」という考え方についてお伝えしたいと思います。

下の図をご覧ください。

健康障害＝休職だけではない	
アブセンティーイズム	プレゼンティーイズム
病気やけがによる欠勤や休職のこと <small>→うつ病による休職など</small> (本来は仕事をさぼったり、休んだりする傾向のある人を指す)	体調が優れない中、仕事をしようと努めている。 しかし生産性が上がらない状態のこと (花粉症、偏頭痛、寝不足など) <small>→過重労働による疲労</small>

**損失は？**

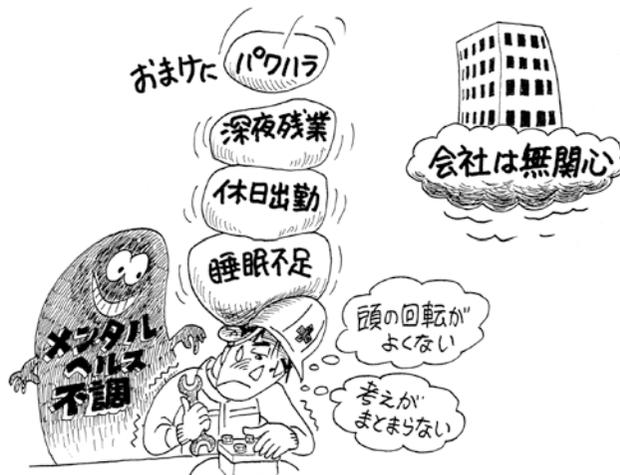
前述の3でお伝えさせていただきましたがハラスメント行為によって、メンタルヘルス不調になるケースも多く、結果的に休職となることもあります。休職期間中は、休職者は業務に携わることができませんから、企業側からすればその間は「損失」になるわけです。このように休んでいる状態を「アブセンティーイズム」といわれ、今まではこの部分が注目されていました。

一方、現在は「見えない損失」である「プレゼンティーイズム」も注目されるようになってきました。ある研究<sup>\*1</sup>によれば、アブセンティーイズムよりもプレゼンティーイズムの損失が高いという結果も出ています。

プレゼンティーイズムとは、「出社はしているものの体調が今一つすぐれないため生産性が上がらない状態」を指します。

例えば、深夜残業や休日出勤が続き、睡眠不足の状態となっていることを想像してみてください。しっかり休息を取れているご自身の体調の良い時と比較すると「なんとなく頭の回転がよくない」「今日は考えがまとまらないなあ」と気づかれるのではないのでしょうか？

また、ハラスメント行為を受けている場合も、同様のことが起こり得ます。本来、健康な状態の心は強く、少々のストレスを受けても、跳ね返す力を持っています。しかし、繰り返し人格を否定するような言動（パワハラ）や身体接触や性的言動が行われる（セクハラ）、これらの行為を会社に相談しても何の対応も取ってくれない場合などは、どんなに強い心を持っていたとしても、次第に心の元気がなくなり、メンタルヘルス不調になっていきます。



このような状態の時に、頑張って出社しても、生産性の高い仕事ができるのでしょうか？ 答えは、NOですよね。結果的に「うつ病」などの精神疾患を発症し、休職になる可能性もありますし、例え復帰してきても、しばらくは元のパフォーマンスにまで時間がかかる状態が続きます。つまり、プレゼンティーイズムの状態です。

そのように考えますと、ハラスメント行為は「損失しか生み出さない」とも言えるのではないのでしょうか？

## 7. ハラスメント行為を防止するために

それでは、ハラスメント行為を防止するために、どのような対応を行えば良いのでしょうか？「予防」と「解決」に分けてお伝えします。

(1) 予防するために

① トップのメッセージ

組織のトップが、職場のパワハラは職場からなくすべきであることを明確に示しましょう。

② ルールを決める

就業規則に関係規定を設けましょう。

③ 社内アンケートなどで実態を把握する

従業員アンケートを実施しましょう。

④ 教育をする

研修を実施しましょう。

⑤ 社内での周知・啓発

組織の方針や取組について周知・啓発を実施しましょう。

①ですが、トップのメッセージはとても重要です。経営会議や社内のHPなどにトップ自らの言葉で発信、掲示して周知することで、会社の方向性を明らかにします。

②セクハラに関しては、男女雇用機会均等法により明記されている企業も多いと思われませんが、パワハラやいわゆるマタニティハラスメントまで記載されていないところもあります。以前、筆者の顧問先で悪質なパワハラがあったにも関わらず、懲戒処分の対象にパワハラが明記されておらず、処分を見送らざるを得なかったケースもありました。

③ハラスメントの実態を把握するためには、有用な方法です。無記名などにすることで、広く声を拾うことができます。なお、具体的なハラスメント行為を目撃している、実際に被害にあって悩んでいる社員がいる場合、無記名では特定できないために対応できないこともあります。同時に社内の相談窓口を紹介し、相談をすることで不利益になるものではないことを合わせてアンケート用紙に書いておくと良いでしょう。

④教育は重要です。知らずに行っている場合もありますし、被害を受けている社員もハラスメント行為として認識しておらず、一人で抱えてしまっていることもあります。社内研修を開いて、ハラスメントの知識を周知させましょう。

厚労省のあかるい職場応援団 (<https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/movie/index>) では「動画で学ぶパワハラ」で、様々なシチュエーションを取り入れて分かりやすくパワハラを学ぶコンテンツを作成しています。

⑤上記④の際に、①トップからのメッセージの発信や②就業規則の説明や、③アンケートの結果などを周知しましょう。筆者が顧問先に行った企業内研修では、今までの取り組みを周知しました。結果的に、社内でハラスメント行為は許さないといった風土の醸成に功を奏しました。

## (2) 解決するために

## ①相談や解決の場を提供する

企業内・外に相談窓口を設置し、職場の対応責任者を決めましょう。

## ②再発防止のための取り組み

行為者に対する再発防止研修等を行いましょう

(参考資料：「あかるい職場応援団」「厚生労働省HPより」)

①相談窓口を明記しておく、いざ困った時にどこに相談すれば良いのかが分かります。筆者の顧問先(従業員数500名程度)では、相談窓口が企業内・外に「18か所」とあるところもあります。企業内の相談窓口の担当者に対しては、事前に「相談時におけるノウハウ」を教育し、「相談窓口対応マニュアル」も事例に合わせて、毎年刷新しています。担当が変わる度に教育を行っており、どんな小さな声でも拾い上げています。おかげで大きな問題に発展することはありません。過去にハラスメント行為によって、うつ病になった社員がいて労災認定となったことをきっかけに、社長が「会社として大事な社員の心の健康を守れなかった。」という反省から現在の制度をつくるきっかけになりました。

②行為者に対する研修も、もちろんですが、全員での研修も効果的です。程度や内容にもよりますが、自社の中で実際にあった事例などを使って皆さんで考えてもらうということも良いでしょう。その際には、過去起こした加害者への糾弾が目的ではないので、そのままストレートに表現するのではなく、少し内容を変えたり、オブラートに包んだりすることが望ましいです。

このように、ハラスメント行為を職場から無くしていくことで、未然に予防ができますし、仮に起こってしまった際にも迅速な対応ができます。

実際に企業の支援をして思うことですが、「ハラスメント行為を許さない」と強い意志をもって取り組んでいるところは、組織も健全ですし、業績も向上しているところが多いように感じます。

それは「そこで働く人」を大切にしているからではないか、と思うのです。今回は「損失」という視点で職場の中のハラスメントをお伝えしてきましたが、生産性の向上は「人を大切にする」ことの中にもヒントがあるように思えます。

それでは、また次回、誌面でお目にかかることを楽しみにしております！

\* 1. 健康リスク数別労働生産性損失の平均割合(n=2,264)

Boles, M., Pelletier, B., & Lynch, W. (2004).

The relationship between health risks and work productivity. JOEM, 46(7), 737-745.



## 『トリック(Trick)』

運営幹事会 幹事 **中村 政治**  
 マルマテクニカ株式会社  
 取締役 営業部長[兼]特販事業部長

トリックと言ってもマジシャンでもハットトリックのお話でもありません。今までの海外出張を中心とした海外渡航を振り返り、楽しかった話ではなく、あえてスリや強盗などのいやな経験の一部を紹介させていただきます。

(イタリア)

イタリアには制服を着た詐欺師がいました。空港でタクシーを探していると、スタッフのような制服姿で、手には無線機を持った男に、「この時間、タクシーはこの乗り場には来ない、あちらにいるタクシーに乗れ」と案内されました。その場所に行くと、いわゆる白タクが待っていました。料金メーターがあり、外観もタクシーと思わせるような車でした。違いは少々高い料金と助手席に案内人が乗り込んできたことでした。料金メーターは動かず距離による価格表が提示されただけでした。荷物もトランクに入れてしまったし、覚悟を決めて少し高いであろう料金でホテルまで乗りました。実に手の込んだ白タクには驚かされました。

(ドイツ)

スリの手口は相手の意識を何かに引き付けること！中・高校生くらいの多数の女子達が私を取り囲み、何かに署名させようと次々に用紙を差し出してきました。あまり

のしつこさにおかしいと気づき逃げようとした時に、私のポケットの携帯電話を掴んだ手に気づきました。大声を出してその手を強く叩いたところ、痛そうに何か言いながら立ち去って行きました。

(イラン)

海外出張では取引先の方やドライバーが空港で出迎えてくださることがしばしばあります。そのときも出迎いのドライバーを探していると、1人の男が近寄り「タクシーが必要か」と聞いてきました。出迎えに来てもらえるので不要だと言うと、「誰」が来るのかと聞かれ、取引先の名前をうっかりとしゃべってしまいました。しばらくして、取引先の名前を書いた紙を持った人を発見しついて行きました。車に乗せられてから彼らが本来の出迎えではなく、さっき話した男の仲間だったのだと気づきましたが、下手に争っても危ないのでずっと気づかないふりをしていました。着いた先が小さいながら普通のホテルだったので少し安心し、少し高額なタクシー代金を払い、仕方なくそこにチェックインしました。ドルと現地通貨との交換を執拗に要求してきましたが断り、部屋にこもり一夜を過ごし、翌日は無事に取引先と合流することができました。海外経験の浅いころとはいえ、危険を伴ううかつな行動であったと思います。

(アルジェリア)

夕暮れ近く、人通りが少ない公園の小山を1人で散歩していたら、たばこをふかす2人の男に後をつけられているようなやな感じがしました。なぜなら、その時期はイスラム教の国はラマダンの最中で、まともな人は（少なくとも人前では）飲食喫煙は行わないからです。彼らは私を、山の上まで追い込みたかったのでしょうか、これ以上進むと人通りがさらになくなり危険だと感じた私は、靴の紐を結ぶ振りをして、彼らを少しでも通過させて走って山を下ろうかと考えていました。しかし、彼らは私をパスせず近寄ってきて、1人の男がナイフを出し、金、金と叫びました。彼らもあまり慣れていないようで焦っている様子が見てとれました。何かの間違いで刺されないように、とりあえず、そのナイフを持つ手を掴みながら金を渡そうかと考えていると、遠くから走ってくる集団が見えました。彼らの仲間かと思いきらめて、財布の3万円相当の現金を渡すと、彼らは逃げて行きました。すると、走ってきた集団は彼らを追いかけ、金を取り返してきてくれたのです。感動、感謝、その半分程度をお礼に渡そうとすると、受け取れないと言って、去って行きました。素晴らしい若者たちのおかげで損害はありませんでした。あれ以上坂を上らなかったおかげで正義の味方に助けてもらえたのだと思っています。

(香港)

1人の男に「今度初めて日本に行く、日本ではどんな紙幣を使っているのかを見せてもらえないか」と話しかけられました。単純だった私は財布を出し、日本の札を探そうとしたところ、その財布を覗

き込んでいる相手を見て「しまった」と思いました。財布のありかと所持金を見せてしまったからです。その相手と別れた後すぐに財布の場所を移し、足早にそこを立ち去ったので特に被害はありませんでした。財布の中身が少なかったので盗る気が湧かなかったのだらうと思います。

(君子危うきに近寄らず)

残念ながら「君子」ではない私は今回ご紹介させて頂いた話以外にも多くの危ない経験をしております。まぬけな自分への戒めとして以下のことを肝に銘じています。

- ① 高価なものは海外（特に途上国）に持って行かない（そもそも持っていませんが）。
- ② 普段使いする財布には少額だけ入れる。
- ③ 少額の財布や携帯電話はズボンのポケットに、パスポートや高額現金などはシークレットポーチに入れ持ち歩く。
- ④ 携帯電話などはクリップ付ワイヤーで留める。

もう一つ気を付けたいのは、英語で話しかけてくる人。失礼な態度もとれませんが、可能な限り分からない態度をとっていた方が無難かもしれません。現地の人と会話がしたければこちらから話しかけた方が悪い人にあたる確率は少ないようです。

私は騙されやすいタイプですが、そうでない人も注意は必要です。敵はトリックのプロです。マジシャンのマジックを見破れない私たちは、いつかそのトリックに騙されることもあると思っておいた方が良いのではないのでしょうか。

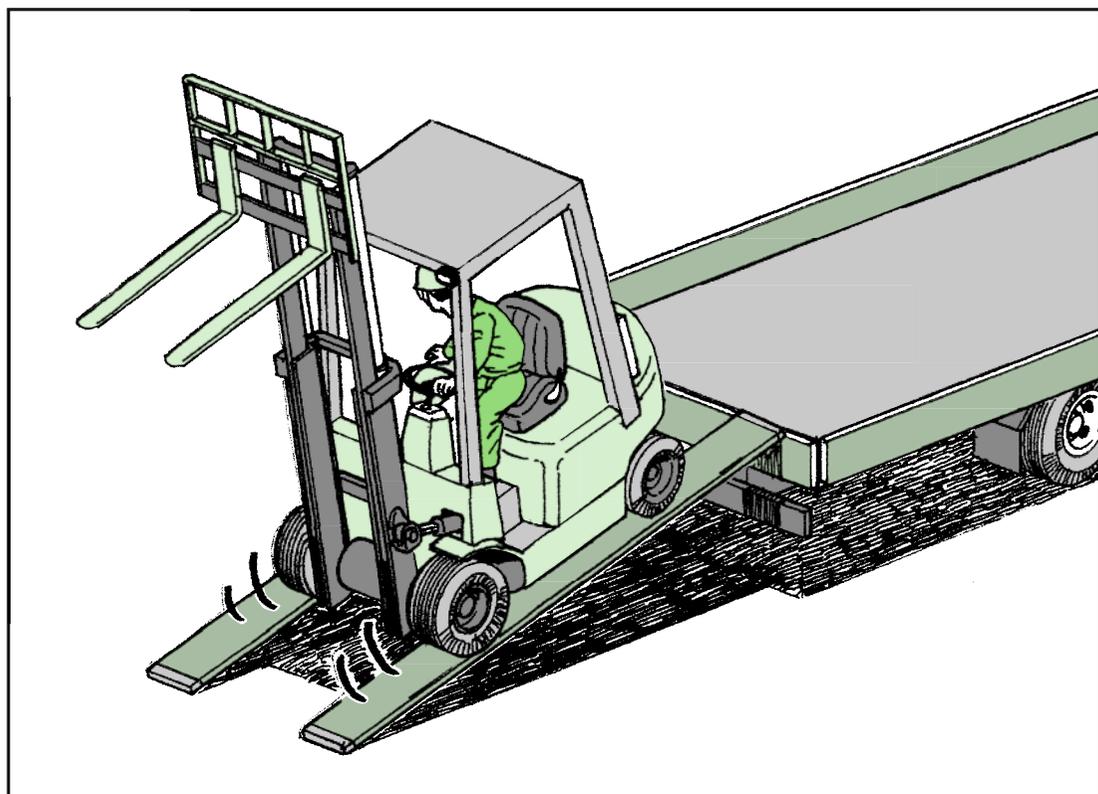


今回は、作業中に発生した災害事例のイラスト2件をご紹介します。  
職場の皆さんでご覧になり、安全作業にお役立てください。

## Case-1 分類：[フォークリフト：07. はさまれ・巻き込まれ]

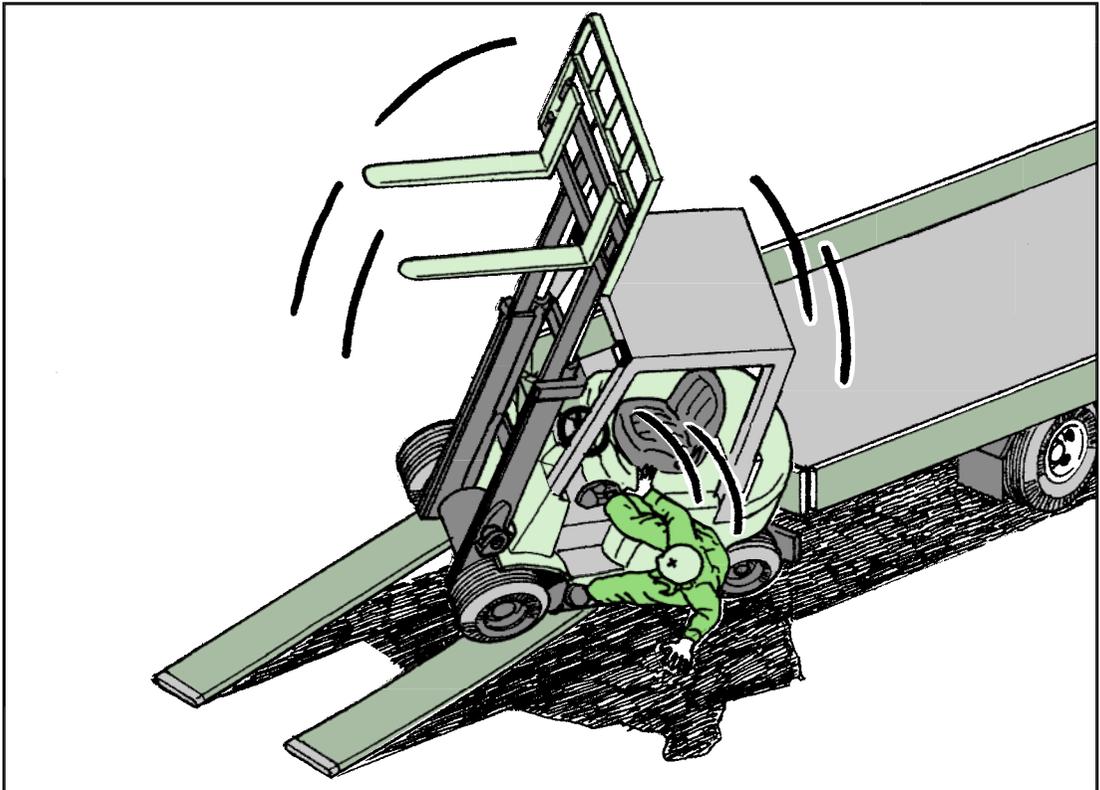
### [1-1]

フォークリフトをトラックに積み込むため、フォークを3.8mまで上げたまま道板を後進で登っていました。



## [ 1-2 ]

登りきる途中でフォークリフトがバランスを崩して横転し、道板から転落する際に運転手が投げ出され、下敷きになりました。



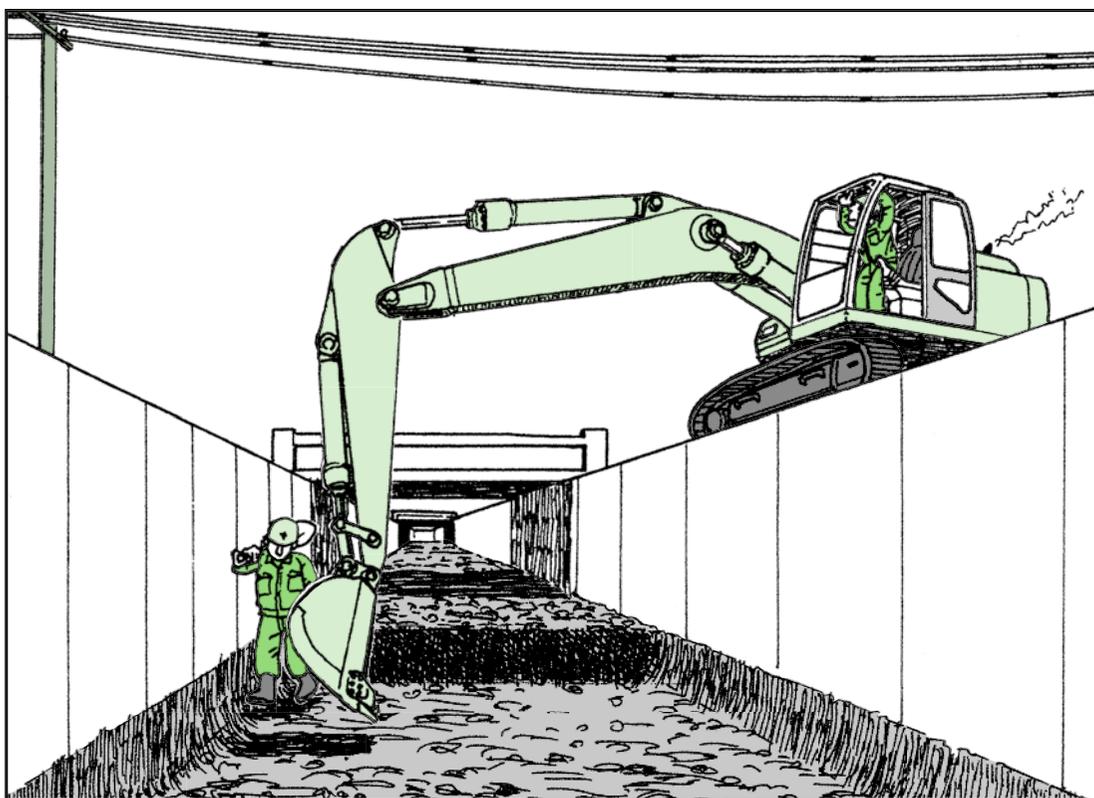
### 災害発生防止のポイント

- シートベルトを必ず着用すること。
- 無積載の場合、登坂時は後進 降坂時は前進
- フォークの先端が地面に接触しないところまで上昇させ、必要以上に上げないこと。
- 移動車両に積み降ろしを行う時の措置
  - ①平坦で堅固な場所で行うこと。
  - ②フォークリフトの重量及び大きさに応じた十分な長さ、幅及び強度のある登坂用具を使用すること。
  - ③登坂用具(道板)は、外れ止めがあるものを使用し、確実に荷台に掛け、またその勾配を15度以下にすること。

## Case-2 分類：[掘削用機械：07. はさまれ・巻き込まれ]

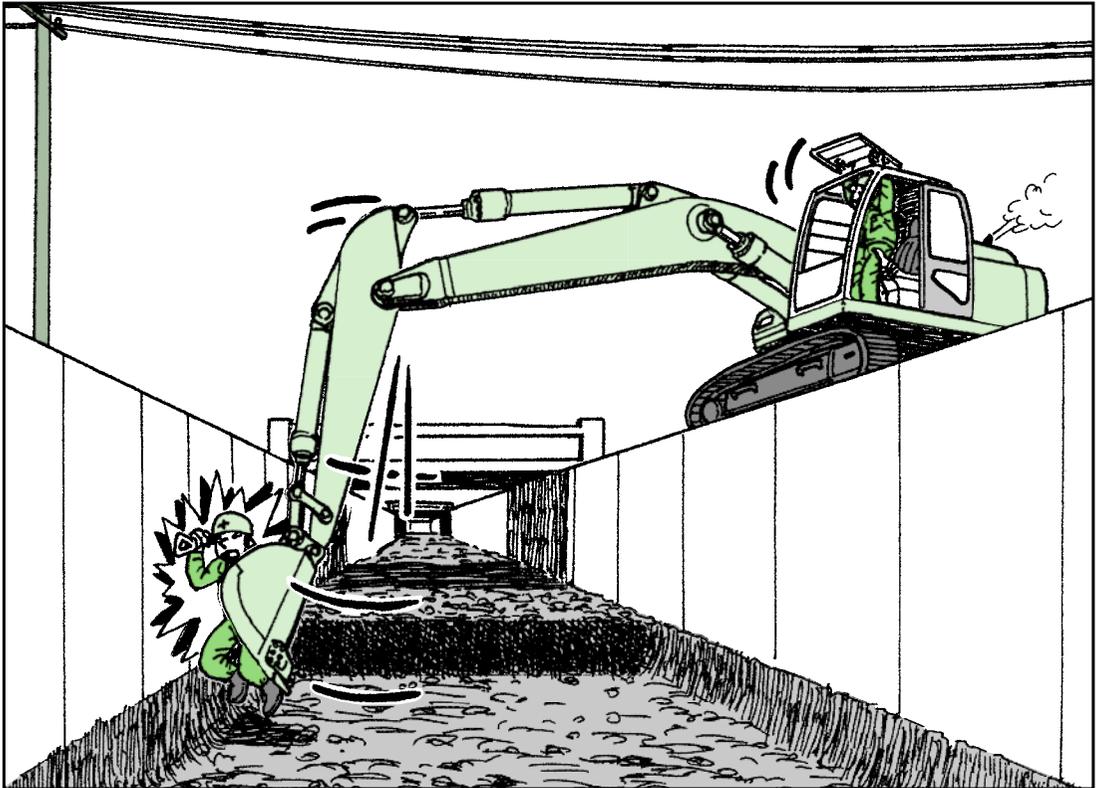
### [2-1]

用水路浚渫工事において、用水路内で作業中の作業員がドラグ・ショベルのバケットと用水路のコンクリート壁の間を通り抜けようとしていました。



## [ 2-2 ]

ドラグ・ショベルの運転員は頭上の電線が気になり、確認のため天窓を開けようと運転席で中腰になった際に、左の腿が操作レバーに当たって、ドラグ・ショベルのアームが突然動き出し、作業員がバケットと壁の間に挟まれました。



## 災害発生防止のポイント

- 作業範囲内立入禁止措置を講ずること。
- 誘導員・監視員を配置すること。
- やむを得ず作業員が立ち入る場合は、運転員に合図して完全に停止したことを必ず確認すること。(ゲーパー運動の徹底)
- 必ずエンジンを停止させ安全ロックを掛けてから運転席を立つこと。

安全・技術講座

## 第55回

## 我が社のセールスポイント

長野県支部  
株式会社前田製作所

平成20年3月号(174号)より、新たな連載シリーズとして「我が社のセールスポイント」をスタート致しました。内容は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載して頂き、労働災害防止活動の向上や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上等を図る場を提供することを目的としています。

今回も、前回に引き続き平成29年度第6回定時総会に於いて表彰された長野県支部の株式会社前田製作所様に執筆をお願い致しました。

〔第54回：平成30年9月号(237号)は栃木県支部のコマツ栃木株式会社様でした。〕

## 1. はじめに

当社は、昭和35年に前田建設工業株式会社篠ノ井機械工場として開設され、昭和37年に(株)前田製作所として同地にて独立設立されたものです。昭和38年には(株)小松製作所とサービス指定工場契約を締結。長野県内に加え山梨県、愛知県、三重県にも展開し永年にわたり建設機械の販売とアフターサービスを行っております。昭和63年からは建機レンタルを開始し、建機の販売・サービス・レンタルすべてを同一窓口とした営業体制にて、顧客利便性向上を進めております。近年国が推進するi-Constructionについては当社使命として捉え、いち早く商品を整えてお客様満足向上に努めてお

ります。

またクレーンを初めとしたものづくりも当社の特徴の一つで、代表的な商品である「かにクレーン」や凍結防止剤散布装置の「まきえもん」など、いろいろなお客様ニーズに対応出来る商品構成が当社の強みです。建設機械を取扱う建設機械本部とものづくりの産業機械本部が当社の大きな2本柱です。



本社社屋（長野市）

そして、ジャスダックに上場しており、企業の社会的責任（CSR）を行動の基本としております。

## 2. 会社概要

### (1) 株式会社前田製作所の概要

- 会社設立：昭和37年11月
  - 代表者：代表取締役社長  
塩入 正章
  - 資本金：31億6千万円  
(ジャスダック上場)
  - 売上高：366億円  
(平成29年度)
  - 営業拠点：(建設機械部門)  
愛知・三重地区をコマツ名古屋  
(名古屋支店)、長野・山梨地区  
をコマツ甲信(甲信支店)の  
2支店の下、4県内に24拠点  
体制です。
  - 従業員数：556名
  - 登録機種
- ① 整地・運搬・積込用機械  
(ブルドーザ・ホイールローダ・  
モータグレーダ他)
  - ② 掘削用機械(油圧ショベル)
  - ③ 解体用機械(ブレーカ、鉄骨切  
断機、コンクリート圧砕機、解  
体用つかみ機等)
  - ④ 締固め用機械(ローラ)
  - ⑤ 基礎工事用機械
  - ⑥ 不整地運搬車
  - ⑦ 高所作業車

### ⑧ フォークリフト

#### (2) 協会への参加事業

- 特定自主検査巡回指導
- 検査業所属検査員資格取得研修  
講師
- 能力向上教育講師

#### (3) 特自検の実施

- 特自検有資格者 164名
- 特自検実施台数 9122台

当社の市場は一般土木を始め碎石、砂利、製鉄、港湾や降雪地帯における雪寒車両など幅広い分野で稼働しています。近年の需要増の中、年々ストック台数が増加傾向にあり、IoTを活用して対象車両が安全で安心できる機械であるよう検査を実施しております。

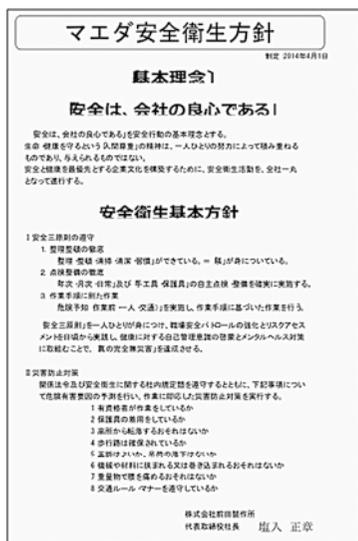
## 3. 安全管理の取組

当社では、安全が最優先である事を明確にし、これを社員一人ひとりが行う仕事の前提としています。その為に「マエダ安全衛生方針」を制定し、この基本理念のもとに、年1回の全員参加での安全大会、年4回の安全衛生協議会、年2回の現場指導会を通して体系化した安全活動を推進しております。

社員の健康づくりとしてメンタルヘルス自己診断実施や人間ドック受診への会社補助も制度化しております。

また、コンプライアンスや安全について自身に不利益がなく相談できる内

部通報制度も設けています。社員が心身ともに健康で働ける職場作りを進めております。



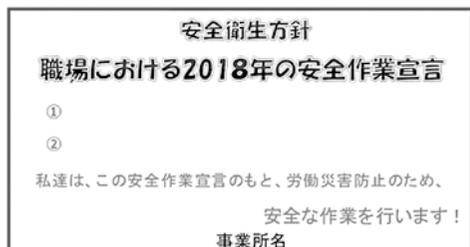
マエダ安全衛生方針

### (1) 安全への取組

マエダ安全衛生方針を軸に展開し活動を推進しております。

- 拠点における安全目標の宣言（見える化）

まず、方針に基づいて各職場（拠点）が毎年目標を掲げ意識付けを図っております。



#### 安全作業宣言

- 年2回の現場指導会

1チーム5人ほどの安全指導員を選任し、すべての現場での安全パト

ロール及び全社員に対し1人20分程度の個人面談を実施しています。個人面談は安全・コンプライアンスについての質問項目を設定し問いかけ方式で行い、意識向上を図っております。



全ての現場安全パトロール



全社員への個人面談指導

- 毎日のKY活動

メカニックは一作業毎にKYシートで1人KYを行います。その日の作業の一つを朝礼時白板に書き出し全員で話し合います。



毎朝の全員でのKY

・メカニックの日々の安全取組

整備中に第三者が誤ってエンジンを始動させないように、作業中はキーを抜き取り、さらに操作禁止札掲示を基本としております。



操作禁止札

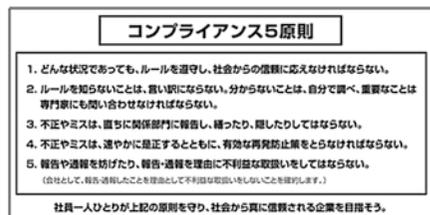


マエダ企業行動憲章

4. コンプライアンス（法令遵守）の取組

上場企業として企業の社会的責任が基本である事を前述しましたが、コンプライアンスを単に法令を守るという事にとどまらず、社会的通念も含め社会から非難されるすべての事をコンプライアンスと捉え徹底を図っています。この考えを「マエダ企業行動憲章」としてまとめ、全社員へ配布し、熟読した証として全員がこれを遵守する事を約束し朝礼時には読み合わせをしております。

また、当社はコマツの総販売店でもあり、コマツコンプライアンス5原則も遵守しております。



コマツコンプライアンス5原則

5. 技術開発・考案活動の推進

(1) ものづくりのマエダ

当社のものづくりの商品の一つであるクレーンは今年度が生産開始50周年の節目にあたります。かにクレーンは海外約50か国に輸出し海外比率は60%に達し高い評価を受けております。またトンネン工専用の30トンダンプトラック（MDT30）やシールドマシンなどの商品も生産しお客様の要望による個別の受注生産品含め幅広く開発生産を行っております。

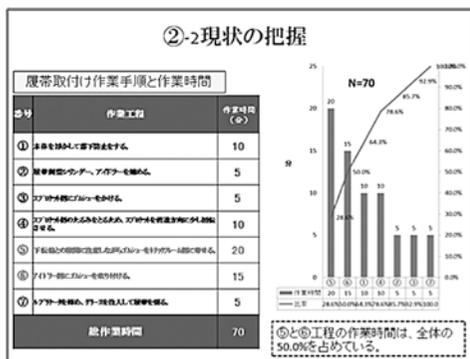


かにクレーン

MDT30

## (2) 社内改善活動

当社は品質管理の考え方によるTQC活動を早くから推進し1994年にはデミング賞の実施賞を受賞し、1995年にはISO9001認証を取得しています。これら手法を基本とした職場改善活動を推進しており、毎年1回全社の改善活動発表会を行い職場改善意識向上に努めております。



## 7. 社員教育

企業の永続的な活動は人材にあります。その為の教育体系を整え、職能別、経験別に求める人物像を示し、その上で社員一人ひとりの技能、知識レベルを確認しながら様々な教育を実施しております。



若手社員教育

社内技能大会

## 8. おわりに

公共工事の減少、それによる建設業に携わる就業者の減少、東日本大震災復興旧事業、東京オリンピック等の建設投資増と社会環境はめまぐるしく変化しています。その中でお客様の立場に立ち安全、コンプライアンスを第一とした活動が私たちの責務と考えております。

[取締役専務執行役員建設機械本部長

一木 雅彦]

## 6. 環境への配慮

当社はISO14001（環境）を2000年に認証取得し、全拠点に展開した上で継続的に環境への取り組みを進めております。



## 『台北に全員集合せよ！』

寺岡 晟\*

早朝、7時10分の羽田発チャイナエアライン223便で今年2度目の台湾に向かった。

折からの3連休初日とあって台北行きのチャイナエアラインは満席の盛況だ。

そのしわ寄せで僕ら夫婦は離れ離れのシートに座ることになった。

悲しむ妻を元気づけ、泣き泣き離れ離れになった僕ら夫婦である(笑)。正しくは、ニコニコ笑顔で妻は自分のシートに座った。

昨日まで企業の研修を行っており、夜は打ち上げもあり、大忙しの出発となった。

夫婦離れ離れながらも自分のシートに座り、ほっと一息である。

それにしても、僕のシートは真ん中の4人がけシート、それも通路側から2番目、左手の通路側は静かな雰囲気、右隣は幸運にも? 若い女性が2人。

2人連れの若い女性は台湾が初めてなのか、ガイドブックを読みながら楽しそうに会話が弾んでいる。

これで妻が同行していなければ、生

来の凶々しきで「台湾は初めてですか?」と声をかける僕だが、今回は自制するお利口な僕である。

このところ夫婦旅が多い僕らだが(前回の夫婦旅は前号、前々号でお伝えしたウィーン&プラハの旅でした)、今回の旅には二つの目的がある。

ひとつは、僕が以前勤務していたリクルートのOB・OGを中心に結成されている「アジアリクルートの会」の第14回大会が台湾で開催されることになり、このイベントに参加するためだ。

今、アジア各国にはリクルートのOBやOGおよそ100人近くが、現地で起業家として、あるいは現地企業の幹部として、あるいは幼稚園経営やビジネススクールを主催して現地に貢献している。

その彼ら彼女らが年に数回、アジアのあちらこちらで集い、一応の勉強会やゲストスピーカーを招いて知的刺激を受けて、後半は大宴会を挙げて、ひたすら飲み、食い、そして笑い、新たな活力を生み出す会として、年々盛況さを増している。

僕は、去年1月にカンボジアのプノンペンで開かれた大会にゲストス

\* (株)エム・コンサルツ 代表取締役

ピーカーとして出席したのを皮切りに5月のシンガポール大会を挟んで3回目の出席となる。

シンガポール以来の彼ら彼女らに、再会するのが楽しみである。

折から台湾に接近中の台風21号の影響を心配したが、僕らを乗せたチャイナエアラインは大きく揺れることもなく2時間45分のフライトを経て台湾松山空港に着陸した。

ターミナルを出ると、予想以上に蒸し暑い。

台風の影響か、湿気も高く、ジッとしていても汗ばむ。

台湾は僕にとって4か月ぶりだが、妻にとっては19年ぶりの台湾だ。

そして、二つ目の目的は、夫婦の願い事を書いて空高く天燈（ランタン）を飛ばすことにある。

台北から東に向かってクルマで約1時間ほどの静かな山里の小さな街、十分（シーフェン）がその目的地だ。

十分では、毎年旧正月に天燈（ランタン）を上げ、その年の願いを書き込み、夜空に飛ばす行事があり、永年の伝統だそうだが、近年は観光客向けに毎日行われるようになった。

以前、その十分で研修先のお客様の案内で天燈を上げる機会があり、その時の魅力が忘れられず、今回の台湾旅行の機会に夫婦で天燈を飛ばそうと考えたわけだ。でもこの企画はまだ妻は

知らないのである。

当日、それも十分に着いたら、そこでサプライズしようと企んでいる僕だった。

さて、話を戻そう。

ホテルにチェックインするにはまだ早すぎることもあって、台湾に旅する度に立ち寄り、永年の友である張さんの茶店に寄ることにした。

（張さんのお店のことは2002年142号コーヒブレイク第15話で紹介）

妻にとって張さんとの19年ぶりの再会となるわけだ。

店の前にはいつものように長生きのオウムが出迎えてくれた。

店に入っていくと張さんがいつもと変わらない立ち位置で、いつものようにお茶を客人のために沸かしている。

「お！ 寺岡さん、いらっしゃい！」いつもの元気な挨拶が嬉しい。

そして僕の隣に立っている妻を見て「あれ！ 奥様かな？」

「張さん、おはようございます。お久しぶりです。寺岡の家内です。」

「やはり奥様でしたか、変わりませんね」

さすが張さんだ。お世辞も一級である。

その後が面白い。

「息子さんは来ないの？ 息子さんはハンサムだ。カッコいい男だ」と褒めまくってくれる。

たまには、寺岡さんもいい男だ、ハンサムだと言って欲しいものだ（笑）。

ちなみに息子は独身時代に3度、結婚してお嫁さんと1度、張さんのお店でお世話になっている。

1時間余り、奥深い香りの阿里山茶、元気が出るジャスミン茶、名前にも惹かれる東方美人茶などを頂きながら旅の疲れを暫し癒すことができた。

飛行機にそれほど強くない妻も台湾茶をいただき、張さんとの会話も弾んだこともあって元気だ。

気持よく張さんのお店を辞去し、ホテルにチェックインしたが、休む間もなく今度はホテルのロビーで待ち合わせだ。

たまたま今回のアジアリクルート大会とは関係なく、偶然にも夫婦旅をしている元リクルートのメンバーとお昼を共にすることにしているのだ。

妻が笑いながら言う「ほんとにいつも忙しい貴方ね」

その通りだから仕方ない。

「寺さん、お久しぶりです！」

元気な声でリクルート時代のメンバーN君夫妻が現れた。

「やあ、1か月ぶりだね」（笑）

…実は先月も乾杯を交わした間柄だ。

「私の愚妻です」（笑）

「愚夫〇〇の愚妻〇〇です」（笑）

「初めまして、寺岡です。彼女は41年間我慢して一緒に暮らしている良妻

です」（笑）

「いつも主人がお世話になっております。我慢がまだまだ続く愚妻〇〇です」（笑）

笑いっぱなしの再会となった。

早速、ホテル近くの台湾料理店での昼食となった。



N君ご夫妻とのランチ

台湾ビールで乾杯の後は、小籠包、餃子、空芯菜炒め、そして名物の蛤スープ（プリプリの蛤と生姜で味を調えたスープがやさしく口に入る。

フィニッシュはこれも名物ピラミッド型炒飯だ。



名物のピラミッド型炒飯

N君の奥様が「うー美味しい！初めての味です」

案内した甲斐があったというものだ。

嬉しいことに、この店の店主がサービスだと言って杏仁豆腐を振る舞ってくれた。

これだから台湾が好きだ。

N君夫妻は明日、日本に帰国とのこと。ギリギリのタイミングでジャストミートできたわけだ。

来月の反省会（これも僕の勝手なネーミングで、単なる飲み会でネーミングしないと落ち着かない僕の性分でもある）で再会を期してN夫妻と別れた。

さて、その夜、僕は台北の郊外にある新北投温泉にある加賀屋ホテル（石川県和倉温泉にある加賀屋の系列ホテル）で開かれるアジアリクルート会に向かった。

加賀屋ホテルの正面ロビーに入った



台湾加賀屋

ら「てらさん！」と声が。

昨年の5月にシンガポールで親しく言葉を交わしたS君だった。

世話好きのS君は、今回の集まりの幹事の1人でもある。

「先ほど台湾加賀屋董事(トウジ)\* T氏の講演会が終わりましたよ。いいお話でした。後で抄録を送ります。」さすが、名幹事のS君だ。

アジアリクルート会の会場は畳敷きの座敷だ。そこに椅子とテーブル膳を配置しての宴となる。

今回の参加人数は32名、内訳は日本、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、シンガポール、フィリピン、皆さんリクルートOB、OGだ。

若い世代が圧倒的だ。

そして、僕は何と最年長参加となるわけだ。

当然、最年長の僕を敬って？ スピーチの指名が入った。

「スピーチとスカートは短い方がいい、と言われますので…」

大うけだった、と思いたい（笑）。



第14回アジアリクルート会

このアジアリクルート会も今回で14回目となり、今や会員250名を超える規模になった。

過去の開催歴	
第1～3回	シンガポール (2014-2015年)
第4回	ホーチミン (2015年7月)
第5回	バンコク (2015年11月)
第6回	シンガポール (2016年2月)
第7回	ジャカルタ (2016年6月)
第8回	シンガポール (2016年9月)
第9回	カンボジア (2017年1月)
第10回	シンガポール (2017年5月)
第11回	香港 (2017年9月)
第12回	セブ (2018年2月)
第13回	ニューデリー (2018年5月)
第14回	台北 (2018年9月)

これまでの開催歴



参加者全員で乾杯

冒頭に記したが、真面目な話はさておき、大いに飲み、食べ、笑い、そして今回は手品まで披露された。

「寺岡さんですか!？」と言って声をかけてきた女性がいた。

名古屋リクルートの出身で、今は大阪でインバウンドのビジネスをやっているとのこと。

不思議な縁で、一昨日に僕が台北で

永年ビジネスパートナーの関係を続けている林さんと、留学生の件で初めて出合い、彼女がリクルート出身と知った林さんが「この方をご存知ですか?」と、僕とのツーショットの写真を見せてくれたそうだ。

彼女は、もしかしたら? とこの会場で僕が来ていないか、とウォッチしていたら、「寺さん、寺さん」という声が聞こえて、そこに写真の僕がいたそうだ。

嬉しい出会いである。

ワイガヤで飲み、且つ話が弾む中、それでもプログラムは進行していった。

いつの間にか、次回の開催場所の立候補の場となった。

今のところ、立候補はミャンマーのヤンゴンだけだ。

司会の K さんが「他になければミャンマーに決定!」

盛大な拍手が沸き起こった。

ヤンゴンで日本大衆食? とミャンマー大衆食を兼ねたレストランを経営している M 君が感謝のスピーチ。

「飲食店をやりたいという思いが子供の頃からありました。が、思いとは異なり、進学し縁あってリクルートに入社、一貫して情報誌の事業に携わり、これも縁あって結婚し、そしてこれもまた縁あってリクルートを卒業し、他の企業へ転職しました。その頃から夫婦の仲がすれ違い気味になり、とうとう離婚しました。親権も彼女に渡し、

一人きりになりました。仕事にも身が入らなくなり、このままではいけないと考え、思い切って退社し、40代の無職のオジサンになりました。」

それまでざわめいていた会場が静かになり、僕も皆もM君の話に耳を傾けた。

「何かをしなくては、という思いだけが空回りし、日々ブラブラする毎日でした。そんな頃でした。何気なくエービーロード（海外旅行情報サイト）を眺めていたらアジア旅行の特集でした。それまで仕事やプライベートでベトナムやタイには何度か出かけたことはありました。そしてそこにミャンマーの旅行企画を見つけました。ミャンマーは僕にとって未知の国でした。黄金のパゴタの写真が印象的でした。そうだ！ ミャンマーへ行ってみよう！ と軽いノリで決め、翌月にはヤンゴンの街に僕はいました。10日間、街をブラつき、ローカルフーズを食べ、夜は屋台街で飲みました。最初はスニーカーを履いて歩き回っていましたが、そのうちに屋台で買い求めたサンダル履きになり、ロンジーと呼ばれるスカート状の民族衣装を着てブラ歩きをしている僕になりました。

デブのミャンマー人はほとんど見かけないため、デブでハゲの僕は屋台街ですっかり人気者になりました。俺、ここで暮らそうかな！？ そう本気で思った僕は一旦帰国し、本格的に考えました。ビジネスコンサルタント、現地

日本企業で働く、人材紹介業、いろいろなアイデアが頭に浮かびました。でもピンと来ません。もがき考えている頃でした。自宅マンションの近くの食堂でランチを食べているときでした。これだ！ 食堂をやろう！ 食事ならミャンマーの人も、日本人も必ず食べる。それも高級でなく街角にあるこの食堂のような親しみのあるお店がいい。そのとき僕は思い出しました。僕らのリクルートの社訓「自ら機会を創り出し、機会によって自らを変えよ」を。僕は調理師学校に通い、免許を得て、そして飲食店を営んでいるリクルートのOB訪問をし、アドバイスをいただき、それから3年後にヤンゴンにお店をオープンしました。悪戦苦闘しながらもミャンマーのスタッフたちの頑張りもあってようやく軌道に乗りました」盛大な拍手。

「長々とお話しさせていただきましたが、第15回アジアリクルート会がヤンゴンで開催できるとは感無量です。みなさん、ヤンゴンで会いましょう！ 弾けましょう！」

拍手が鳴りやまない。

ヤジも飛ぶ「おーい、M、再婚の予定は？ もういるんだろう！？」大爆笑だ。

宴は続く。

M君のスピーチで僕は今回参加した甲斐があったと確信した今夜の宴だった。

M君が傍にやって来た。

「寺さん、ミャンマーに来られますよね。うちの店で飲みましょうね」

M君とはカンボジアでの集まりで出会ったのが最初で、シンガポールに続いて今回の台北が三度目になるが、ずっと前からの仲間のような気がするナイスガイだ。

ホテルに戻ると妻が「楽しかったみたいね、顔に書いてある」と出迎えてくれた。

翌朝、曇り空だが（折からの台風21号が台湾南部を通り過ぎた後だった）今日は十分でのサプライズ天燈上げが待っている。

タクシーを半日チャーターしているので、行き帰りは楽だ。

僕らを乗せたタクシーは快調に高速道路を飛ばしたが、インターを降り、平溪の山間に入ったら雲行きが怪しくなり、台風の余波であろうか土砂降りになってきた。

これでは天燈を上げられないなあ、内心ヤキモキしていたら、嬉しいことに十分に着くとウソのように雨が上がった。

「貴方はやっぱり晴れ男ね」と妻が笑顔で声をかけてくれた。

面目躍如の寺さんだ。（笑）

十分は山間の小さな街で街の真ん中を走るローカルな平溪線の線路の上で天燈を上げるのだが、それ自体が非日

常的な光景とあって人気が高い。

ディーゼル列車も1時間に1本ぐらいなのでタツプリ天燈明が上げられるのである。

坂道が上がると、十分の線路が走る通りに出た。

予想通り観光客でごった返している。

聞こえて来るのは、中国語、韓国語、少しばかりの英語と日本語だ。

「うあーすごい。大変な人出ね」

妻は人ごみの方に目移りしたようだ。

僕がこの天燈のいわれを話すと「面白そう！」興味を持ったようだ。

早速、天燈を買い求め、墨で願い事を書くことにした。

面白いことに願い事は4つのジャンルに分かれている。

「金儲け」「健康」「仕事」「愛」の4つだ。

夫婦で思いを込めて願いを書いた。

4つの願いは何にしよう？ ワイワイ言いながら墨で書き込んでいく。

「あなた、上手に書いてよ！」と達筆の妻がからかう。



一つ目の願いを書いて

同じようにカップルや夫婦連れ、家族連れがそれぞれの言葉で楽しそうに願い事を書いている。



二つ目の願い



天燈は空高く



三つ目の願い



さらに高く



そして四つ目の願い

妻とこの天燈に願いを書いて天に飛ばしたいという願いが叶えられた瞬間だ。

再見台湾。

製品名	大型ホイールローダ 986K	キャタピラー
発売年月	2018年 7月	

### ■概要

キャタピラージャパン合同会社は、オフロード法少数特例2014年基準同等に適合する環境性能を備えたCat 986K ホイールローダを発売しました。

定格積載量は原石積込仕様で約10トン。日本国内の砕石場に多い770クラス（38.6トン）のダンプトラックに約4杯積みでマッチする最適なクラスとして新たに開発しました。

986Kは砕石や鉱山における原石山の切羽での作業のみならず、製品ストックヤードでの製品積込みもこなします。また、港湾や製鉄所などでも活躍できる汎用性の高いマシンです。

Cat 大型ホイールローダで定評のあるSTIC ステアリングを標準装備し、オペレーターの疲労低減や作業効率を向上。新型ペイロードシステムや後方障害物検知システム、プロダクトリンクなどの最新のテクノロジーもご用意し、生産効率及び安全性の向上が図られるとともに、より適切な車両管理を行うことができます。

新たにこのクラスのマシンをラインナップし、お客様の現場に最適なホイールローダをご提供いたします。

### ■主な特長

- お客様の運転経費を低減する優れた燃料生産性と作業効率
  - 高い積込み性能と荷の保持性が高い評価を得ている「パフォーマンスシリーズバケット」を装着しています。986Kではバケットフロアを長めにとり、完全に平らにしたことで材料は最小限の抵抗でバケットに入り込みます。サイドバーを改良して材料の保持力を高めています。
  - 油圧システムの最適化により、燃費の低減と作業量の増加を両立。トン当たりコストの低減を実現しています。
- オフロード法少数特例2014年基準同等に適合する環境性能とサステナビリティ
  - 排出ガスクリーン化技術により、最新の排出ガス規制であるオフロード法少数特例2014年基準同等に適合する環境性能を備えています。
  - マシンのリビルド（再生）を可能にする設計をしています。車両の寿命を最大限に伸ばすために、部品やコンポーネントのリビルドプログラムを提供しています。運用コストの削減、環境への影響を軽減できます。
- Cat Connectテクノロジー
  - 新型のペイロードシステム Cat Production Measurement

### ■主な仕様

運転質量	44,818kg
標準バケット容量	6.1m <sup>3</sup>
エンジン名称	Cat C15 ACERT
総行程容積	15.2ℓ
定格出力	335kW
速度段	前進4段、後進4段
最高速度 前進/後進	39.0 / 40.8 km/h

(CPM) を標準装備。作業を止めることなく、正確に積荷の重さを計測することが可能です。

- 上述のCPMの情報を含め、プロダクトリンクやVisionLink®（ビジョンリンク）を利用することで、車両の位置や状態をリアルタイムに把握し適切な機械管理が行え、燃料消費量やアイドル時間の分析によるコスト削減も可能です。

### 4. オペレーター環境

- ROPS/FOPS（運転者保護構造）規格適合のキャブを採用し、オペレーターの安全を確保しています。また全周にわたって視界を確保。広々とした作業空間を提供。振動や騒音も大幅に低減しています。
- 疲労低減や作業効率アップに効果的なSTIC レバーステアリングを標準装備。ステアリングホイールを回さず車両を操舵できるので、優れた操作性で無駄のない効率的な作業に貢献します。

### 5. 安全性/サービス性

- 昇降用階段を標準で左右両側に装備。これにより、日々安全に昇り降りができます。階段ライトも装備しています。
- 標準装備のリアビューカメラは後退時の視界を安全に確保でき、表示も可能。車両後方の障害物をレーダーで検知し、オペレーターに警告するCat Object Detectシステム（車両後方障害物検知システム）をオプションで装着可能です。警告付シートベルトの標準化など、各種安全装備も充実しています。
- 燃料給油口や尿素水の補充をはじめ、日々のメンテナンスやサービスポイントへのアクセスはグラウンドレベルで行えます。フィルター類の交換間隔を延長することにより、整備時間の短縮も図れます。

### ■問合せ先

キャタピラー

GCI マーケティング イノベーション

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-7-1

TEL 045-682-3553



Cat®986K ホイールローダ

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、毎号数機種を選び掲載しています。

製品名	ICT 油圧ショベル ZX135USX-6	日立建機株式会社
発売年月	2018年10月	

#### ■概況

日立建機株式会社は、このたび、ICT施工ソリューションの中核を担う、新型 ICT 油圧ショベル ZX135USX-6（標準バケット容量0.5m<sup>3</sup>、運転質量13.9t）を開発しました。

2018年7月より、日立建機日本株式会社のレンタルを通じて国内のお客さまへの提供を開始し、2018年10月から販売を開始しました。

本製品は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下、オフロード法）」2014年基準に適合した油圧ショベルです。2017年に発売した20tクラスのICT 油圧ショベル「ZX200X-6」の機能を踏襲しながら、13tクラスの後方超小旋回型の特徴を生かし、国土交通省が推進するi-Constructionに対応するとともに、建築基礎、宅地造成、圃場整備などのさまざまな現場でのICT施工の支援を実現します。

日立建機独自のマシンコントロール機能である「Solution Linkage Assist（ソリューションリンケージアシスト）」を搭載しており、GNSS受信機から得た機械の位置情報やバケット爪先の3次元情報を基に、3D（3次元）施工データに従って機械のフロント（ブーム、アーム、バケット）をリアルタイムで半自動制御し、施工目標面を掘り過ぎることなく、効率的な作業が可能となります。

本製品により、従来の建設現場で行われていた丁張りや検測作業などの作業工程を大幅に削減、工期の大幅な短縮を図ることができるとともに、お客さまの現場の安全性や生産性の向上に貢献します。

また、2D（2次元）マシンコントロール仕様も用意し、小規模な工事や、測位衛星を捕捉できないような建設現場においても、2Dのマシンコントロールが、現場作業の生産性を大きく引き上げます。さらに、3D機能専用機器を追加装備することで、2Dマシンコントロール仕様を購入後も、3Dマシンコントロール仕様へアップグレードすることを可能にし、お客さまの事業に合わせたICT油圧ショベルの仕様を選択を実現しました。

販売目標は、国内向けに年間100台を売込んでいます。

※GNSS（Global Navigation Satellite System）：衛星測位システム。

#### ■主な特長

##### 1. 日立建機独自のマシンコントロール機能「Solution Linkage Assist」を搭載

- 日立建機独自のマシンコントロール機能「Solution Linkage Assist（ソリューションリンケージアシスト）」を搭載しています。13tクラスの後方超小旋回型の特徴を生かし、土木工事に加え、建築基礎、宅地造成、圃場整備などのさまざまな現場でのICT施工の支援を実現します。
- 速度優先で、レバー操作に応じた速度で作業できる「粗掘削モード」と、速度を制限し精度優先で作業する「仕上げモード」があり、作業に応じて切り替えることが可能です。
- バケットの角度を一定に保つ「バケット角度保持モード」によって、バケットの複雑な操作を気にすることなく、ブームとアームの操作のみで法面などを仕上げることが可能となり、作業の効率化と安定した作業品質を実現しています。
- フロントを操作した際に、バケットの先端が施工目標に沿って掘り過ぎないように制御する「掘り過ぎ防止機能」により、正確で効率的な掘削が可能で、
- ブーム、アーム、バケット、車体の姿勢センサーに慣性計測装置、角度・加速度を検出するIMU（Inertial Measurement Unit）センサーを採用することで、高精度で、高応答性なガイダンス性能の向上を実現しています。

また、IMUセンサーは防塵や防水性、耐久性を兼ね備えており、さまざまな現場への対応を可能にしています。

##### 2. 時代にマッチした環境性能と経済性

- オフロード法2014年基準に適合しています。また、国土交通省の燃費基準を達成しています。建設機械認定制度において、「2020年燃費基準100%達成建設機械☆☆☆（三ツ星レベル）」に適合しています。

#### ■主な仕様

項目	ZX135USX-6 (3Dマシンコントロール)	
標準バケット容量	(m <sup>3</sup> )	0.5
運転質量	(t)	13.9
エンジン定格出力	(kW/min <sup>-1</sup> )	74.9/2,000
最大掘削半径	(mm)	8,390
最大掘削深さ	(mm)	5,490
最大掘削高さ	(mm)	9,290
最大ダンプ高さ	(mm)	6,830
最大掘削力（昇圧時）	(kN)	104
旋回速度	(min <sup>-1</sup> )	13.3
走行速度	(km/h)	5.5/3.3
全長	(mm)	7,370
全幅	(mm)	2,490
全高	(mm)	2,870
後端旋回半径	(mm)	1,490
最低地上高さ	(mm)	410

注）単位は国際単位系(SI)による表示。

- 粒子状物質（PM）と窒素酸化物（NOx）排出量を大幅に低減するため、「尿素SCRシステム」を採用しています。従来機のPM除去フィルターを廃止し、定期的な清掃や交換が不要となり、長期的な保守管理費用の低減につながります。

- マルチファンクションモニターにて任意に設定した時間でエンジンが停止する「オートアイドリングストップ機能」を標準装備し、無駄な燃料消費を抑制します。

##### 3. 生産性向上

- 国土交通省が推進するi-ConstructionをはじめとするICT施工に最適なソリューションを提供するクラウドソリューションサービスである「Solution Linkage Cloud（ソリューションリンケージクラウド）」と連携し、ICT施工に役立つさまざまなアプリケーションにアクセスすることができ、お客さまの生産性向上に寄与します。

- 10.1インチの大型ディスプレイの採用により、表示内容の視認性向上を実現しています。さらに、防水・防塵性を兼ね備え、軍手等でも操作できるタッチパネルディスプレイを採用したことでさまざまな現場に対応しています。

- 工事規模や種類を考慮し、2Dまたは3Dの2つの仕様を選択が可能で、2D仕様は、3D機能専用機器を装備することで、2D仕様から3D仕様へのアップグレードを可能にしています。

- 2つのポンプのそれぞれに電磁弁を追加した最新油圧システム「HIOS IV」システムを採用し、各部位に応じた油量の調整をすることで、オペレーターのレバー操作に応じてポンプの流量を細やかに制御することを可能にし、高い操作性を実現しています。

- 燃料とともに尿素水の残量をマルチファンクションモニターで確認でき、稼働状況に合わせた補給を可能にしています。

##### 4. 安全性向上

- 車体上部にハンドレールを設置し、広範囲に大きく開くことができる全開式エンジンカバーの採用により、メンテナンス作業時の安全性およびメンテナンス性を向上しています。

- バッテリーを電気系統から遮断できる、「バッテリーディスプレイスイッチ」を新たに搭載し、メンテナンス中の感電事故のリスクを低減します。

- 車体の両サイドの映像をキャブ内モニターに表示する「サイドビューカメラシステム」をオプション設定することで、機械の周囲状況確認を容易にしています。

##### 5. ライフサイクルコスト低減

- ZAXIS-5シリーズよりお客さまに好評のサービスソリューションである「Con Site（コンサイト）」を用意。パワートレインを含む無償延長保証、無償メンテナンスが付帯しています。また、お客さまのご要望に合わせ、データレポート、有償延長保証、VALUE PACK Fiveなどの各種有償サービスを用意しています。

##### 6. その他

- 本製品は、日本の衛星測位システムである準天頂衛星システム「みちびき」QZSS（Quasi-Zenith Satellite System）を含むマルチGNSSに対応しています。

日立建機グループでは、さまざまなビジネスパートナーとのオープンイノベーションによる連携や、日立グループの強みであるICTや制御およびIoTの技術を活用する「One Hitachi」の取り組みを推進し、お客さまとともに課題を解決するICT・IoTソリューション「Solution Linkage」を提供しています。

#### ■問合せ先

日立建機株式会社 ブランド・コミュニケーション本部

広報戦略室 広報・IR部 広報グループ

〒110-0015 東京都台東区東上野 2-16-1

電話：03-5826-8152



ZX135USX-6

※掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

製品名	新型 2 トン級後方超小旋回ミニショベル 『SK20SR』	コベルコ建機株式会社
発売年月	2018年 8 月	

### ■概要

コベルコ建機株式会社は、新型 2 トン級後方超小旋回ミニショベル『SK20SR-6』を販売開始しました。

新型 2 トン級後方超小旋回ミニショベル『SK20SR-6』は、従来モデル『SK20SR-5 V』のコンパクトなボディはそのままに、狭所での取り回しよさ、更なる安全性や作業性を追求しています。また、さまざまな用途に対応できる機能やオプションを設定することで、高い稼働率を可能にします。

コベルコ建機は、これからもお客様のニーズに応えるべく、品揃えの充実にも努めるとともに、独自技術などの革新的なソリューションをお客さまへ提供してまいります。

### ■主な特長

#### 1) 省エネ運転機能の追加

- エンジン回転数を抑制することで燃料消費量を低減する『エコモード』や、アイドリング時にエンジン回転数を自動的に低下させる『オートデセル機能』を標準装備することで、省エネ運転が可能です。

#### 2) 安全性の向上

- エンジン緊急停止スイッチ  
エンジン緊急停止スイッチを新設することで、緊急時にスイッチ1つでエンジン停止が可能です。
- ゼロテール設計  
旋回時にアッパ後端がクローラ幅からはみ出さないコンパクト設計（車幅：1,380mm/後端旋回半径690mm）により、壁際作業でも後方を気にせず安全に操作がおこなえます。
- ブーム高さ・アーム巻込制限装置（オプション）  
ブームとアームの動作を液晶ディスプレイで簡単に任意の位置で制限することが可能です。高さに制限のある空

間でも障害物との接触を避けながら、安全かつ効率的に作業を進められます。

#### 3) 作業性能の向上

##### ○液晶ディスプレイの標準設定

大型のLEDバックライト付液晶ディスプレイをシート右前の視認性の高い位置に標準設定しました。各種設定が可能なほか、燃料水位やメンテナンス情報、異常情報などのマシン情報やクレーン荷重なども一目で確認できます。

##### ○LED作業灯を採用

前方作業灯を従来のハロゲンライトから長寿命LEDライトへ変更しました。夜間作業時の視界がより明るくなり、安全かつ効率的な作業が可能となります。

##### ○ダイヤル式アクセルを搭載

○アクセルをレバー式からダイヤル式に変更することで、エンジン回転数の微調整をより簡単におこなうことができるようになりました。

##### ○ロングドーザ

○従来機比+50mmのドーザアームを採用し、チリトリ作業が容易におこなえるようになりました。

##### ○右後部ボンネット

本体右後方のサイドカバーに、工具なしで開閉できるワンタッチオープンタイプのサイドボンネットを採用しました。ラジエーターやオイルクーラーの清掃が手早く簡単におこなえます。

### ■問合せ先

コベルコ建機株式会社  
広報秘書グループ  
TEL：03-5789-2112

### ■主な仕様

機種名	SK20SR	
本体型式	SK20SR-6	
機械質量(キャノビ/キャブ)	kg	1,990 / 2,150
●バケット		
標準バケット容量(山積/平積)	m <sup>3</sup>	0.06 / 0.04
標準バケット幅	mm	490(サイドカッタ含む)
●性能		
走行速度	km/h	1 速 2.2 / 2 速 4.2
旋回速度	min <sup>-1</sup> [rpm]	10 [10]
登坂能力	% (度)	47 (25)
最大掘削力(バケット)	kN [kgf]	17.5 [1,790]
接地圧(キャノビ/キャブ)	kPa [kgf/cm <sup>2</sup> ]	25.1 [0.26] / 27.0 [0.28]
●エンジン		
名称	ヤンマー 3TNV76	
種類	立形水冷 3 気筒ディーゼル	
定格出力	kW/min <sup>-1</sup> [PS / rpm]	14.3 / 2,400 [19.4 / 2,400]
燃料タンク容量	L	27.5
●外形寸法		
全長(キャノビ/キャブ)	mm	3,890
全幅(キャノビ/キャブ)	mm	1,380
全高(キャノビ/キャブ)	mm	2,400 / 2,480
●作業範囲		
最大掘削半径(キャノビ/キャブ)	mm	4,140
最大掘削深さ(キャノビ/キャブ)	mm	2,270
最大掘削高さ(キャノビ/キャブ)	mm	4,070 / 3,840
最大ダンブ高さ(キャノビ/キャブ)	mm	2,780 / 2,570



SK20SR-6

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

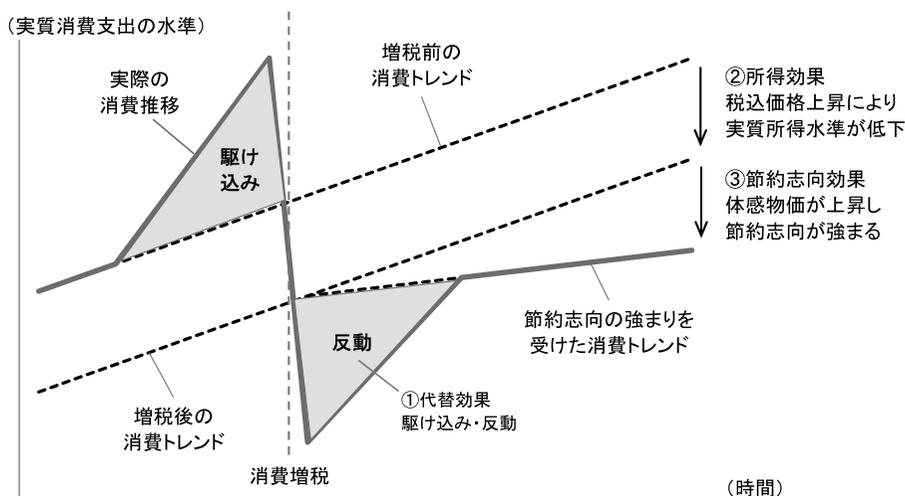
## 消費増税、2019年の影響が限られる理由

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

日本の個人消費は、2014年4月の消費増税後に低迷したが、2017年以降は「いざなぎ景気」と同等の拡大ペースに復している。今後は2019年10月の消費増税を乗り切れるかが焦点だ。みずほ総合研究所は、消費増税と消費の見通しに関するレポートを発表している。前回の消費増税時(2014年)は、増税を契機に購入頻度が高い身近な品目を中心に価格が引き上げられた。それが、家計の体感物価上昇を通じて節約志向を強め、想定以上

の消費低迷につながった。一方、2019年は飲食料品を対象とする軽減税率導入で節約志向の強まりは抑制されよう。一時的な駆け込みと反動は生じるも、均してみれば消費は拡大傾向を維持すると当社は考えている。下記の図表1は、消費増税が消費に与える3つのメカニズム、①代替効果、②所得効果、③節約志向効果を示した概念図だ。2014年の引き上げと比較して考える。

■図表1：消費増税による個人消費への影響の概念図

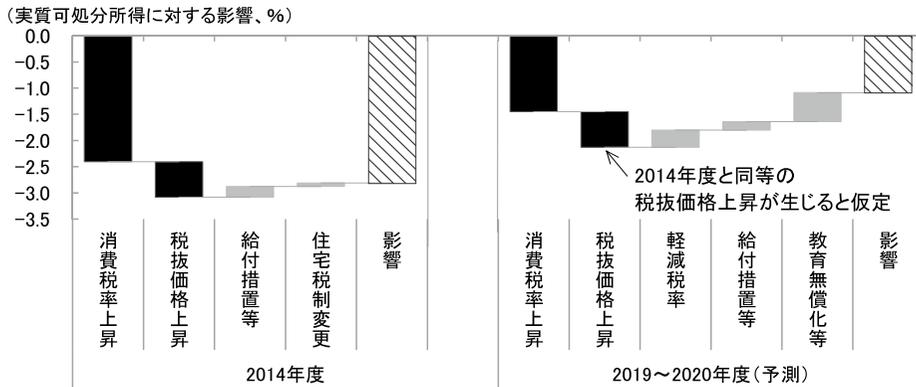


(資料) みずほ総合研究所作成

まず、①代替効果に関連する駆け込み・反動について、2019年は2014年の増税時に比べ小さい。その要因は、第1に、消費税率の引き上げ幅が2%Ptで、2014年の3%Ptを下回ること。第2に、2014年時点では、2015年10月における消費税率10%への追加増税が予定されていたことから、合計5%Ptの上げ幅を織り込んで駆け込みが生じて

いた点がある。②所得効果については、次ページの図表2によって実質可処分所得への影響を考える。2014年度は、給付措置で緩和されたものの、2.81%Ptのマイナスの影響が生じた。一方、2019年度については、消費税率引き上げ幅が小さいことに加え、政府による所得支援策が大幅に拡充されることでマイナス効果が大きく縮小する見込みだ。

■図表 2：消費増税の実質可処分所得への影響



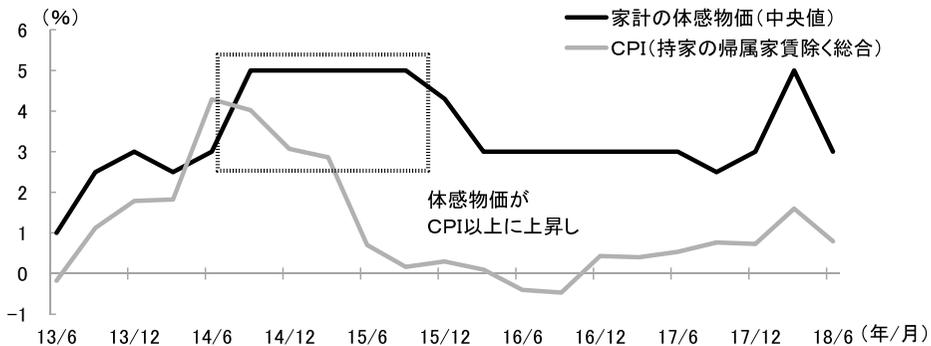
(注) 1.物価指数は家計最終消費支出デフレーター(除く帰属家賃及びFISIM)。  
 2.2019年10月の消費増税による税率上昇の影響は2019～2020年度に分散するため、2年間の合計値を記載。

(資料) 内閣府「国民経済計算年次推計」、「四半期別GDP速報」などよりみずほ総合研究所作成

③節約志向効果を考えよう。下記の図表3のとおり体感物価は2014年の引き上げ以降、高止まりしていた。一方、2019年には飲食料品を対象とする軽減税率の導入で節約志向の強まりが抑制されやすい。飲食料品は、家計の体感物価に大きな影響を及ぼす高頻度購入品目の6割弱を占める。(CPIのウェイト換算)

2014年の増税が想定を超える消費低迷を引き起こした最大の要因は、体感物価の急上昇と高止まりが生じ家計の節約志向が強まったことにあった。2019年は体感物価の上昇を抑制しうる軽減税率の導入で増税の悪影響は限定的になるが、今後も体感物価上昇につながる価格転嫁には留意が必要だ。

■図表 3：実質賃金と体感実質賃金の推移



(注) 1.家計の体感物価は「1年前に比べ現在の物価は何%程度変化したと思うか」とのアンケート調査の中央値。

2.CPIは、持家の帰属家賃除く総合。

(資料) 日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」、総務省「消費者物価指数」よりみずほ総合研究所作成

2018.9.21 高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

## 緊急レポート：アベノミクスの総仕上げとポスト・アベノミクス

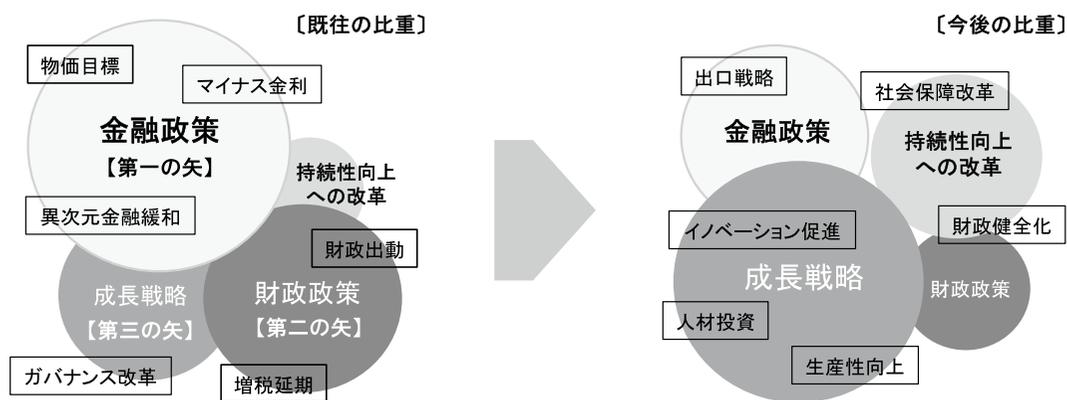
みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

2018年9月の自民党総裁選で連続3選を果たした安倍首相は今後3年間の任期を得た。現在の自民党期上最後の任期であり、安倍政権にはこれからの3年間でアベノミクスの総仕上げを行い、ポスト・アベノミクスへの道筋をつけることが求められる。みずほ総合研究所は、安倍政権の今後の政策課題に関する緊急レポートを発表している。「3本の矢」、「新3本の矢」等を掲げたこれまでの6年弱の安倍政権の経済政策は、「デフレではない」状況までこぎつける等、一定の成果を上げてきたが、本格的な経済再生には道半ばである。今後は、一層中長期的な政策課題への取り組みが必要になる。

日本経済を振り返ると、1989年の平成の始まりとともに「冬の時代」が生じ、資産デフレと超円高のなかで企業セクター中心にバランスシート調整とリストラによってデフレスパイラルの悪循環が続いた。こうした「有事」の悪循環を断ち切ることを当

初の目的として、安倍政権は「3本の矢」を掲げてきた。なかでも、先述の悪循環の原因でもあった資産デフレと円高の罠から脱するべく「3本の矢」を放ち、特に第1の矢である金融政策と第2の矢の財政政策を重視した。さらに、異次元の金融政策として劇薬でもある量的緩和やマイナス金利まで行って円安・株高の好循環を実現したことが最大の成果だった。下記の図表1は、アベノミクスのこれまでと今後の政策の比重の変化を示す概念図である。今日は、経済は回復を続け有事から平時へと環境を改善させながらも、一段の盛り上がりを欠く状況にある。そこでは、金融・財政政策に過度に依存した需要対策から、供給サイドの成長戦略への重点のシフトが重要であり、そのためには、今後の政策で成長戦略の比重を高めるといふ、2020年代も展望した持続的な政策運営が必要というのが、今回の基本認識である。

■図表1：アベノミクスの「これまで」と「これから」：望まれる比重の変化



(資料) みずほ総合研究所作成

図表 2 は明治以降の歴代の首相の在任期間である。安倍政権は2019年には戦後最長、明治維

新以来最長を視野に入れる状況にあり、本来は政策面でも長期的視野を持ちうる状況にある。

■図表 2：明治以降の歴代首相の在任期間

	氏名	最初の就任日	最終の退任日	通算在職日数	組閣回数
	安倍晋三	2006.09.26	2021.09.30	3,567	(4次)
1	桂 太郎	1901.06.02	1913.02.20	2,886	(3次)
	2019.11.20 をもって明治以降、歴代最長に				
2	佐藤榮作	1964.11.09	1972.07.07	2,798	(3次)
	2019.08.24 をもって戦後最長に				
3	伊藤博文	1885.12.22	1901.05.10	2,720	(4次)
4	吉田 茂	1946.05.22	1954.12.10	2,616	(5次)
5	安倍晋三	2006.09.26	(在職中)	2,481	(4次)
6	小泉純一郎	2001.04.26	2006.09.26	1,980	(3次)
7	中曽根康弘	1982.11.27	1987.11.06	1,806	(3次)
8	池田勇人	1960.07.19	1964.11.09	1,575	(3次)
9	西園寺公望	1906.01.07	1912.12.21	1,400	(2次)
10	岸 信介	1957.02.25	1960.07.19	1,241	(2次)

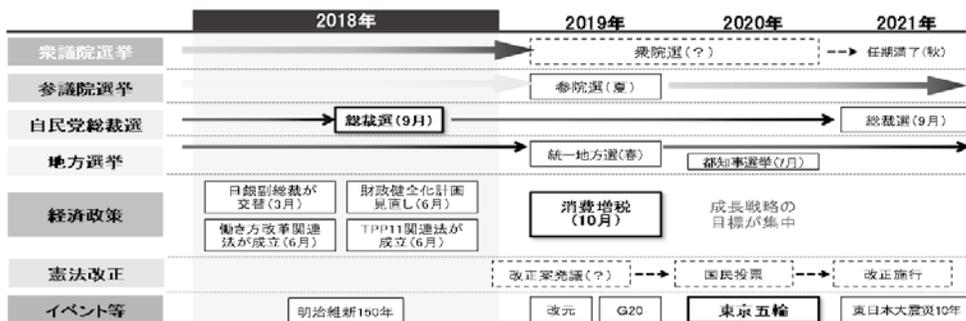
(注) 2018年10月10日時点、敬称略。表の点線部分は、安倍首相が2021年9月末まで任期を満了した場合の通算在職日数。

(資料) 首相官邸ホームページより、みずほ総合研究所作成

下記の図表 3 は2020年代を展望した政治・政策の時間軸を示すものだ。第4次安倍改造内閣は2019年の参院選を照準にした短期的視野をもつのが現実だ。本来、2019年は平成からの改元を一つの契機として、縮小均衡のデフレ均衡に染まった日本の国民のマインドを転換させることを象徴的に示すことが期待される。構造対策を伴う質の変化による成長戦略と持続性のある改革が重要になる。アベノミクスの好循環実現の背景には、円

安・株高を実現できた米国の長期に亘る回復があったが、その追い風になっていた米国の回復も2020年代には中断が生じうるため、アベノミクスの猶予期間も自ずと限られる。2019年は短期的視野での選挙のための年ではない。むしろ、2019年は、2020年代を視野に入れてアベノミクスの総仕上げを行う核になる年として、ポスト・アベノミクスに至る日本の新たな長期的在り方を展望する重要性をもっている。

■図表 3：政治・政策等の中期的な主要イメージ



(資料) みずほ総合研究所作成

# 建 荷 協 の 動 き

(平成30年 6 月 1 日～平成30年 7 月31日)

## 常設委員会

### 平成30年度第 2 回特自検委員会

月 日：平成30年 9 月12日(水)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 平成29年度巡回指導実績状況報告
2. ブロック別巡回指導情報交換会の開催について
3. 新任巡回指導員研修について
4. 建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施について
5. 特定自主検査記録表の改定について(討議)
6. その他

### 平成30年度第 2 回検査・整備技術委員会

月 日：平成30年 9 月21日(金)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 活動経過報告
  - ・平成30年度検査・整備技術委員会活動経過報告
  - ・定期自主検査記録表の署名・捺印の取扱いについて(ホームページ掲載)
2. 今後の活動予定
  - ・平成30年度特自検強調月間新聞広告掲載について
  - ・平成30年度考案賞募集について
3. 厚労省からの調査協力要請について
  - ・定期自主検査指針に関する調査について
4. その他

### 平成30年度第 2 回研修委員会

月 日：平成30年 9 月19日(水)

場 所：建荷協神奈川県支部(万国橋会議センター)

議 事：

1. 神奈川県支部の研修・教育について
2. 平成30年度の研修・教育実績について
3. 本部研修について
  - ・「検査業者業務点検コース」講師養成研修
  - ・平成30年度本部研修日程
4. 広域担当講師、検査実習担当講師について
5. 委員会日程について
6. その他

### 平成30年度第 3 回広報委員会

月 日：平成30年 9 月14日(金)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 前回議事録の確認  
(2018. 7. 13：平成30年度第 2 回)
2. 機関誌主要計画の検討  
(238号11月号～240号 3 月号)
3. 製品紹介  
(238号掲載分、他在庫)
4. イラスト災害事例の検討  
(238号掲載用初回案)
5. 236号機関誌アンケート実施結果について
6. 平成30年度特自検強調月間リーフレット・ステッカー

7. 平成30年度特自検強調月間新聞広掲載
8. 2019年版年間ポスター制作
9. 2019年版年間リーフレット制作について
10. 平成30年度工場取材見学会について
11. 平成30年度広報委員会開催スケジュール
12. 平成30年度広報委員会名簿
13. その他

## 会員入会状況

平成30年8月1日から平成30年9月30日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)		
		平成30年7月末 会員数	平成30年8月1日~ 平成30年9月30日間異動 入 会 退 会	平成30年 9 月 末 会 員 数
正 会 員	製造業	27		27
	建設業	289		289
	荷役業	85		85
	製造工業等	46		46
	リース・レンタル	652	1	653
	検査・整備業	2,934	2	2,932
	その他業種	185		185
賛 助 会 員	15		15	
総 数	4,233	3	4,232	

## 新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
76207	酒井重機工業(株)	918-8161	福井県福井市銚ヶ崎町第6号63番地の1	0776-38-6610
61224	(株)ヤマキ	278-0001	千葉県野田市日吹40-1	04-7125-8157
76206	(株)三岳機材	940-1151	新潟県長岡市三和1-1-16	0258-33-1050

## 平成30年度 支部別検査者の研修・教育の予定表

平成30年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表1・2及び3のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

### 1. 特定自主検査者資格取得研修 (別表1)

厚生労働省の告示及び通達に基づき、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

### 2. 特定自主検査者能力向上教育 (別表2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術の進展に対応した技術、知識を付与することを目的とした教育です。

### 3. 実務研修及び安全教育（別表3）

#### ・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建

設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

#### ・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

#### ・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について実習を通して研修します。

#### ・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表1）

(H30.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道				9/5～7 EF		
	青森	9/21～22 EF			10/12～13 EF		
	岩手	10/23～25 EF					
	宮城	8/24～25 EF					
	秋田	2/1～2 EF					
	山形 福島						
関東地区	茨城	4/5～6 EF			5/9～10 EF		
	栃木	4/7～8 EF			4/19～20 EF		
	群馬	10/19～20 EF					
	埼玉	8/22～24 EF	1/16～18 EF		2/6～8 EF		
	千葉	4/5～7 EF	9/13～15 EF		7/3～5 EF		
	東京	7/19～21 EF	10/18～20 EF				
	神奈川	7/12～14 EF	11/15～17 EF		8/29～31 EF		
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/6～8 EF					
	岐阜						
	静岡	6/16～17 EF			4/21～22 EF		
	愛知	3/7～9 EF			3/12～14 EF		
三重	10/19～21 EF			9/28～30 EF			
近畿地区	滋賀						
	京都						
	大阪	2/18～24 EF					
	兵庫						
	奈良 和歌山						
中国地区	鳥取	9/12～14 F					
	島根						
	岡山	8/30～31 EF			6/28～29 EF		
	広島				10/11～12 EF		
四国地区	山口	4/20～21 EF			12/14～15 EF		
	徳島						
	香川						
	愛媛				7/27～28 EF		
	高知				9/7～8 EF		
九州・沖縄地区	福岡	9/13～15 EF			7/12～13 EF		
	佐賀	10/10～11 EF			6/5～6 EF		
	長崎						
	熊本				10/27～28 EF		
	大分						
	宮崎 鹿児島 沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表1）

(H30.10.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車			
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
北海道・東北地区	北海道				10/19～20	EF		
	青森							
	岩手							
	宮城			9/29～30	EF			
	秋田	8/24～26	EF					
	山形							
関東地区	福島							
	茨城		1/28～29	EF	9/6～7	EF		
	栃木			7/20～21	EF			
	群馬				9/12～13	EF		
	埼玉		6/19～21	EF	1/30～2/1	EF		
	千葉	8/28～30	EF		7/24～26	EF		
	東京				6/21～23	EF	9/13～15	EF
神奈川		6/27～29	EF	3/7～9	EF			
中部地区	新潟							
	富山							
	石川							
	福井							
	山梨							
	長野							
	岐阜							
	静岡				9/8～9	EF		
	愛知							
三重				11/2～4	EF			
近畿地区	滋賀							
	京都							
	大阪							
	兵庫							
	奈良							
中国地区	和歌山							
	鳥取							
	島根							
	岡山							
	広島							
四国地区	山口		7/19～21	F	6/7～6/9	F		
	徳島							
	香川							
	愛媛				5/25～26	EF		
九州・沖縄地区	高知							
	福岡	8/3～5	EF		11/16～18	EF	11/30～12/2	EF
	佐賀		7/3～4	EF				
	長崎			7/28～29				
	熊本							
	大分							
	宮崎							
鹿児島								
沖縄								

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H30.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械					
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械					
北海道・東北地区	北海道	6/20～22	BCD	8/22～24	BCD	9/10～14	A	6/13～15	BC	7/2～6	A
	青森	6/6～10	ABCD					6/28～30	BC		
	岩手	6/27～29	BC	12/17～21	ABC			7/23～27	ABC		
	宮城	6/6～10	ABC					5/23～27	ABC		
	秋田	7/25～29	ABC					7/25～29	ABC		
	山形	10/23～25	BC					8/29～31	BC		
	福島	7/24～28	ABC					9/6～8	BC		
関東地区	茨城	6/11～15	ABC					7/2～6	ABC		
	栃木	7/4～8	ABC					9/10～14	ABC		
	群馬	7/13～15	BCD					9/7～9	BC		
	埼玉	7/23～27	ABCD	3/11～15	ABCD			12/3～7	ABC		
	千葉	6/21～23	BC	12/6～8	BC			3/5～7	BC		
	東京	6/13～17	ABC								
	神奈川	6/14～16	BCD	10/25～27	BC			8/21～23	BC		
中部地区	新潟	6/7～9	BCD	7/5～7	BCD			7/19～21	BC		
	富山	9/26～28	BC								
	石川	6/22～24	BC								
	福井	6/14～17	BC	10/17～21	BC			5/24～26	BC		
	山梨										
	長野	6/27～29	BCD					9/3～5	BC		
	岐阜	9/26～28	BC					5/28～6/1	ABC		
	静岡	6/6～10	AB	9/13～17	ABC			5/18～27	BC		
	愛知	6/7～9	BCD	9/20～24	ABC			9/26～28	BC		
三重	9/7～9	BC					5/23～27	ABC			
近畿地区	滋賀	2/20～22	BCD								
	京都	9/6～8	BC								
	大阪	5/21～27	ABCD	10/22～28	BC			6/4～9	BC		
	兵庫	7/12～21	BC					9/6～8	BC		
	奈良	9/13～16	BC								
	和歌山							6/28～30	BC		
中国地区	鳥取	9/12～14	BC								
	島根	7/4～6	BC								
	岡山	6/4～8	ABC	3/18～20	BC			10/29～11/2	ABC		
	広島	11/8～10	BC					10/15～19	ABC		
	山口	9/13～15	BC					5/16～20	ABC		
四国地区	徳島										
	香川										
	愛媛	6/14～16	BCD								
	高知										
九州・沖縄地区	福岡	6/20～24	ABCD	1/17～19	BCD						
	佐賀	2/5～7	BC								
	長崎	6/20～24	ABC								
	熊本	7/14～7/22	ABC					2/1～10	ABC		
	大分	6/15～24	ABC					8/22～26	ABC		
	宮崎	9/12～16	ABC					7/18～22	ABC		
	鹿児島	10/24～28	ABC					7/11～15	ABC		
沖縄	7/4～8	ABC					6/13～17	ABC			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H30.10.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工専用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道				5/23~25 BC	7/18~20 BC
	青森		8/23~25 BC		7/26~28 BC	
	岩手				9/12~14 BC	
	宮城				7/19~23 ABC	
	秋田	8/24~26 BC			4/10~12 BC	
	山形				5/23~25 BC	
	福島				10/11~13 BC	
関東地区	茨城		1/21~23 BC		10/9~11 BC	
	栃木			11/17~21 ABC	8/28~30 BC	
	群馬				6/19~21 BC	
	埼玉	10/22~26 ABC	6/18~22 ABC		2/18~22 ABC	
	千葉	2/5~7 BC			9/25~27 BC	
	東京				11/8~10 BC	
	神奈川		11/27~29 BC		1/17~19 BC	
中部地区	新潟				6/21~23 BC	
	富山				6/21~23 BC	
	石川				5/11~13 BC	
	福井				9/6~8 BC	
	山梨					
	長野				6/13~15 BC	
	岐阜				6/27~29 BC	
	静岡				10/12~14 BC	
	愛知		7/24~26 BC		6/1~3 BC	11/9~11 BC
	三重		6/22~24 BC		7/20~22 BC	
近畿地区	滋賀					
	京都					
	大阪				9/3~7 ABC	
	兵庫			10/22~26 ABC	3/7~9 BC	
	奈良					
中国地区	和歌山					
	鳥取					
	島根					
	岡山		12/3~5 BC		7/12~14 BC	2/18~22 ABC
四国地区	広島				9/13~15 BC	
	山口		7/19~21 BC		6/7~9 BC	
	徳島					
	香川					
九州・沖縄地区	愛媛				10/11~14 BC	
	高知					
	福岡				10/17~21 ABC	
	佐賀				8/1~3 BC	
	長崎			5/23~27 ABC		
	熊本					
	大分		9/21~23 BC		10/12~14 BC	
九州・沖縄地区	宮崎	1/12~14 BC			10/11~13 BC	
	鹿児島				5/30~6/3 ABC	
	沖縄		1/30~2/3 ABC		10/24~28 ABC	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 平成30年度 特定自主検査能力向上教育予定表 (別表2)

(H30.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械								高所作業車			
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械				基礎工 用機械	締固め用 機械	コンクリート 打設用機械					
北海道・東北地区	北海道	6/26				6/25	7/26										
	青森	5/9				5/30											
	岩手	7/11				9/19											
	宮城	10/12				6/23										8/4	
	秋田	2/13				7/18						4/24					
	山形	8/8				6/14											7/31
	福島	6/12	10/19			6/21	10/18				8/8						6/26
関東地区	茨城	4/26	12/12			5/23	2/5				7/25						9/5
	栃木	6/6				6/22						6/17					12/11
	群馬	10/18				4/25	10/10										9/21
	埼玉	6/13	10/11			9/5	3/6			11/7	3/1						5/16
	千葉	6/12				6/27											
	東京	9/5															10/24
	神奈川	2/1				7/20					11/21						
中部地区	新潟	8/22				9/5											9/12
	富山	7/4				8/21											
	石川	8/29															
	福井	6/5				5/15											8/28
	山梨	7/18				6/27			9/26								
	長野	10/2				7/12				7/26							10/17
	岐阜	2/6				6/18											
	静岡	1/26				8/4					5/26						6/2
	愛知	7/18	8/30			7/12					7/20						7/3
三重	9/5				5/9											8/8	
近畿地区	滋賀					7/19											
	京都	9/26				8/2											
	大阪	1/21															
	兵庫	6/14	10/18			6/15	8/28					10/12					2/21
	奈良																
和歌山	10/27																
中国地区	鳥取					11/22											
	鳥根																1/23
	岡山	9/7	10/10			9/21	11/9	11/19									
	広島	7/5	7/12	7/19		6/13	6/20	6/27									7/3
山口	10/27				10/13	10/20											
四国地区	徳島	11/14															
	香川					9/29											
	愛媛	7/21				8/25											
	高知					9/20											
九州・沖縄地区	福岡					2/8											
	佐賀	11/22				11/22					9/14						9/14
	長崎	7/5	2/27	3/13		7/4	10/30	11/7									
	熊本	9/15				1/19											
	大分	11/17				10/27											
	宮崎	7/14				7/6											
鹿児島	9/8				8/18	10/14											
沖縄	1/18				12/14						6/29					8/17	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

## 平成30年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表3)

(H30.10.01現在)

地区	支部	実務研修								安全教育					
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)				業務点検 コース	建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等		
		座学		実技		座学		実技							
北海道・東北地区	北海道	11/9										7/24		7/23	
	青森	11/3	11/14							8/29		3/9	3/19		
	岩手	8/7	10/12	11/16	6/20					6/8		11/6		10/29	
	宮城	4/21	9/14									11/17			
	秋田	6/13	1/29									5/22			
	山形	9/6	9/21						5/10	6/20		7/11			
	福島	6/7	8/23							9/13		7/18		11/19	
関東地区	茨城				8/24	1/11				10/26		5/25		1/9	
	栃木				11/27					10/12		9/15		2/8	
	群馬	6/11								10/24		11/15			
	埼玉	11/14					12/12			7/4		7/11			
	千葉	1/22								11/6		8/7	12/3		
	東京														
	神奈川	11/9	12/14					9/21		9/4	11/6	10/12			
中部地区	新潟	10/3								10/17		8/8			
	富山									9/13					
	石川	4/25	7/20	9/19								9/26			
	福井	2/7						2/14		4/16				7/4	
	山梨											11/14			
	長野	7/18								10/19		6/21			
	岐阜				6/19	11/14				10/17		7/18			
	静岡	8/25	10/20	12/1						11/17		6/30		2/16	
	愛知	8/7	8/9		8/2					11/27		9/12		10/3	
	三重	4/24	9/12					8/25	12/8	1/17		5/12		6/9	
近畿地区	滋賀														
	京都									11/20		10/19			
	大阪	11/14	11/21												
	兵庫	9/12	2/19					2/19		6/19	8/23	8/22		11/7	
	奈良														
和歌山															
中国地区	鳥取	8/3													
	島根	2/21										6/22			
	岡山				6/19							8/24		10/22	
	広島				7/10	2/1				8/23				6/1	
四国地区	山口	11/10													
	徳島	5/25										5/24			
	香川	6/30													
	愛媛	4/21			10/27					7/13		4/14			
	高知	6/22			6/13							6/6			
九州・沖縄地区	福岡				9/7	12/7						11/22		10/12	
	佐賀	8/9										6/14			
	長崎	6/27			7/18				11/6			9/13	1/9		
	熊本	6/16	12/22							8/18		11/17			
	大分	7/7						5/19				6/2		8/18	
	宮崎	6/2	2/2		5/19					8/3		4/21			
	鹿児島	10/15	12/1						6/23			7/28	10/13		
	沖縄	9/7							5/11			8/3			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

## 平成30年度 運転技能講習予定表

(H30.10.01現在)

●フォークリフト												
秋田	4/26~		6/8~			9/13~						
			6/19~									
茨城	4/9~	5/8~	6/8~	7/10~	8/17~	9/7~	10/11~	11/8~	12/11~	1/10~	2/13~	3/8~
石川		5/24~			8/23~							
山梨		5/12~		7/7~		9/8~		11/3~				
京都			6/4~									
大阪	4/8~	5/10~	6/6~	7/4~		9/19~	10/10~	11/4~		1/16~		3/6~
兵庫	4/6~											
長崎	4/12~	5/10~	6/7~	7/19~	8/2~	9/6~	10/18~	11/15~	12/6~	1/17~	2/7~	3/14~
	4/26~		6/14~			9/27~			12/13~		2/28~	
熊本		5/19~	6/2~	7/7~	8/4~	9/1~	10/6~	11/22~			2/16~	3/2~
宮崎	4/25~	5/23~	6/20~		8/22~		10/24~					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵庫						9/18~						
鳥取			6/12~				10/18~					
鳥根		5/28~				9/18~						
長崎	4/19~				8/24~			10/11~		1/10~	2/22~	

●車両系建設機械（解体用）												
鳥取		5/18~										

●不整地運搬車												
鳥取				7/19~								
鳥根				7/18~								

●高所作業車												
青森	4/20~	5/11~	6/1~	7/6~		9/7~	10/27~	11/9~	12/15~		2/23~	3/15~
	4/28~	5/26~	6/23~	7/21~		9/29~		11/17~				3/23~
群馬		5/12~				9/22~						
福井	4/18~					9/26~						
滋賀	4/5~		6/5~	7/4~		9/5~	10/10~		12/4~			
奈良		5/19~		7/23~		9/3~		11月				3月
鳥取	4/18~				8/22~			11/7~				
鳥根							10/22~					
沖縄	4/6~		6/1~	7/20~			10/12~	11/16~			2/8~	

●小型移動式クレーン												
兵庫				7/27~								
鳥根						9/3~						

●玉掛け												
鳥根				8/20~								

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

## お知らせ

けんきにきょう

## 建荷協発行図書等のご案内

平成30年度版

安全の心を託す特自検


**建設荷役車両安全技術協会**

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんきにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

## ■ 特定自主検査制度の入門解説

## 特定自主検査制度についての入門編

## 安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかり易く解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	216円	324円

## 特定自主検査の対象機械について

## 特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-D	648円	1080円

## ■ 特定自主検査済標章

## 特定自主検査 実施年月の明示

## 特定（定期）自主検査済標章

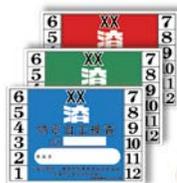
## ・特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

## ・定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

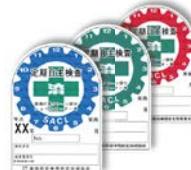
品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-30	324円	972円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-30		
定期自主検査済標章	BP-LR1-30		



特定自主検査済標章（事業内）



特定自主検査済標章（検査業）



定期検査済標章

**【注記】** 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

## 特定自主検査に係る標章等について

## 標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	216円	324円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	324円	432円
不整地運搬車	SG-GR-01	216円	432円
車高系建設機械	SG-KC-01-B	1728円	2700円
高所作業車	SG-HL-01	540円	756円
フォークリフト(月次)	SG-LC-11-A	216円	324円

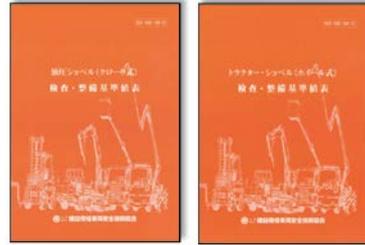


検査項目の判定値

検査・整備基準値表

判定基準の中で「メーカーの指定する基準値内であること」とされている基準値および測定方法を機種・型式別ごとにまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SS-LC-03-F	1404円	2052円
油圧ショベル	*改訂 SS-GE-03-D	1944円	2916円
トラクター・ショベル	*改訂 SS-GE-04-D	540円	756円
ブルドーザー	*改訂 SS-GE-05-D	216円	324円
解体用機械	*改訂 SS-DM-01-B	2592円	3996円
締固め用機械	SS-RC-01-C	972円	1512円
コンクリートポンプ車	SS-CP-01-C	648円	972円
高所作業車	SS-HL-01-C	756円	1080円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技术協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品名	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(1セット50枚)	486円	756円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(H28.3改訂0版発行)



記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-0	1080円	1620円

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	108円	162円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用  
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用  
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	540円	810円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1620円	2160円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

## ■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

### ・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1080円	1620円
検査者ワッペン	BP-YC-02	324円	540円



検査者腕章



検査者ワッペン

### ・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	108円	162円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



検査者シール（検査業者用）

検査者シール（事業内用）

## ■ 教育資料

当協会で開催する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

### ・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-D	648円	972円
原動機（ディーゼル・ガソリン）*改訂	TQ-KE-01-F	2376円	3564円
油圧装置	TQ-KH-01-D	1188円	1836円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-D	1836円	2808円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-C	864円	1296円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1296円	1944円
不整地運搬車	TQ-GR-01-D	756円	1188円
車両系建設機械（整地等用）*改訂	TQ-GC-02-A	3240円	5184円
（基礎工事用）	TQ-FC-01-D	2916円	4428円
（締固め用）	TQ-RC-01-D	1188円	1728円
（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-E	1080円	1728円
高所作業車	TQ-HL-01-D	1296円	1944円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-E	540円	864円



### ・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-D	3456円	5184円
整地・運搬等&ブレーカ*改訂	TL-GE-01-F	3564円	5400円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1620円	2484円
基礎工事用機械	TL-FC-01-C	1188円	1836円
不整地運搬車	TL-GR-01-A	540円	864円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-C	1404円	2052円
高所作業車	TL-HL-01-C	1728円	2700円



### ・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TO-LC-02-B	1512円	1512円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル 検査・整備基準値表	TQ-SR-02-C	1728円	2592円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-B	1080円	1620円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

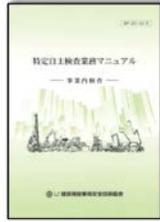
■ 特定自主検査業務の管理

事業内検査の適正実施のために  
特定自主検査業務マニュアル

—事業内検査—

事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

(H27.2 改訂 E 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル —事業内検査—	BP-ZC-02-E	972 円	1512 円

検査業者検査の適正実施のために  
特定自主検査業務マニュアル

—検査業者—

検査業者の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

(H25.10 改訂 F 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル —検査業者—	BP-ZC-01-F	972 円	1512 円

特定自主検査の適正実施のために  
特定自主検査とその管理

(管理者用マニュアル)

特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。

(H26.12 改訂 D 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査とその管理	BC-ZC-06-D	648 円	1080 円

登録検査業者の諸手続きについて  
特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H26.4 改訂 J 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-J	540 円	864 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2268 円	3456 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	432 円	756 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書 (フォーク)	BP-LC-01	54 円	108 円
経歴書ビニルケース (フォーク用)	BP-LC-02	162 円	324 円
特定自主検査実施経歴書 (建機用)	BP-OH-01	54 円	108 円
特定自主検査実施経歴書 (解体機用)	BP-OH-02	54 円	108 円



表記の価格は全て消費税 8% 込みの価格です。

※ご紹介しました図書等は、最寄りの建荷協支部でご購入いただけます。

平成 30 年 4 月

## お知らせ

〔平成30年度〕  
各種研修の受講料及び修了証再交付手数料

## 1 資格取得研修

## (A) 事業内検査者研修

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	49,032	54,108	44,712	49,788	43,632	48,708
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	61,128	73,116	56,808	68,796	—	
3 基礎工事用機械	57,672	66,528	53,352	62,208		
4 締固め用機械	51,084	57,456	46,764	53,136		
5 コンクリート打設用機械	64,368	71,604	58,968	66,204		
6 高所作業車	51,624	58,104	47,304	53,784		

## (B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
77,112	82,188	55,512	60,588	53,352	58,428	52,272	57,348
93,528	105,516	70,848	82,836	66,528	78,516	—	
90,072	98,928	66,312	75,168	61,992	70,848		
79,164	85,536	57,564	63,936	55,404	61,776		
112,968	120,204	80,568	87,804	78,408	85,644		
85,104	91,584	62,424	68,904	60,264	66,744		

## 2 能力向上教育

教育の種類	会員	一般
1 フォークリフト	13,176	15,444
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	13,824	16,524
3 基礎工事用機械	11,448	12,960
4 締固め用機械	11,340	12,744
5 コンクリート打設用機械	11,124	12,312
6 高所作業車	11,448	12,960

## 3 実務研修

研修の種類	座学コース		実技コース	
	会員	一般	会員	一般
記録表作成コース				
フォークリフト	13,176	15,768	18,576	21,168
整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
基礎工事用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
締固め用機械	14,580	18,036	19,980	23,436
コンクリートポンプ車	14,580	18,036	19,980	23,436
高所作業車	13,392	16,092	18,792	21,492
月次定期自主検査(フォークリフト)	7,722	8,964	13,122	14,364
検査業者業務点検コース	会員 一般			
	9,180		10,044	

## 4 安全教育

教育の種類	会員	一般
建機付属クレーン部分	7,344	7,884
ショベルローダー等	10,368	11,232

## 5 資格取得研修 修了証再交付手数料

申請にあたっては、1件につき送料を含む手数料2,160円(税込)を「現金書留」にて同封してください。

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税8%が含まれています。  
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。  
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。  
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

# 特定自主検査者資格取得者名簿

(平成30年8月1日～平成30年9月30日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

## 事業内検査者資格取得者

### ■フォークリフト

浅野 宏 徳	大野 雅 和	小林 友 哉	高橋 尚 嗣	東 貴 一	森岡 進 也
我妻 敏 光	大庭 良 太	小林 央	田口 浩 二	日野 貴 之	森田 康 弘
天野 隆 男	奥 迫 憲 次	齋藤 圭 介	田中 邦 男	平田 裕 亮	森近 彰
雨宮 俊 明	奥山 真 邦	齋藤 貴 広	谷口 耕 蔵	藤山 誉 文	諸藤 顕一郎
池田 新 一	改之 真 也	齋藤 秀 明	月足 藤 丸	本田 久 幸	安井 伸 補
井手野下 朗	加藤 一 史	齊藤 豊	津田 広 之	牧野 貴 文	山川 博 行
稲川 泰 幸	門井 孝 憲	坂場 圭 悟	遠江 淳 二	正井 秀 樹	山崎 惠 子
井町 尚 義	唐田 幹 夫	佐藤 三 徳	堂本 大 地	町田 浩 二	山島 尚 一
岩野 有 剛	岸 良 英	清水 宏 彰	西川 潤	松村 覚 英	山本 賢 一
枝光 智 哉	久保 友 弥	白井 正 広	芳賀 和 幸	松本 信 二	山本 正 人
榎本 康	黒木 康 則	鈴木 利 彦	芳賀 英 喜	目良 浩 士	山本 佳 希
大関 剛	小鹿 大 介	高崎 正 市	橋本 徹	森 典 之	吉田 幸 司

### ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

池田 和 芳	小田 朝 規	倉 富 努	末谷 幸 三	長野 祐 樹	松井 佳 太
伊澤 義 道	影山 貴 史	酒井 崇	鈴木 慶 治	樋口 正 則	松岡 和 真
伊藤 彬	加藤 誠 久	執行 真 治	鈴木 初 美	深澤 祐 也	森下 泉
井上 聡 史	金川 和 樹	重岡 賢 治	平 友 次	藤井 明	山下 智 巳
大隅 博	忽那 安 紘	柴原 宇 太朗	田中 陽 一	藤木 昭 博	吉田 勝
大津 修	熊谷 俊 也	洪澤 隆	豊田 明 生	藤代 博 之	鷲尾 健 吾

### ■基礎工事用機械

大鷹 佑 介	佐藤 天 則	鷹架 裕 基	中川原 琢 也	沼館 健 司
--------	--------	--------	---------	--------

## ■ 締固め用機械

大塚 郁也	鳶崎 茂雄	土井 政弘	橋本 英明	古屋 功輝	森 俊幸
岡 昌秀	武田 大吾	萩原 将也	藤丸 和知	向井 征二	安富 正一郎
忽那 安紘					

## ■ 高所作業車

青木 惇	亀谷 明	榊原 航	竹澤 潤一	玉山 洋	船山 篤史
荒瀬 憲治	久保 元	須澤 賢志	武部 寿樹	花房 真一	渡辺 友章
内田 達也	糸田 知也	高木 聡史	田中 英樹		

## 検査業者検査員資格取得者

### ■ フォークリフト

秋田 翔	枝村 直樹	工藤 香須麻	関根 淳一	中田 有紀	船渡川 武
浅田 大輔	大坂 郁海	工藤 涉平	染井 竜也	中西 貫	細川 悠希也
阿部 和彦	大崎 幸洋	糸川 健吾	孫 永心	中野 博文	洞田 遼利
阿部 拓也	太田 和春	倉元 佑之	平 慶志	長島 弘樹	本間 文利
荒木 摩周	太田 直也	黒橋 宏之	都木 竜次	永田 利幸	前谷 洋至
荒牧 洋也	大野 裕次	小池 正人	高倉 健吾	難波 秀暢	松尾 一明
荒屋敷 涼太	岡田 拓也	小泉 慎也	高橋 隼	西田 孝史	松尾 健一郎
飯田 隆佳	岡林 奨	河野 道則	高橋 秀松	西村 康生	松田 俊行
生田 隆矩	岡本 衡季	古賀 聖瓶	高松 祥平	野池 豊	松橋 拓人
池田 大央	奥野 郁夫	児玉 伸史	高柳 光祐	能野 されむ	松本 和之
池田 直央	奥野 裕司	小林 篤弥	滝 大輔	野村 鷹之	松本 邦夫
石井 貴幸	小澤 拓馬	近藤 貫太	滝本 浩二	服部 正史	三田村 啓輔
石黒 智也	小田原 崇	合田 雄輔	滝口 寛之	土師 賢一	峯岸 洋文
石原 達也	小野 浩太郎	斉藤 和幸	田口 祐介	長谷川 義雅	三保田 純矢
石橋 幹也	小幡 良平	酒井 崇	田口 祐介	初山 善幸	味元 駿
石本 陵	鍵本 真吾	佐々木 望	武石 努	羽鳥 翔	宮城 源
石山 透悟	金子 薫	佐藤 宜之	竹内 英樹	浜野 佑亮	都 剛
伊勢田 和志	金子 貴之	佐藤 隆一	武川 迪弘	濱山 友和	宮崎 章彦
市橋 陽祐	河井 真也	佐野 睦	竹下 裕二	原 友則	武藤 健康
市原 聖也	河瀬 大志	品川 英樹	立花 劍	原田 友則	村上 貴康
伊藤 健士	河野 洋平	柴裕 裕司	館山 陽一	坂東 泰輔	森川 久広
伊東 翔平	北川 通	澁谷 貴之	田中 優太	樋口 幹章	山内 栄樹
伊藤 雄介	北山 和宏	渋谷 宏明	田中 佑真	樋口 裕哉	山下 和真
稲富 秀次	木名瀬 隼人	嶋田 裕樹	千葉 一毅	東山 風我	横川 秀壽
稲見 大輔	木村 駿斗	霜田 流騎	千葉 幸男	日比野 龍	吉村 慎祐
井上 信二	木村 敏之	下山 聖矢	辻村 剛一	廣江 末博	米澤 一希
岩崎 優也	木村 直明	新城 和也	東野 一輝	深田 厚夫	渡邊 旺一郎
上杉 徹	清原 隆祝	新村 政輝	通山 弘大	藤岡 晃二	渡部 誠也
上波 大志	楠 隆	杉内 大輝	徳広 大貴	藤原 利啓	渡邊 秀満
上山 哲達	工藤 燎	菅 生祥平	中 島大		渡邊 人志

## ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

赤塚正紀	小川正義	児玉順也	竹丸雅人	仲谷内伸治	藤田直樹
石川正治	奥山琢磨	小林伸悟	田中信行	中山悟	堀田諭
泉飛翔	小倉博	佐藤高志	田中裕真	西川高司	宮口翼
稲垣貴博	親川兼亮	杉山義幸	谷直彦	西平賀一	宮崎哲男
稲田佑也	親里慶孝	鈴木篤史	田部井功	西村康生	師橋将且
岩岡元力	織笠貴太	園田真也	塚田亮太	野田涼太	山田浩平
遠藤佳寿顕	海戸清貴	園田忠幸	寺園成	比嘉健一	山田洋介
大上祐生	加藤智信	高橋篤志	富田一樹	樋口剛也	柚木哲佑
大城盛夫	上條敏和	高橋和宏	中野博文	平方基樹	吉田啓佑
大塚明	工藤涉平	高橋勉	中村恭也	福浦健	米原健史
小笠原圭太郎	神田達也	高橋秀松			

## ■基礎工事用機械

田中誠也 | 橋本正力 | 山下周 | | |

## ■締固め用機械

梅田和広 | 河路祥兵 | 後藤晃 | 関口栄一 | 村田朋久 | 茂木康博  
加藤巧夢 | 黒沢昌生 |

## ■コンクリート打設用機械

有川徹 | 宇城直哉 | 鷲見勝也 | 野口久夫 | 日影修悦 | 森岡幸一  
石原弘章 | 鈴木恵一 | 田川大智 |

## ■高所作業車

青山明弘	内村哲太	工藤篤	菅原進一	手嶋広明	水上裕智
浅野昌広	大島茂	久保英志	菅原正利	豊田基男	村上雅彦
浅野目努	大瀧康平	黒滝昇	鈴木淳	中川勉	村林東一
阿部勝貴	大西洋平	高坂浩二	相馬駿亮	中島剛	元木琢磨
安藤隆諒	岡野康宏	小嶋卓哉	高野圭介	橋元和希	森将彦
井浦貴博	小笠原友和	斎門貴洋	高橋辰弥	林一平	森広康人
井川一昭	織田僚	坂口翔	武田崇	福田和生	山内栄樹
石澤秀樹	鴉信治郎	佐々木聡志	田中透	福田昌和	山城義和
井出和樹	木嶋蔵	佐々木望	種浦克樹	古山大輔	横田卓也
伊藤貴之	北嶋友一	柴田健司	田端亜星	北條友康	横田友行
岩田征一	木部政和	白浜義信	田村弘知	星明広	吉川憲明
植杉実	草野篤志	菅野貴章	津田洋介	細田政俊	

## 受賞のお知らせ

## 平成30年度「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」受賞のご紹介

永年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたとして、平成30年度「厚生労働大臣 功績賞」を、寺本建荷協理事が受賞されました。ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせいたします。



建荷協理事  
寺本 健氏

寺本理事〔住友建機販売株式会社顧問〕は、平成9年7月～平成21年5月まで運営幹事（うち4年間運営幹事長）を歴任され、平成25年6月から本部理事に就任され、協会の運営、各種事業に携わり、特定自主検査の普及・促進を図るとともに、特定自主検査内容の適正化の指導等を積極的に展開し、会員及び検査資格者の質向上に努め、労働災害防止に寄与されました。

永年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたとして、平成30年度「厚生労働大臣 功績賞」を、米井 石川県支部長が受賞されました。ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせいたします。



石川県支部長  
米井裕一氏

米井支部長〔コマツ石川(株)代表取締役社長〕は、平成10年5月に支部長として就任され、特定自主検査の未実施車両の対策の推進、研修・教育の実施などの活動を自ら牽引し、建設荷役車両の性能の保持向上と使用に関する安全確保など積極的に取組まれ、県下の労働災害防止に寄与されました。また、県下における建設機械、フォークリフト等運搬機械の整備不良による事故防止活動など県内の労働災害の防止に寄与されました。

永年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたとして、平成30年度「厚生労働大臣 功績賞」を、古手川 大分県支部長が受賞されました。ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせいたします。



大分県支部長  
古手川 哲氏

古手川支部長〔大分興業株式会社代表取締役社長〕は、平成12年から支部役員（監事）を歴任され、平成23年5月から支部長として就任され現在に至り、建設荷役車両の品質保持向上と安全の確保を図るため、特定自主検査に関する未実施車両対策の推進、特定自主検査資格取得研修の実施、能力向上・安全教育・各種実務研修の実施、さらには巡回指導員によるパトロールの実施など、業界の安全衛生水準の向上発展及び県内における建設荷役車両の安全欠如による労働災害の防止に多大な貢献をされました。

## 平成30年度「労働安全衛生に係る秋田労働局長功績賞」を受賞

永年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたとして、平成30年度「秋田労働局長 功績賞」を村上 秋田県前支部長が受賞されました。ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせいたします。



秋田県前支部長  
村上康継 氏

村上秋田県前支部長〔トヨタL&F秋田(株)前代表取締役社長〕は、平成23年5月から平成30年5月までの7年間、秋田県支部の支部長として、協会の運営、各種事業の実施に携わり、特定自主検査の普及・促進を図るとともに、巡回指導員制度による検査内容適正化の指導、特自検検査者の養成等を積極的に展開し、会員及び検査資格者の質的向上に努め、県下の労働災害防止に寄与されました。

11月8日に横浜で開催された『第77回 全国産業安全衛生大会総合集会』において、平成30年度中央労働災害防止協会の「緑十字賞」の表彰式が行われました。本協会関係者では、松浦 島根県支部事務局長が受賞されました。

ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせ致します。



島根県事務局長  
松浦 栄 氏

松浦事務局長は、平成21年7月に島根県支部事務局長に就任し、島根県内における建設荷役車両の維持向上と安全確保を図るため、その特定自主検査に関する未実施車両対策の推進、特定自主検査者資格取得研修の実施、安全教育の実施、巡回指導パトロールの実施など重点とした支部事業運営に積極的に取り組まれ労働災害の防止に多大なる貢献をしており、その功績が高く評価されたものです。

## 支 部 一 覧

平成30年10月1日現在

支部名	〒	所在地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター 2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	320-0043	栃木県宇都宮市桜1-1-3 プレジール桜2階C	028(636)0102	028(636)0103
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	615-0042	京都府京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館5階	075(314)0080	075(314)8398
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内	0742(93)5181	0742(36)5715
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東巖城町120番地 プライムスクエアビル2階	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(622)8243
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0072	長崎県諫早市永昌町10-8-202	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0844	大分県大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海建設4階	098(879)3744	098(879)3757

## 編集後記

毎年11月を特定自主検査強調月間として、今年も『安全の心を託す特自検』をスローガンに掲げ、全国一斉に特自検の普及・促進を図るために都道府県支部において巡回指導をはじめとした各種の活動を展開中です。

さて、小誌も創刊以来238号を数えておりますが、今まで「安全講座」や「職場環境改善講座」で取り上げてきたテーマとしては作業の安全性・品質の向上に関連した技術の基礎知識やヒューマンエラー、メンタルヘルスケア、リスクアセスメントなどがありますが、今年の7月号(236号)からは、労務管理講座として「そこが知りたい！実践 働き方改革」をテーマに連載しておりますので是非ご覧ください。

また、以前は年1回実施していましたがアンケートを毎号実施するスタイルに致しましたので、読者の皆様のホットなご意見、ご感想並びにご要望などをお寄せいただき、より良い誌面づくりにご協力のほどよろしくお願い致します。

[広報委員会事務局：廣山 浩 記]

### 委員長

水島 敏文 [清水建設㈱]

兼八 淳 [日本通運㈱]

### 副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

室町 正博 [日通商事㈱]

### 委員

津川 元 [コベルコ建機㈱]

岩崎 茂樹 [コマツ]

森田康太郎 [キャタピラー]

関 邦生 [日立建機㈱]

田中喜代志 [コマツ]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

平山 哲也 [大成建設㈱]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

廣山 浩 [事務局：広報部]

遊部 浩司 [ 同 ]

吉田 岳 [ 同 ]

(平成30年10月10日現在)

## 「建設荷役車両」 VOL. 40 第238号

平成30年10月25日 印刷

平成30年11月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 (ニュー九段ビル9F)

TEL:03 (3221) 3661 / FAX:03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

ユーザー名 (U)

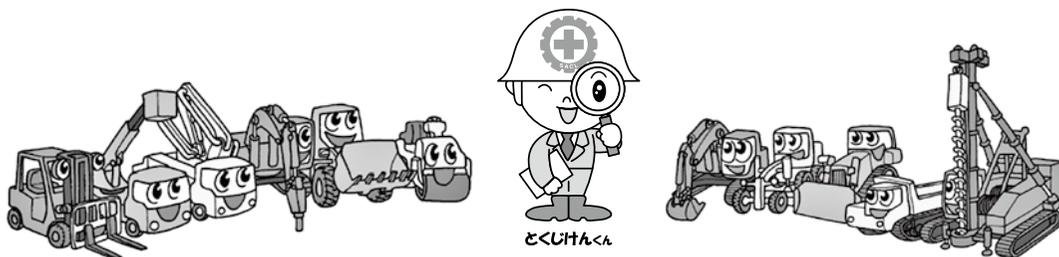
パスワード (P)

# 「建設荷役車両」年間総目次

平成 30 年 1 月号(第 233 号)

5

平成 30 年 11 月号(第 238 号)



## 平成 30 年 1 月号(第 233 号)

## 巻頭言

新年を迎えて	吉識 晴夫	8(8)
年頭所感	井上 仁	9(9)
年頭所感	片岡 隆一	11(11)

## 広報

平成28年における車両系荷役運搬機械等による死亡災害の発生状況	13(13)
事故の型別にみた車両系荷役運搬機械等による死亡災害事例	15(15)
平成28年における車両系建設機械等による死亡災害の発生状況	19(19)
事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例	21(21)
平成28年度 特定自主検査実施状況(検査業者によるもの)【訂正版】	26(26)

## 実践リスクアセスメント講座

危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して (現場活動用マニュアル)の説明	31(31)
--------------------------------------	--------

## コーヒーブレイク

第107話 アントニオは何処だ? .....	寺岡 晟 42(42)
------------------------	-------------

## 経済情報-1

みずほ総研、「とんでも予想2018年」 .....みずほ総合研究所提供	49(49)
--	--------

## 経済情報-2

米国出張メモ:大統領らしくなったトランプと日本への見方の転換 .....みずほ総合研究所提供	51(51)
---	--------

## 企業取材シリーズ

株式会社豊田自動織機 トヨタL&Fカンパニー高浜工場を訪ねて .....吉田 岳	53(53)
グラビアートヨタL&Fカンパニー高浜工場	59(59)

## シリーズ特集IX

作業中の災害事例	63(63)
----------	--------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント .....北海道支部 片桐機械株式会社	67(67)
-------------------------------------	--------

## 製品紹介

中型油圧ショベル ZAXIS-6 シリーズ「ZX120-6」他2機種/新型タイヤローラ「HN220WHH-5」/中型ハイブリッド油圧ショベル「HB205/215(LC)-3」/新型タイヤローラ「TZ704」/小型油圧ショベル4機種/油圧駆動式フォークリフト「FH100/FH120/FH135/FH160-1」	72(72)
---	--------

平成29年度支部別検査者の研修・教育の予定表	78(78)
建荷協の動き	91(91)

## お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料	86(86)
協会発行図書等のご案内	87(87)
支部一覧	92(92)
特定自主検査者資格取得者名簿 (平成29年10月1日~平成29年11月30日)	93(93)
編集後記	96(96)

★平成30年版年間ポスターの紹介 ..... 巻頭

## 平成 30 年 3 月号(第 234 号)

## 巻頭言

先端技術と建設工事の融合に向けて	植木 睦央	4(100)
------------------	-------	--------

## 広報

平成29年度 全国支部長会議	5(101)
----------------	--------

## 実践リスクアセスメント講座

危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して (現場活動用マニュアル)の説明	9(105)
--------------------------------------	--------

## 技術解説

燃料電池(FC)フォークリフトの紹介 .....平手 計二	20(116)
----------------------------------	---------

## シリーズ特集IX

作業中の災害事例	25(121)
----------	---------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント .....青森県支部 有限会社 尾崎自動車商会	29(125)
---	---------

## コーヒーブレイク

第108話 マザーテレサに会おう! .....	寺岡 晟 34(130)
-------------------------	--------------

## 製品紹介

トラックローダ「963K」/高所解体仕様油圧ショベル/小型ブルドーザー「D37EX/PX-24」「D39EX/PX-24」/中型ブルドーザー「D61EX/PX-24」/ICTブルドーザー「D37PXi-24」「D51PXi-24」「D61PXi-24」/ICT油圧ショベル「PC200i/PC200LCi-11」/中型油圧ショベル「PC200/210(LC)-11」「PC228US(LC)-11」/中型ハイブリッド油圧ショベル「HB205/215(LC)-3」/ICT油圧ショベル「PC78USi-10」/中型ホイールローダ「ZW180-6」/タイヤローラ「ZC220P-6」/ホイールローダ「ZW370-6」	40(136)
--	---------

## 経済情報-1

緊急レポート:高齢社会と金融、波平さんモデルの転換 .....みずほ総合研究所提供	51(147)
--	---------

## 経済情報-2

高齢化の常識に反する2事例、高齢者に有価証券集中 .....みずほ総合研究所提供	53(149)
---	---------

建荷協の動き	55(151)
平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表	57(153)

## お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料	65(161)
支部一覧	66(162)
協会発行図書等のご案内	67(163)
特定自主検査者資格取得者名簿 (平成29年12月1日~平成30年1月31日)	71(167)
編集後記	74(170)

## 平成 30 年 5 月号(第 235 号)

## 巻頭言

多様性と標準化 ..... 米沢 理生 4(174)

## 広報

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について  
.....5(175)

第13次労働災害防止計画の推進について .....23(193)

全国安全週間に当たって .....57(227)

平成29年度建設荷役車両  
特定自主検査強調月間実施結果報告 .....62(232)

## 随想

“これからの安全教育”とは ..... 秋友 雅浩 66(236)

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント  
..... 秋田県支部 株式会社 ビーワーク 68(238)

## シリーズ特集Ⅰ

作業中の災害事例 .....73(243)

## コーヒーブレイク

第109話 メンソーリヨー沖縄 ..... 寺岡 晟 77(247)

製品紹介 .....84(254)

超小旋回型油圧ショベル「PC138UU-11」/四脚クローラ方式を採用した双腕型コンセプトマシン

## 経済情報-1

働き方改革で残業代が減ると3%以上の賃上げ必要  
..... みずほ総合研究所提供 86(256)

## 経済情報-2

プレミアムフライデー 1年、「週休2.5日制」視野に辛抱強い対応を ..... みずほ総合研究所提供 88(258)

建荷協の動き .....90(260)

平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表 .....92(262)

## お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 .....100(270)

協会発行図書等のご案内 .....101(271)

特定自主検査者資格取得者名簿  
(平成30年2月1日～平成30年3月31日) .....105(275)

支部一覧 .....108(278)

編集後記 .....109(279)

## 平成 30 年 7 月号(第 236 号)

## 巻頭言

『落穂拾い』の精神 ..... 小平 正芳 4(284)

## 広報

平成29年(1月～12月)特定自主検査済標準章等頒布状況  
.....5(285)

常設委員会活動報告 .....8(288)

## 技術解説

全周囲モニターシステム「グッドビューア」の紹介  
..... 直 広明、宍道 康彦 17(297)

## そこが知りたい!「実践 働き方改革 労務管理講座」

「働き方改革」とは? ..... 中辻 めぐみ 21(301)

## 現場取材シリーズ

読売テレビ新社屋建設工事現場を訪ねて  
..... 森田 康太郎 32(312)

グラビア—読売テレビ新社屋建設工事 .....41(321)

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント  
..... 福島県支部 郡山自動車工業 株式会社 47(327)

## シリーズ特集Ⅱ

作業中の災害事例 .....53(333)

## 随想

趣味を大切に ..... 小林 憲文 57(337)

## コーヒーブレイク

第110話 ザルムブラウに満たされ、ベルヴェデーレに癒される ..... 寺岡 晟 59(339)

製品紹介 .....65(345)

ペイロード搭載の油圧ショベル2機種を新発売/ホイールローダー「WA480-8」/電動フォークリフト「gene B(ジェネビー)」に3トン系ハイキャパシティ車

## 経済情報-1

緊急リポート:アベノミクス5年と今後の10の政策提言  
..... みずほ総合研究所提供 68(348)

## 経済情報-2

サミットで生じた決定的亀裂、2020年代の不安を暗示  
..... みずほ総合研究所提供 70(350)

建荷協の動き .....72(352)

平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表 .....74(354)

## お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 .....82(362)

協会発行図書等のご案内 .....83(363)

特定自主検査者資格取得者名簿  
(平成30年4月1日～平成30年5月31日) .....87(367)

☆平成29年度の考案賞入賞作品の紹介 .....90(370)

☆「考案賞」対象考案の募集について .....101(381)

支部一覧 .....105(385)

編集後記 .....106(386)

◎機関誌モニターアンケート ..... 巻頭

## 巻頭言

日本人と働き方改革	竹村 広一	4(390)
就任挨拶	酒井 信介	5(391)

## 広報

第 7 回定時総会報告		6(392)
全国労働衛生週間に当たって		51(437)
平成30年度建設荷役車両特定自主検査強調月間		61(447)

## 技術解説

9.4.1 油圧ショベル搭載「お知らせ機能付周囲監視装置(FVM2)」の紹介		66(452)
--	--	---------

## そこが知りたい!「実践 働き方改革 労務管理講座」

これって労働時間?	中辻 めぐみ	70(456)
-----------	--------	---------

## 随想

心を豊かにしてくれるもの	室町 正博	80(466)
--------------	-------	---------

## シリーズ特集Ⅰ

作業中の災害事例		83(469)
----------	--	---------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	栃木県支部 コマツ栃木株式会社	87(473)
--------------	-----------------	---------

## コーヒーブレイク

第111話 続編『いい旅』	寺 岡 晟	92(478)
---------------	-------	---------

## 製品紹介

ホイールローダ 2 機種/新型超大型油圧ショベル EX-7 シリーズ/新型 SH120LC-7 マテリアルハンドリング機		100(486)
--	--	----------

## 経済情報-1

緊急レポート: 骨太政策と外国人労働の重要性	みずほ総合研究所	103(489)
------------------------	----------	----------

## 経済情報-2

「キーワードで読み解く地方創生」、重要な地産外商と地域商社	みずほ総合研究所	105(491)
-------------------------------	----------	----------

建荷協の動き		107(493)
平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表		108(494)

## お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料		116(502)
協会発行図書等のご案内		117(503)
特定自主検査者資格取得者名簿 (平成30年 6 月 1 日～平成30年 7 月31日)		121(507)
支部一覧		124(510)
編集後記		125(511)

◎機関誌モニターアンケート ..... 巻頭

## 巻頭言

VRを活用した体感型安全講習の導入	徳田 裕司	4(516)
-------------------	-------	--------

## 広報

平成30年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中!		5(517)
特定自主検査 業務点検表[検査業者用] の解説		8(520)
特定自主検査 業務点検表[事業内用] の解説		19(531)
平成29年度 特定自主検査実施状況(検査業者によるもの)		27(539)

## 技術解説

WM/RM05C1SN型スカイマスター(高所作業車)の紹介	太田 一広	32(544)
-------------------------------	-------	---------

## そこが知りたい!「実践 働き方改革 労務管理講座」

ハラスメントが引き起こす心の健康障害	中辻 めぐみ	37(549)
--------------------	--------	---------

## 随想

トリック(Trick)	中村 政治	47(559)
-------------	-------	---------

## シリーズ特集Ⅱ

作業中の災害事例		49(561)
----------	--	---------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	長野県支部 株式会社前田製作所	53(565)
--------------	-----------------	---------

## コーヒーブレイク

第112話 『台北に全員集合せよ!』	寺 岡 晟	58(570)
--------------------	-------	---------

## 製品紹介

大型ホイールローダ986K / ICT油圧ショベル ZX135USX-6 / 新型 2 トン級後方超小旋回ミニショベル『SK20SR』		66(578)
---	--	---------

## 経済情報-1

消費増税、2019年の影響が限られる理由	みずほ総合研究所提供	69(581)
----------------------	------------	---------

## 経済情報-2

緊急レポート: アベノミクスの総仕上げとポスト・アベノミクス	みずほ総合研究所提供	71(583)
--------------------------------	------------	---------

建荷協の動き		73(585)
平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表		75(587)

## お知らせ

協会発行図書等のご案内		83(595)
各種研修の受講料及び修了証再交付手数料		87(599)
特定自主検査者資格取得者名簿 (平成30年 8 月 1 日～平成30年 9 月30日)		88(600)
受賞のお知らせ		91(603)
支部一覧		93(605)
編集後記		94(606)

◎機関誌モニターアンケート ..... 巻頭

# 機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために  
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

## 販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B (Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金  
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：5,100部

掲載場所	頁/色	掲載料金
表紙2	1頁/1C	42,000円
表紙3	1頁/1C	36,000円
表紙4	1頁/2C	54,000円
前付	1頁/1C	34,000円
後付	1頁/1C	30,000円

- 広告原稿締切日：発行前月の7日
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部：03-3221-3661



社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION & LOADING VEHICLES

会長 酒井 信介

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F  
TEL : 03-3221-3661 FAX : 03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



## 特定自主検査業者の必需品!

### 内容明細

- ノズルテスター
- コンプレッションテスター
- デジタル回転計
- サーキットテスター
- バッテリークォラントテスター
- カラーチェック
- 足廻り測定具
- シックネスゲージ
- ノギス
- 油圧測定工具 (40MPa)

- \* 内容の変更についてはご相談下さい。
- \* Aセットでは非接触型の回転計となります。
- Bセットではデジタル回転計はディーゼル専用 (燃料高压管検知) となります。
- \* フォークリフト用チェーンゲージ、ガソリン車専用回転計も別途承ります。

(アルミ収納ケース付き)

本製品の御問合せ、ご注文は下記東京工場までお願いします。



## 新商品のご案内

### ポータブル流量計 (ポータブル油圧テスタ) (英国 WEBTEC社製)

オイルコンポーネントの保守管理

- 建設機械の油圧システムの流量・圧力・温度を簡単に計測できます。
- ポータブルなので、フィールドサービスでの故障診断・保守点検に威力を発揮します。
- 双方向の計測が可能ですので、計測時間が短縮できます。
- 計測能力

モデル DHT401 : 10-400 リッター/分 圧力 : 最大 40MPa

モデル DHT801 : 20-800 リッター/分 圧力 : 最大 48MPa

- 接続口金、ホースも別途ご用意しておりますので、お問い合わせください。
- 詳細は弊社ホームページでご確認ください。



### 作動油汚染度測定器 オイルコンタミチェッカー (英国MP FILTRI社製)

オイル管理はコンタミ管理から

- 測定油にレーザー光を照射、その透過率から固体汚染物の粒子の大きさと数を測定します。
- 測定結果は「NAS等級」、「ISO4406コードNo」のどちらにも対応、同時にプリントもできます。
- 油圧ラインに直接接続、本体が稼動したままで測定するライン計測と、採取油のサンプリング測定の2通りの測定方法。(別途サンプリングキットを使用)
- 測定結果は本体にメモリー、パソコンへの転送も可能です。
- ディーゼル燃料の汚染度も測定可能です。



オイルコンタミチェッカー LPA-2

### New インラインコンタミネーションモニター (英国MP FILTRI社製)

装置組みみタイプ

- 油圧装置への組みみで、オイルの清浄度を常時監視できます。
- USBメモリスティックでデータを簡単にダウンロードできます。(オプション)
- 専用ソフトウェアが付属、お手持ちのPCで容易にデータの取りまとめができます。
- 計測結果は内部メモリーに自動保存できます。
- データの通信はシリアル通信・アナログ通信共に対応しています。
- ICMモニター上で汚染度の等級 (ISO4406/NAS 1638)、粒子分布が確認できます。
- 水分計測 (%RH)、温度計測ができます。



その他、豊富な整備経験により生まれた油圧テスター・特殊工具の製造販売および各種専用機械・工具等の輸入販売を致しております。

## マルマテクニカ株式会社

■本社・相模原事業所 SE営業課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6-2-1

TEL 042 (751) 3024 FAX 042 (751) 9065

E-mail: overseas@maruma.co.jp

■東京工場

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-2-22

TEL 03 (3429) 2141 FAX 03 (3420) 3336

■名古屋事業所

〒485-0037 愛知県小牧市小針2-18

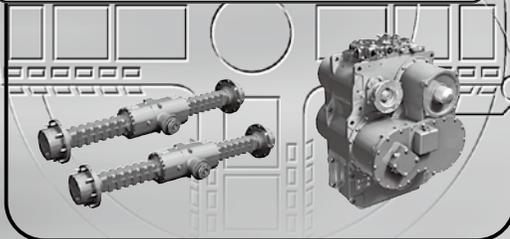
TEL 0568 (77) 3311 FAX 0568 (77) 3719

URL <http://www.maruma.co.jp>

MARUMA

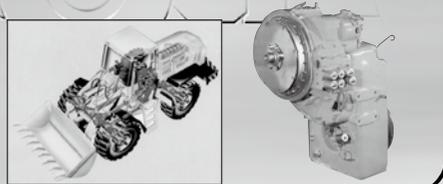
# あらゆる建設機械／シールドマシン・・・ 油圧機器の整備・再生

## イタリアDANA社のアクスルトランスミッション



## 建設機械用ZFトランスミッション

点検・整備は、日本ではマルマのみが対応



## 建設機械のあらゆる油圧機器

斜板式ダブルポンプ



斜板式ピストンポンプ



斜軸式ピストンモータ



## シールドマシン用油圧機器



シールド用ジャッキ

電動モータ付ピストンポンプ

## 建機と共に半世紀以上。確かな「信頼」をお届けします!

整備・再生された各Ass'yは、自社独自開発の多機能油圧機器試験機により性能を確認。各テストのデータはデータベースとして保存され、出荷後、マッチング調整や、搬送されてきた同等品の確認テストに活用します。この万全を期した体制がマルマの高い信頼性の由縁です。



MH-R220は従来の油圧ドライブ型油圧機器試験機に比べ、インバータ制御電動モーター駆動、及びエネルギー一回生回路の採用により大幅な消費電力量の削減を実現しました。大型油圧ポンプの試験も可能です。



## マルマテクニカ株式会社

本社・相模原事業所 営業部 整備油機課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6丁目2番1号

TEL042 (751) 3809 FAX042 (756) 4389

E-mail:yuki@maruma.co.jp

東京工場 〒156-0054

E-mail:tokyo@maruma.co.jp

名古屋事業所 〒485-0037

E-mail:service@maruma.co.jp

東京都世田谷区桜丘1-2-22

TEL03 (3429) 2141 FAX03 (3420) 3336

愛知県小牧市小針2-18

TEL0568 (77) 3311 FAX0568 (77) 3719

ホームページにおいても油圧機器整備公開中

URL <http://www.maruma.co.jp/>

# 特定自主検査 お済みですか？

— 作業前に検査済標章を確認しましょう —

## 特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を越えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を越えない期間ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



### ■ どの検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

〔安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23〕

### ■ 検査の記録は

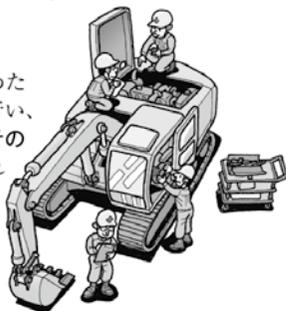
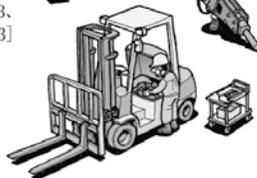
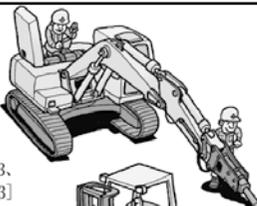
検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。検査年月日 検査方法 検査箇所 検査結果 検査実施者名 検査結果の措置内容

〔安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25〕

### ■ 異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

〔安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28〕



### ■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

〔安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4〕

### 法定検査機器

事業者（ユーザー）からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 摩耗ゲージ



### ■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。

〔安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項〕



### ■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

〔安衛法 第119条、第120条、第122条〕

特定自主検査や月例検査でお知りになりたいことはございませんか？  
当協会支部や協会会員にお気軽にご相談下さい。



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

会長 酒井 信介

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F  
TEL : 03-3221-3661 FAX : 03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



ちよつと待って

# まだ使えます、そのエンジン！

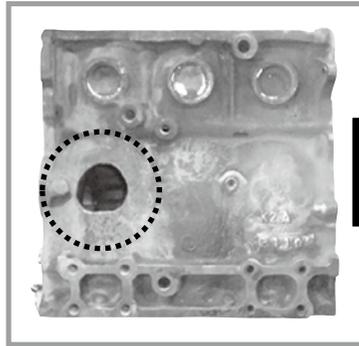


あきらめる前には是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

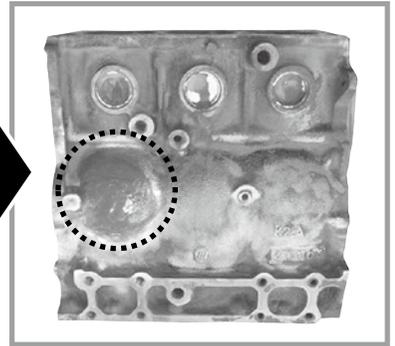
★シリンダーブロック足出し補修再生★



E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

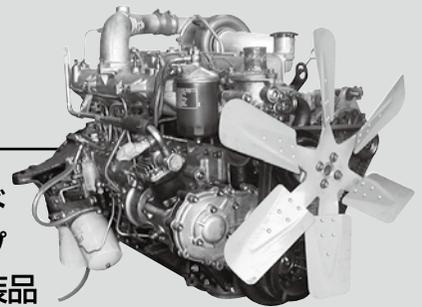
皆さんがお困りの事解決いたします！

# リビルト品の活用は 不況脱出の切り札！

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

## 業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



お陰様で40周年を迎えることができました。



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (🖱️) URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュユーザーサービスステーション

株式会社

北日本リビルトワークス

〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様へのみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



セインは、1955年に初めて特許取得済みのカップリングを発売して以来、安全で高品質な製品を製造しています。ヨーロッパ市場では業界のリーディングカンパニー、また定番メーカーとしての地位を確立しており、現在では世界17拠点で販売しています。

# 空気のように 安全を当たり前

ホースリール

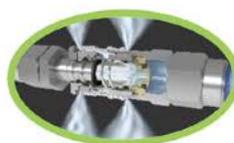
## Safety Reel

FOR SAFE PERFORMANCE IN WORKPLACES



エア用カップリング (残圧除去機能付)

## eSafe™



- ブレーキ機能で緩やかなホース巻き取り
- 大流量・低圧力損失
- ホースのよじれを防止するガイド付き

- 分離時のホース反動防止
- 大流量・低圧力損失
- ワンタッチで接続・分離が可能

### 安全

ホースの反動によるケガ / 生産品へのダメージを防止



違いは歴然！  
動画でご確認下さい▼



省エネ &  
作業効率 UP

流量UP・圧力の損失低減によりパワー不足解消  
作業時間短縮



eSafe



Brand X

違いは歴然！  
動画でご確認下さい▼



その他、エアガン、ホース等もごさいます。当社ウェブサイトをご覧ください。

セインジャパン株式会社 〒302-0106 茨城県守谷市緑1-2-1  
TEL: 0297-21-1971 FAX: 0297-48-9937 sales@cejn.co.jp

www.cejn.co.jp